

柏木甚右衛門覺書帳
湯山安右衛門日記

発刊にあたって

裾野市長 市川 武

このたび、裾野市史編さん事業の一環として、資料叢書1『柏木甚右衛門覚書帳 湯山安右衛門日記』を刊行する運びとなりました。

当市史編さん室では、専門委員、調査委員の皆様を中心に不断のご努力をいただき調査、研究が進められており、市史『資料編』七巻、『通史編』二巻、『図説編』一巻の他、随時『市史研究』『資料叢書』『民俗調査報告書』を刊行してまいります。

市内に所蔵されている文書、記録類は多岐多量にわたり、『資料編』に収録できる史料は、重要なものを選びながらもほんの一握りに限られてしまいます。貴重な史料を埋没させることのないようこれを補うものとして『資料叢書』を発刊するものです。今回お届けする「柏木甚右衛門覚書帳」(十七世紀後半～十八世紀前半・天和～享保年間)、「湯山安右衛門日記」(十八世紀前半・宝永～正徳年間)は、この時代の残存する覚書などの史料が少ないことから大変めずらしいものです。くわしい内容は、解説に譲るとして、この「覚書帳」、「日記」から当時の郷土の姿、風俗、日常生活等が克明に浮彫りにされ非常に興味深いものです。この資料が市民の皆様にも活用され、郷土の歴史や文化に対し、更に深い関心と愛着そして理解や知識を持つていただければ幸いです。

本書を発行するにあたり、貴重な資料を提供してくださった柏木正男氏(沼津市添地)、湯山匡秀氏(市内御宿)と、当初「覚書帳」、「日記」の解説にあたられた、故牧野隼氏、大庭景申氏、並びに古

文書を読む会の皆様、さらに解説、解説執筆を担当せられた菊池邦彦氏（調査委員・都立航空工業高等専門学校助教授）、関根省治氏（調査委員・県立沼津東高校教諭）に厚く感謝をいたします。

市史編さん事業につきましては、今後とも市民の皆様方のご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

平成二年三月

目次

発刊にあたって	……………	掘野市長 市川 武
凡 例		
柏木甚右衛門覚書帳	……………	(1)
湯山安右衛門日記	……………	(75)
1. 宝永五年日記	……………	(77)
2. 宝永七年日記	……………	(85)
3. 正徳二年日記	……………	(122)

凡 例

一、適宜、読点や並列点を付した。

し、小活字を用いて区別した。

一、漢字は原則として常用漢字を用いた。ただし、固有名詞（人名・地名など）は史料のままとし、近世史料に

者（ハ）、江（エ）、与（ト）、茂（モ）、ニ而（ニテ）、而已（ノミ）

慣用的に使用される表（儀）・百姓（百姓）・直段（直段）・堀抜（堀抜）・大夫（太夫）・世倅（世倅）などもそのまま用いた。

一、繰り返し記号として、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」片仮名は「ヽ」、数字分は「く」を用いた。
一、敬字のための欠字は一字あけとした。

一、変体仮名、旧平仮名等は現代平仮名に直した。ただし左記の旧仮名・合字は残した。

一、虫損・汚損などにより判読不可能な箇所は、字数の推定できるものは□□で、不明の場合は□□や□□

ゐ、ゑ、ハ、ハバ、ツ、ツツ、ヨリ、
メ（シメ）

一、校訂者の注は全て（ ）で示した。

一、助詞等に慣用的に使われる左記の文字は漢字として残

一、年月日はゴチック体を使用した。



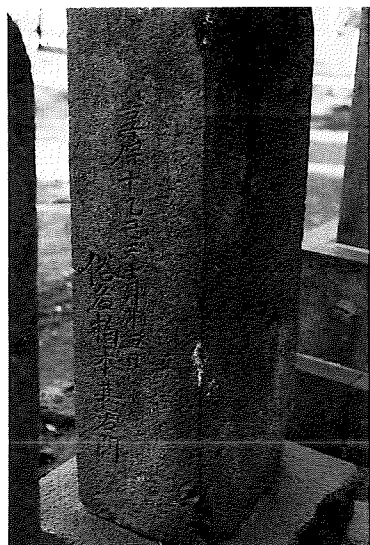
古宿山（三島市佐野）より柏木屋敷をのぞむ



柏木屋敷に残る土塁



柏木家墓所



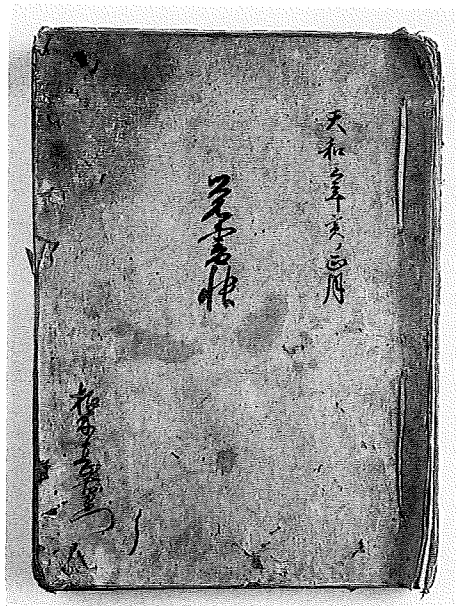
甚右衛門の没年



甚右衛門夫妻の墓

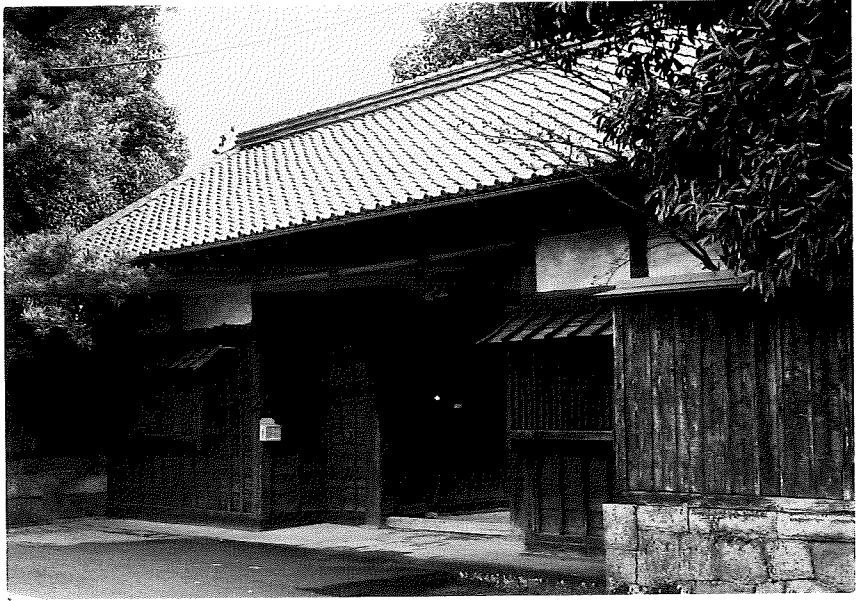
一切定本
 一才り更新
 一善相打ち

一箱根堀貫の部分
 一箱根湖水掘抜の部分



- 右上 覚書帳表紙
- 左上 箱根掘貫の部分 (初出)
- 右下 箱根湖水掘抜の部分 (再出)

一箱根湖水掘抜の覚書帳表紙
 一箱根掘貫の覚書帳表紙
 一箱根掘貫の覚書帳表紙
 一箱根掘貫の覚書帳表紙



下湯山家長屋門

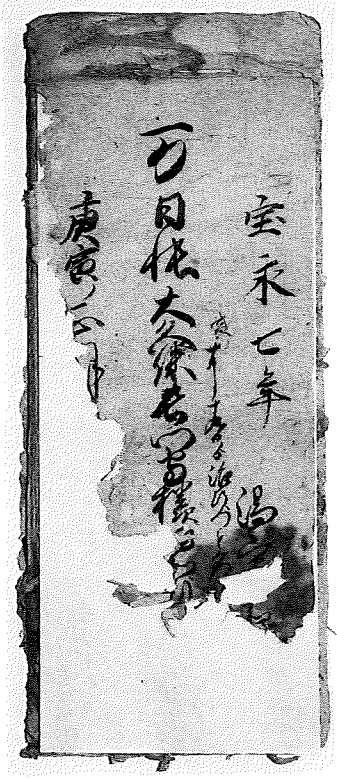
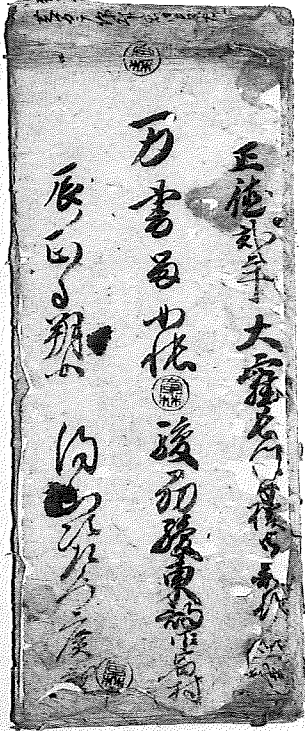
二月七日
 二月八日
 二月九日
 二月十日
 二月十一日
 二月十二日
 二月十三日
 二月十四日
 二月十五日
 二月十六日
 二月十七日
 二月十八日
 二月十九日
 二月二十日
 二月二十一日
 二月二十二日
 二月二十三日
 二月二十四日
 二月二十五日
 二月二十六日
 二月二十七日
 二月二十八日
 二月二十九日
 二月三十日

宝永五年日記の書出部分

二月五日
 二月六日
 二月七日
 二月八日
 二月九日
 二月十日
 二月十一日
 二月十二日
 二月十三日
 二月十四日
 二月十五日
 二月十六日
 二月十七日
 二月十八日
 二月十九日
 二月二十日
 二月二十一日
 二月二十二日
 二月二十三日
 二月二十四日
 二月二十五日
 二月二十六日
 二月二十七日
 二月二十八日
 二月二十九日
 二月三十日

宝永五年日記 友野与右衛門ら元メの名がみえる

正徳二年日記表紙



宝永七年日記表紙

柏木甚右衛門覺書帳

柏木甚右衛門覚書帳 目次

1	天和3年2月	寺社改で駿府に出向く……………	7
2	"	分限の法度を村中に触る……………	7
3	"	箱根用水の上穀や新田・番人扶持米などを定む……………	7
4	貞享2年10月	大地震おこる……………	7
5	天和3年閏5月	稲葉正通家督を相続する……………	7
6	貞享2年12月	稲葉正通三嶋通過の時、甚右衛門松明を調える……………	8
7	"	12月 稲葉氏越後へ領知替となる……………	8
8	貞享3年正月	稲葉氏歴代……………	8
9	貞享2年12月	大久保加賀守小田原藩を領す……………	8
10	寛文7年8月	箱根掘貫きの経過・人物・規模……………	8
11	貞享4年2月	茶畑村新堤……………	8
12		御藏大枡……………	8
13	貞享5年10月	元禄と改元……………	8
14	"	6月 小田原老中杉浦氏宿泊する……………	8
15	"	9月 小田原老中服部氏宿泊、甚右衛門箱根迄案内する……………	8
16	貞享5年8月	箱根掘貫水公儀へ取上げられ、水支配人・使番を定める……………	8
17	元禄2年9月	沼津領代官小長谷氏に目見える……………	9
18	元禄3年3月	小田原代官交代する……………	9
19	元禄3年	佐野村の者、大畑山でかや刈出入……………	9
20	元禄4年	甚右衛門子又四郎の縁組……………	9
21	元禄5年2月	公文名村の者、かにヶ窪山で火事を……	9
22	"	2月 中丸作兵衛家より火事出る……………	10
23	"	2月 神山村山で榎木の用材をとる……………	10
24	"	4月 郡代郡八郎右衛門が用人となる……………	10
25	"	6月 甚右衛門母と女房が湯治をかねて寺社参詣に出る……………	10
26	"	6月 相州飯泉観音造立で奉加帳がまわる……………	11
27	元禄5年	沼津と原の代官が交替する……………	11
28	"	4月 郡代郡氏用人となる(再出)……………	11
29	"	6月 浅間宮修覆の許可を願う……………	11
30	"	9月 郡代梅原氏甚右衛門家に泊る……………	11
31	元禄5年9月	代官など検見の途中宿泊する……………	11
32	"	9月 原町代官市野氏が御宿村に泊る……………	11

33	元禄5年9月	小田原寺社奉行閉門で交替する	11
34	"	浅間宮修葺許可される	12
35	"	原町代官市野氏に面会する	12
36	"	畑金を持参する	12
37	"	箱根番所柵木を結替る	12
38	"	鉄砲改帳	12
39	"	愛宕山之坊善悦が宿泊する	12
40	"	伊勢の森田氏が村内に泊る	12
41	"	槻を切る	12
42	元禄6年正月	小田原代官惣替り	13
43	"	水不足の兆候	13
44	"	大雨で洪水となる	13
45	"	ささ竹の実がなり、柄在家の者が取る	13
46	元禄6年12月	五代將軍綱吉が来春藩主屋敷に下向	13
47	元禄7年3月	小田原領村々も三島宿へ伝馬を出すことになる	13
48	元禄7年	綱吉、各老中の屋敷へ下向	14
49	"	四人の老中に一万石宛加増あり	14
50	"	將軍御成が無事に済み、藩領村々の名主に食事が下される	14
51	元禄7年4月	真木仲買様ご願の仲介をする	14
52	"	三鳴代官が交替する	15
53	"	駿東郡の名称を使用する	15
54	"	猪除垣を願う	15
55	"	御厨代官が交替する	15
56	"	大風雨の被害を注進する	15
57	"	伝馬役の名主引高に異論をとなえる	15
58	元禄8年3月	小田原郡代が交替する	16
59	"	將軍綱吉が藩主屋敷へ下向する	16
60	"	内林居くねの槻を家修葺に使用する	16
61	"	神山村大橋掛け直し用槻を取る	17
62	"	家を又四郎に任せ別家を願う	17
63	元禄9年7月	金銀吹直しについて	18
64	"	式朱金新鑄、似せ金銀取締り令	18
65	元禄10年	原領代官退役する	19
66	"	紀伊国屋文左衛門、下和田村・深山村の山より用水を切り出す	19
67	承応3年3月	茶畑村など四ヶ村入会手形	19
68	元禄10年	当暮より平松新田別村となる	19

84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69			
"	"	"	"	元禄12年正月				"	"	"	"	"	"	"	元禄11年6月			
10月	9月	4月	5月	隣四ヶ村への方角と距離				10月	10月	9月	9月	8月	8月	8月	沼津領・原領が旗本領となる			
町人百姓衣類・乗物の触	大野山入会訴訟、下郷敗訴	箱根掘抜口留木払下げ	下土狩御蔵加番の前例	につき書上	村内三間堀・二間堀・九尺堀と新堤	茶畑村・平松新田の石高の変遷	遠州番所について	箱根関所柵木結替えのへき竹を	大久保加賀守の隠居と相続	江戸上野仏殿額板三嶋通過	小田原藩領城付分	国絵図作成	佐野村六給となる	沼津代官が交替する	(元禄の地方直し)			
24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20			
101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85		
	"	"	"	"	"	元禄14年7月			元禄14年2月	元禄14年正月	"	元禄13年7月		"	"	元禄13年2月		
秋葉山快専院	又四郎に畑成田を届けるよう勧める	鉄砲帳改	検見が行われる	代官守屋氏が再度尋ねる	大風雨	沼津領代官守屋氏が箱根掘抜の事を尋ねる	洪紙掇様の事	天和二年巡見使	支配は甚右衛門	子又四郎に名主役を譲る、箱根水	以外は偽り	公用以外の印判書、甚右衛門自筆	村内不届き者帰参	本宿村と沼津領15ヶ村牧堰出入	堰原大堰の間敷	江戸評定所へ箱根掘抜修覆を願う	甚右衛門、豆州絵図に異論	相・駿・豆国境改め
31	30	30	30	30	30	29	29	29	29	28	28	28	28	27	26	25		

102		多呂里兵衛居所	31
103		内膳子供居所	31
104	元禄16年11月	元禄大地震	32
105	" 17年3月	宝永と改元	32
106	宝永元年12月	綱吉、甲府藩主を養嗣子とする	32
107	" 4月	箱根掘抜口留木払下げ	32
108	宝永2年6月	大雨出水	32
109	" 9月	小田原藩主老中となり、加賀守と改名	32
110	" 9月	小田原城天守のしん柱	32
111		甚右衛門先祖書	33
112	宝永3年4月	元理・久兵衛跡式不埒一件	33
113	" 4月	駿府代官が交替する	33
114	" 7月	小田原役人、大年寄役となる	33
115	" 3月	深良村と水掛り28ヶ村水論	33
116	宝永4年11月	富士山やけ	34
117		大久保加賀守知行高覚	34
118	宝永5年閏正月	伊奈半左衛門支配となる	35
119	" 2月	宝永通宝流通	35
120	宝永6年正月	五代將軍綱吉死去	35
121	" 10月	鉄砲改	35
122	宝永6年10月	甚右衛門自筆以外の印判は偽り	36
123	寛文7年	先年巡見使通行覚	36
124	宝永7年3月	巡見使通行	36
125		定輪寺の事	36
126		長窪古城の事	36
127	宝永7年4月	新金吹直しについて	36
128	宝永7年5月	大野原入会につき詮証文	37
129	宝永8年4月	正徳と改元	37
130	正徳元年5月	平松新田の入会山	38
131	宝永8年11月	琉球人の三嶋通行	38
132	正徳元年10月	朝鮮人の三嶋通行	38
133		伊豆佐野村六給(再出)	38
134	正徳6年7月	享保と改元	38
135	享保元年7月	大久保加賀守領に復帰する	38
136		柏木甚右衛門戒名	38
137	享保4年7月	岩船山地蔵巡行	38
138	寛文6年	箱根掘抜覚書	39
139	享保10年	隣村名主交替覚書	40
140	貞享3年	大久保家小田原藩領時代の年貢高覚	40
141	宝永5年	伊奈半左衛門支配年貢高	47

(表紙)

天和三年亥ノ正月

覚書帳

柏木甚右衛門

同三月五日

一 此度被仰出候分限之御法度、村中へ申ふれ候(行カ)させ候、
組頭弥々組中へ可申付判形致候、定夫左五兵衛、

四月二日

一 当年ノ畑成田七年畑年貢上穀ハ堀貫ノもの方へ遣候筈
ニ候、上田壹反ニ式斗、中田壹反ニ壹斗七升、下田壹反
ニ壹斗四升つ、

同日

一 水帳ニ無之新田、堀貫之者と立合、書付相渡、其上ニ而
堀貫之手前可相極事、

同日

一 駿河戸堀口之番人付置候儀、水掛り之村々より向後扶
持米出可申事、則、沼津領も一同ニ定り候、
(地震のこと)

一 貞享貳年丑ノ十月廿六日ノ朝、大ないより申候、昼迄

之内五度、晩ニも三度より候、

一 稲葉丹後守様申ノ十二月、京都へ御越被遊、亥閏五月
(小田原藩主 正通)

ハ御下り、御家督御請取、亥ノ閏五月廿七日ニやまふき
之間ニ而被仰付候由、同八月小田原へ御越、十五日ニハ
御領分中名主不殘御目見へ被仰付候、寺社方ハ十六日、

(二六八三)
天和三年亥ノ二月五日

一 寺社御改ニ付、駿府へ甚右衛門・五右衛門・半十郎・

甚四郎参候、何れも宮支配と書付候ニ付、以来参候儀

無用之由被仰付候、余村ノ参候者祢宜と可書付申分、

毎年駿府へ宗門手形を納申筈ニ候、御奉行衆ハ大久保
(駿府町奉行 長田重以)

大久保忠昌
(駿府町奉行)
甚兵衛様・長田六左衛門様、

十七日之内也、それより九月初ニ京都へ御登り被遊候、

一 貞享貳年十二月、丹後守様御下り被遊、十二月朔日之

晩、若殿様卯右衛門様沼津ニ御泊り被遊候、同二日晚、

丹後守様三嶋ニ御泊り被遊候、則、夜ノ八つ前ニ御立

被遊候ニ付、たいまつ調、三嶋を箱根へとほさせ申候

付、其奉行ニちや畑甚右衛門被仰付候、御かこ之近所

成程念を入申候、

一同五日ニ江戸江御着被遊候ニ、(越後)ち後へ御所替之由被仰

付候、それより十二月十三日ニ村々へ被仰付候、殿様十

五日ニ天下へ御目見へ被遊由ニ御座候、それより小田原へ

御帰り、百日御やすミ、越後へ御越被遊由ニ候、

(二六八六)貞享三年寅ノ正月

一 当年五十四年以前酉ノ年稲葉古丹後守様江渡り候、其

次美濃守様御取被遊候、其次当丹後守様御取被遊候、

貞享貳年丑ノ十二月五日より

一 大久保賀加守様へ渡り申候、御引渡シ寅二月六日より段

々御引渡シ有之候、

一 箱根堀貫未八月朔日より初、(寛文七年)亥ノ四月廿日ニ出来候、水

通り候事、廿二日より通り候、

堀抜仕候者江戸町人

友野与右衛門 浅井佐次右衛門

橋本山入 須崎源右衛門

一 堀貫長サ七百八拾間有之候、

一 寸かま新堀も七百八十間有之候、(須釜)

同山三而、

一 茶畑村新堤、(二六六七)貞享四年卯ノ二月被仰付候、

一 御蔵大升、深サ九寸三分四厘、横九寸五分七厘、

一 一年号替、辰ノ十月六日三元禄元年ニ被仰付候、

一 小田原御老中杉浦平大夫様、辰ノ六月二日ニ御泊り、是

よりはこね通り小田原へ御帰りに被成候、則、金沓分被下候、

一同御老中服部清兵衛様、辰ノ九月十日ニ御泊り被遊候、

是よりはこね通小田原へ御帰りに被遊候、はこね迄甚右衛

門も御案内ニ参候、則、金子被下候、

一 箱根堀貫水之儀、(貞享五年)辰ノ八月より御公儀様へ御取上ケ被成、

沼津領御代官小長谷勘左衛門様へ被仰付候、就夫、水懸

り村々之内名主兩人水支配人ニ御極、沼津領ニ而御宿

村平次郎、小田原領ニ而茶畑村甚右衛門并使番之者ち

や畑ニ而式人、御宿ニ而式人、メ四人、壹人ニ付金式両つ、被下候、

一 沼津領御代官様小長谷勘左衛門様、巳ノ九月朔日ニ江戸より御越被成、同二日ニハ御領分中名目見ヘ罷出候、然処ニ、茶畑村甚右衛門ハ水支配人ニ候間、是と沼津問屋一道ニ目見ニ罷出候様ニと被仰付候、其次ニ村々名主罷出候、

一 小田原ニ而爰元御代官酒井田八郎兵衛様御相役赤沢久助様、元禄三年午ノ三月二日ニ御替り被成候、則、御替りニ丹羽与次右衛門様被仰付候、

元禄三年午

一 佐野村之者、大畑山ニ而かや壹駄かり、大畑通り参候を、大畑之者おろし候付、大畑組六ヶ村之内、当八月者御宿村当番ニ而候ヘハ、さの村ノ御宿村名主方へ節々断申ニ付、平次郎方ノ甚右衛門方ヘ申越候ハ、我等も佐野村ヘ参候間、出合候て様子承給候様ニと申ニ付、さの村ヘ参候、さの村之者申候ハ、前々ノ少々つ、五駄・三駄つ、かやかり申由申候、大畑之者申候ハ、かや之儀一円からせ不申由申候、馬草かり敷計からせ候

由申候、然共、大分之儀ニハ無之候、馬草かり敷之かり立ニ而、少々つ、かり候様ニ可被致と、両方ヘ申渡

候、大畑村ヘハ平次郎申渡候、以上、

元禄四年未

一 又四郎縁組、かつら山村加左衛門娘、十一月廿八日ニ参

候、

元禄五年申ノ二月二日、公文名村作右衛門かにケ窪山

ニて火出シ、山をやき申候、当村作左衛門・庄左衛

門分林やき、就夫、公文名作右衛門、水窪村長孝寺ヘ

かけ入罷有候、然上、公文名助右衛門并市右衛門式人、

同日私処ヘ参申候ハ、私共村ノ作右衛門、今日山ニ而

火出やき申候、御注進被成候儀、御延引被成被下候様

ニと、早々私共参候と申候、

一同四日ニ公文名村ノたのミ申由ニ而、麦塚村与右衛門

殿・いつ嶋田村半七殿・水窪村平九郎殿・上土狩藤三郎

殿参被申候ハ、公文名村之者山ヘ火を付、野山并林と

もやき申ニ付、水窪村ノ寺ヘ入寺仕罷有候、此者之儀、

不届キ千万ニ御座候ヘ共、右之寺并公文名村ノい

断申ニ付、茶畑村ニてかん(堀忍)にん致被下候様ニと被

申候、私申候ハ、近頃不埒成儀ニ候へ共、其段村之者へ相談可致と申候、村々名主衆重而可參と被申候、

一 右之通り訴訟被申ニ付、然上ハ、かにケ窪^{（速）}かうたう坂上

下迄新林ニ致候分、不残禿シ被申候者、作右衛門儀も早束埒明可申と存、其段公文名村弥七并組頭権右衛門方へ、

当村新左衛門遣候へハ、公文名村名主組頭申候ハ、少も相違之儀無之候、然共、又同七日ノ朝佐右衛門・新左衛門

兩人公文名村へ遣、弥七殿・権右衛門殿へ出合、かにケ窪林共禿可申候間、重而相違無之様ニ可被成と申候へ

ハ、左様之儀少も相違仕間敷候、作右衛門儀、今日埒明ケ可被下と被申候ニ付、佐右衛門・新左衛門罷歸り候、

一同七日ニ与右衛門殿・半七殿・平九郎殿・安兵衛殿御越被申候ハ、公文名村作右衛門儀、何とそ埒明申様ニ

被成可被下と被申候ニ付、内々ニ而も申合候通り、かにケくほノ林共禿可申由、公文名村名主組頭衆被申候

間、此方ノ者共へも達而いけん申候間埒明可進と申、其段村中之者へ聞申、則、作右衛門儀ゆるし申候、弥

々かにケ窪ニ而并それぐ上之儀ハ、林ニハ自今以後仕間敷由ニ相究申候、以上、

（二六九）
元禄五年

一 申ノ二月廿一日昼、中丸作兵衛家ガ火事出候様子せん（註）

きいたし候ニ、かつそをかへはき候而、それヲに申ニ、（煮）

庭ノ火所ガかきへもゑ上り、風つよく候へ者、又々屋

ねへ焼上り、それガ類火、太兵衛・新右衛門迄三軒、

即時ニ焼落申候、作兵衛儀ハ二七日延慮仕候、（遠）

一 元禄五年申ノ二月、当村榎木神山村山田高地入山ニ而取（備）

候、長五間五尺、は、式尺五寸、厚サ式尺、但、引人

足之儀、神山ガ竹原迄十二ケ村ガ、一日三三百人つ、（長泉町）

出申候、奉行人ハ、水窪御拾分一場役小関清左衛門殿

三日、鈴木次兵衛殿一日、日数ハ廿六日ガ廿九日迄引

申候、引人足四日三千式百人つ、申候、但、高百石ニ

人足六人四分五厘つ、出申候、

一 御郡代郡八郎右衛門様、元禄五年申ノ四月ガ御用人ニ

被仰付候事、

一名主甚右衛門母年六拾五、同人女房年四拾三ニて、元

禄五年申ノ六月、御公儀様へ御願之儀申、相州宮下江（箱根町）

并堂沢へも湯治仕候、其節たうのミね寺へ參詣申、長

光山へも參詣申、小田原見物申、大山寺へ參詣申候、（伊勢原市）

六月五日ニ參候而、同十二日ニ罷歸り候、

一元禄五年申ノ六月、相州飯泉十一面觀世音菩薩造立ニ

(小田原市勝福寺)

付、前例之由ニテ、御厨迄心次第奉加帳村々へ坊主両人持參申候、帳面一冊つ、指置申候、

一沼津御代官様小長谷勘左衛門様、元禄五年 御替り被

成、西国へ拾万石之御代官ニ御越被成、則、沼津へ者

(代官 正清 太郎左衛門ともい)

大草太左衛門様方へ被仰付候而、御代官被成候、原宿

(代官 真防とわあき)

ハ市野惣太夫様御越被成候、只今迄遠州ニ御代官被成候而、彼地ノ御越被成候、箱根堀抜水之儀、市野惣太夫様方へ江戸ニ而被仰付候、

一 小田原御郡代郡八郎右衛門様、申ノ四月ノ御役替被成

候、御用人ニ被仰付候、殊外御上り被成候、

元禄五年申ノ六月

一 浅間宮修覆ニ付、当村山之内ニ而槻被下候様ニ願書指

上申候へハ、勝手次第取申様ニ被仰付候、

一 浅間宮破損ニ付、村中之力を以修覆仕度儀、寺社方へ

(小田原寺社奉行)

願書指上ケ申候へハ、関小左衛門様ノ願之通致候様ニ

と被仰付候、

一 御郡代梅原九郎左衛門様、申ノ九月十二日ニ茶畑村名

主甚右衛門所ニ御泊り被成候、上下九人、

一 御代官丹羽与次右衛門様并野田友太夫様・青木仁右衛

門様、上御厨十二三ヶ村小検見被成、引田有之村御覽

被成候而、申ノ九月十七日ノ晚、茶畑村甚右衛門所

ニ御泊り被成候、上下十三人、神山(御殿場市 震泉町)ノ竹原迄御免合御

請申ニ付、西田中村(御殿場市)ノ爰元迄御越被成、十八日ニハ、

是ノ小田原へ御歸り被成候、

一 原町御代官様市野惣太夫様ニ、申九月十八日晚、御宿

村平次郎御泊り被成候、則、平次郎所へ甚右衛門參、

御目ニカ、り申候、御手代衆ハ内藤彦兵衛殿・同新右

衛門殿、是兩人ハ頭分、

一 小田原寺社御奉行関小左衛門様・若林源五兵衛様御両

人ニ而被成候、源五兵衛様辰ノ春御替被成、岩瀬藤大

夫様ニ被仰付、小左衛門様・藤大夫様御兩人ニ而被成

候、然処ニ、藤大夫様箱根御番頭二度々御越被成候、

(日金山東光寺)

申ノ六月箱根御番ニ御越被成、しのびニ日金へ參詣被

成候ニ付、左様之儀殿様へ相聞へ、藤大夫様早々平門

(閉)

ニ被仰付候、寺社御替りニ山田弥一左衛門様へ被仰付、

申ノ九月ノ小左衛門様・弥市左衛門様御兩人ニ而被成

候、

一 茶畑村氏神淺間之宮破損致候ニ付、修復仕度段、寺社
方願書差上申候へ者、寺社御奉行関小左衛門様(人)が被仰
付候ハ、宮修復之儀、勝手次第致候様ニと、申ノ九月
七日ニ被為仰付候、

一 宮之儀ニ付、槻少被下候様ニ、願書山御代官様へ差上
ケ申候へハ、御郡代所へ願書御持参被成候、先年(由)之
油緒も有之宮ニ候間、願之通被下候様ニと御座候、槻
ニ而道具茶畑村山之内けつほケ尾と申所ニ而、槻(茶)本被
下候ニ付、則、道具取申候、并よろの木ノほら(長)ニ而も、
うろ木(元禄五年)本被下候、

一 申ノ十月八日、原町ニ御座候御代官様市野惣大夫様へ
甚右衛門罷越申候、御陣屋ニて御目ニか、り、緩々と
御ちやをも被下候、

一 申九月廿五日、畑金持参之儀、下土狩権左衛門殿(長)・竹
原村四郎右衛門殿(人)兩被参候、不足ノ分持参ニハ、茶畑
村(長)が組頭彦人彦左衛門、十月二日参候、

申ノ十月十三日
一 箱根御番所柵木結替被仰付候ニ付、見分(長)ニ上土狩藤三

郎殿被参候、立替木数三百五拾本有之候由、則、仙石
原へ廻り渡シ申候、直段ハ百文ニ付六本つ、(但、末)
口ニて(運賃)老尺廻り程之由、先年ハ箱根渡シ(賃)ニ而、うんち
んニかまへ不申候へ共、藤三郎覚不申由ニて、今度ハ
うんちん五百文渡申答ニ究申候、

一 右之柵木結申名主番、水窪村甚兵衛殿・上土狩藤三郎
殿兩人参答ニ候、則、十月廿五日が参候、

一 鉄炮御改帳、申ノ十月十四日石脇村甚四郎被参候、神
山が下惣代也、

一 愛宕山之坊善悦、申ノ十月十三日ノ晩ニ御泊り候、
一 伊勢之森田大郎右衛門殿宿、元禄五年申ノ十一月十七
日晚、瀧頭(組)くみニて仁左衛門致候、米之直段三十九表(俵)

かへ、いつさ(伊豆佐野)のハ四十表かへ、

一 当年願書差上申ニ付、槻被下候ニ付、よろの木之ほら
ニて、元禄五年申ノ十一月廿三日ニ(長)本伐申候、則、
きりニ参候者、我等手前ノ八兵衛并甚藏、ミの下清三
郎、(一ノ瀬)老ノせ八左衛門参候、

一 右ノ木、板妻村清右衛門・伝右衛門、是兩人ノ木引山
へ参山取致候、めしたきニ藤兵衛遣候、

一 小田原御代官衆何れも惣替ニ、酉正月廿七日に被仰付、

御尉御代官酒井田八郎兵衛様・河辻忠右衛門様、相州

中筋へ被仰付候、御尉へハ青木吉右衛門様・大西吉大

夫様、御手代天野理右衛門殿也、

一 酉ノ三月三日ノ朝、さをつよ少も無之候、左候へハ、
(元禄六年) (竿) (露)

五六月田へ掛ケ申水不足仕候由申、以前々世間ニ而申

由ニ候、則、近年無之大分ノ大日てりニ而、方々に日

損御座候、はこねほり貫水も不足ニ候而、日損田有之候、

一 酉ノ四月廿五日・廿六日両日大雨にて、伊豆ノ奥水大
(元禄六年) (西南町) (沼津市)

分出候由ニ而、田方川通日守村・大平村大分ノ水上り、

かり麦不残押なかし申候、かり不申分もおしうめ、苗
(流し) (押) (埋)

代おしうめ申由ニ候、大平村ニ而麦上ケニ參候者壹人な

かれ申候、沼津浦ニ而麦大分ニ上ケ申候、

一 山のさ、竹ニ味なり申候而、柄在家之者ハ山へ參、さ
(美)

、の味を取申候、壹人ニ而壹斗も式斗も取候而參候、

平松新田并万人かう塚之者取分大分取申由、
(五代將軍) (細吉)

一 公方様被為仰出候ハ、酉十二月三日御意被為遊候由、

来春小田原殿様大久保加賀守様御屋敷へ御成可被遊由、
御意被遊候、則、并ノ御屋敷并金子壹万兩御拝領被遊、

前ノ御屋敷と一所被成候、其御屋敷ニ御成御殿御立被
(元禄七年)

遊候、戌ノ二月十五日切ニそうし共御仕廻ニ候、二月
(宗) (辰)

晦日ニ御成被為遊、正旨之御こし物殿様へ御拝領被遊
(能) (嘩)

候、御座敷ニ而御のふ三番・はやし二番以上五番、
(講) (祝)

其上こうしやくヲ被遊候、

一 御成之儀ニ付、殿様御祈祷ニ、御領分中村々ニ而日まち

ヲ仕、正月を致候事、就夫、殿様ニも殊外御万悦ニ被

為思召候由、

一 道中御伝馬之儀、遠方之村々人馬參候而ハ、御手つか

へ申由にて、御伝馬之村々御割替被遊候、

一 小田原御領分ノ村、只今迄ハ御伝馬仕候覺無御座候へ

共、下土狩村ハ定助、其外竹原村・上土狩村・水窪村・

嶋田村・麦塚村・茶畑村・公文名村并久根村、此村々
(二六九四)

ハ大助人馬出申筈ニ被仰付候、元禄七年戌三月廿八日
(鶴)

ハ馬三しまへ出申候、

一定助高六千六百九拾石 十八ヶ村

一大助高貳万三千九拾貳石 四十七ヶ村

二口合貳万九千七百八拾貳石 大定助 六拾五ヶ村

二六九四
元祿七年

正月

(勘定吟味役)
諸伝左衛門忠直

(勘定吟味役)

荻彦次郎

(勘定奉行 二月より)

井三十三郎

(勘定奉行)

稲伊賀守

(勘定奉行)

松美濃守

(大目付・前勘定奉行)

高伊勢守

(高木伊勢守守藏)

右之通り御成之儀、大久保加賀守様へ戌二月晦日、阿

部豊後守様へ三月十一日、戸田山城守様へ三月晦日、

土屋相模守様へ四月十日、何れも御四人様へ御首尾能

相済申由ニ候、

一元祿七年戌ノ四月廿三日、御老中様御老人ニ御加増老

万石宛、御四人様へ御拝領被遊候、何れも勝手能所ヲ

願申様ニと 御上意之由ニ御座候、就夫、上方ニて五

畿内之内ニ而御望被遊候由ニ御座候ニ付、何れも彼地

ニて御取被遊候、則、何れも河内ニて御取被成候、其

御代官ニ小田原ノ者酒井田八郎兵衛様・中村源内様、
此兩人御越候、戌六月、

一御成御首尾能被遊候ニ付、小田原ニて御家中不殘御料

理被下置候、小田原町名主年寄、御領分中名主、戌五

月三日ノ朝、小田原へ御よび、御用所ノ御料理被下置

候、小田原町名主年寄、御厨村々名主共、伊豆浦名主

共、相州も少々かたり、老座ニ三百人程罷有候、座敷

ハ西東と罷有候、西ノかわハ小田原町之衆段々ニ御置

被成、其下ハ入込ニ御置被成、東かわハ御厨ニて西田

中村甚十郎、茶畑村甚右衛門、御殿場村平右衛門、竹

下之村理右衛門、清七郎、深沢村清左衛門、右之通段

々御置被成、其下ハ入込ニ御置被成候、ゑんかわニ

二通御置被成候、是ハ箱根町名主年寄、次ニ伊豆浦段

々御置、其下ハ入込、右之通座ニ通りニ四かわならび

申候、晩ノ御料理ニ相州筋右人数程罷出候由ニ候、

一御宿村平次郎こちう戸沼津上土町与左衛門次男、右平

次郎処ニ罷有、山ヶの出候真木なかかへ致度由願申由

ニて、平次郎頼申候間、御拾分一場ノ衆へ其段申候而、

小田原へも様子申上、願申候儀埒明申様ニたのミ申ニ

付、水窪御拾分一場小関清左衛門殿・鈴木次兵衛殿、

右兩人へ元禄七年戊四月十一日ニ様子申入候へハ、只

今ハ中かいノ者しか〜と無之候へハ、御拾分錢も上

り不申候、平次郎方ニテ願申候者、少々つ、ハ中かい

致、真木少も多ク出候而、御拾分も上り候へハ能候間、

願申通り為致候様ニと被申候ニ付、同十二日ニ平次郎

方へ申渡候、

一三嶋御代官代官 豊成五味小左衛門様御替り、越前へ御代官ニ御

越被成候、豆州三嶋へハ設楽喜兵衛様御代官ニ御越被

成候、御手代家老植村徳左衛門殿・惣本ノ鈴木儀左衛

門殿、元禄七年戊六月三日ニ被仰付候由、三嶋へハ同

七日ニ申来候、此御手代衆御越ニ付、七月廿六日ニ三

嶋御陣屋へ、御伝馬村々久根村共九ヶ村名主參候、

一此通先年ハ駿東郡と申候へ共、十七八年以前ハ駿河郡

と色々書物ニ書付候へ共、元禄七年戊ノ六月ハ、駿東

郡と諸事書物ニ認申様ニと御配符廻り候、是ハ江戸ハ

御書物小田原大久保加賀守様へ渡り候ニ、先年之通り

駿東郡と御認御座候ニ付、右之通ニ候、自今以後ハ駿

東郡と認可申候、

一猪大分出、田畑作荒申候、就夫、し、除ノ垣御厨筋も

段々致、神山迄出申候、三島市 徳倉村・伊豆佐野いつさの村

も猪除土手致候へハ、弥々当村へ猪多ク出可申様ニ御

座候、

一当村ハ願書小田原へ指上ケ、し、除垣仕度由、村中

之者五人組ニテ壺人つ、判形仕候、小田原へノ願書、

二六九四元禄七年戊六月十三日に指上ケ申候、

一猪垣戊六月廿日ハ取付致候、

一元禄七年戊六月十七日、爰元御代官青木吉右衛門様御

替り、中筋へ御付、爰元へハ小形兵太夫様御付被成、

右之大西吉太夫様と御兩人御厨御代官也、

一元禄七年戊七月二日、朝ハ晩ノ四つ半時分迄大風雨仕

候、田畑作毛村中家共破損、少キ家拾軒つふれ申候、馬

屋・雪隠せつちんハ数多つづれ申候、しへき竹木・柿木、

中おれ、ねかへり大分ニ御座候、此注進書認、小田原

へ新左衛門ニ指越申候、我等并組頭共印判も持參候而、

若悪敷所有之候者、認替候而も納候様ニと申、印判共

相渡シ遣候、麦塚村・いつ嶋田村・公文名村ハも參候、

一元禄七年戊九月十四日、竹原村四郎右衛門・上土狩村

藤三郎・水窪村甚兵衛・いつ嶋田村半七・麦塚村与右衛門・公文名村弥七、此六ヶ村名主小田原にて申上候ハ、当春三嶋付大助伝馬役被仰付候、此御役茶畑村共ニ大助七ヶ村ニ而御座候、然ハ、村々名主高老人ニ付三拾石つ、前々引来申候、御伝馬役之儀、村々名主高三拾石つ、引、百姓へのか、り、七ヶ村ヲならし申様ニ被仰付被下候様ニと、願書指上申候、其書付ニ我等名ヲ書付候へ共、三嶋ハ老村切ノ高を以被仰付候、名主之儀、其村切りの支配ニ而候間、名主引高之分七ヶ村平シ申儀、かつてん無^{合点}之候ニ付、判形不仕候段、御代官様へ申上候、村之内吟味仕、追付可罷越由申上、小田原ハ罷歸り候、甚右衛門、

りの大豆并つき役屋なミ・先年^唐たう人御通りニ伝馬人足、何れも村切ノわりに仕、名主高も村切りニ引申候、御伝馬役之儀、余村之名主かまい申事無之候而、村切りノ馬相立申候処ニ、名主引高余村へかけ申儀いか、ニ存候、其村惣百姓掛り申儀ニ御座候、御伝馬わり村切りノ割ニ被仰付被下候様ニと、甚右衛門申上候へハ、色々御了簡之上、願之通村切りノわりニ被仰付候、^(一六九五)元禄八年亥ノ三月十八日

一 小田原御郡代河村新助様替り、跡役杉山小右衛門様被仰付候、只今ハ梅原九郎左衛門様・杉山小右衛門様にて御勤被成候、

一 御公方様、殿様御屋敷へ亥ノ四月三日ニ御成被為遊候、元禄八年亥ノ四月十五日

一 我等内林居くねニ有之候槻七本、家修覆ニ被下候様ニと御願申上候、

甚右衛門

山御代官様

野田友太夫様

村上彦五郎様

右願之通り、勝手次第きり遣候様ニと被仰付候、則、
山廻り衆お手紙參候、

四月廿五日

室伏長兵衛
野木左右衛門

一 神山村大橋、此度掛ケ直シ申入用槻材木、御厨村々
江被仰付候割符之儀、高村源右衛門殿、山廻り兩人
長兵衛殿、神山村・佐野村・二枚橋村・東田中村・深
李右衛門殿、沢村・山之尻村・萩原村、此名主中立合、割符被致候、

右之被仰付候御配符之写

急度申遣候、

一 神山村大橋、此度掛ケ直シ申ニ付、入用之槻材木村々
へ割符之儀、高村源右衛門、山廻り兩人并神山・佐野・
二枚橋・東田中・深沢・山之尻・萩原、此名主中立合、
割符為致、則、書付申遣候間、此書付之通り、今月中

ニ山取仕舞可被申候、油断有間敷候、以上、
(二六九五)
元禄八年

大西吉太夫

亥ノ七月廿六日

小形兵太夫

亥ノ六月五日

一 我等男子三人有之ニ付、皆一所ニ指置候而ハ、身軀勝手
ニ悪敷有之ニ付、只今迄ノ家世忼又四郎ニ預ケ置、同所
ニ家作仕、妻子召つれ罷有、名主役之儀、御指図次第
相勤可申候旨、御願申上候へハ、郡代所ニて御意被遊
候ハ、外之者余村之儀ハさのみ御かまへ無之候、甚右
衛門儀ハ、只今早東左様ノ儀ニ被仰付候儀成かたく御
意被遊候、就夫ニ、此方(速)度々御願申段被仰上被下候
様ニと、御代官様へ御たのミ申上候、
(二六九五)
一元禄八年亥ノ八月三日ニも申上候、

一同九月朔日、御用所へ御老中様御寄合ニて御究被下候
ハ、甚右衛門儀、役儀有之者候へハ、郡代所ニて究か
たキ由、尤ニ候、願申段、役儀之さわりニも成間敷候、
家之儀勝手ニ為致可然候、むたいニ一所ニ指置候もいら
ざる物ニ候、別所家作仕、役儀大切ニ相勤候様ニと被仰
付候、名主役御赦免之儀、当分不罷成と御意被成候、
但シ、右亥年おへやを作り替、我等うつり候、其れ

お三年目ニ本家を作り申候、但、丑ノ二月大工
武左衛門・彦左衛門也、

〔付箋〕
〔二六九七〕
「当家普請元禄十丑年なり、

大工 武左衛門
彦左衛門

文化七午年迄三百四拾年ニ成ル、

一 先年我等家うけ取候時、田地高式拾石うけ取申候、
亥ノ春々

一 高式拾七石式斗三升三合 又四郎ニ預ケ置候、

一 高式拾四石九斗式合 甚右衛門方にて妻子ニ遣候分、
元禄九年子七月

一 今度金銀吹直シ被仰付、吹直シ金銀、段々世間へ可相
渡之間、有来金銀と同事ニ相心得、古金銀不殘吹直シ
候迄ハ、新金銀と入込、遣方請取渡シ兩替共、無滞り
用可申候、上納金銀も右可為同前事、

元禄九年

一 吹直シ金銀段々出来寄候間、誰人ニよらす所持之古金
銀兩替屋方へ聞合、油断なく新金銀と引替可被申候、
吹直シ新金銀出来之上ハ、古金銀通用可為停止候間、
可被存其旨候、次はいふ(吹)き銀も吹直シ候間、同前ニ可
被心得候、以上、

子ノ七月十日

右之通、從 公儀御書付出候、古金銀後々ハ通用御停
止之事情間、古金銀所持之者、無油断兩替屋方にて新
金銀と引替候様ニ、可相心得候、此段寺社方へも名主
可申達候、以上、

子ノ七月十七日

小形兵太夫
大西吉太夫

〔右法令は「正保事録」八三九号・「御監書寛保集」一七六〇号
にのる〕

元禄十年丑ノ六月

一 今度新金ニ而式朱判出来、世間へ相渡候、通用自由の
ためニ、国々所々迄其旨を存、商売請取方渡方、無滞
式朱判をも用可申候、

一 大判小判(分)老歩判、勿論有来候通、通用可仕候事、
一 前々相触候通、似せ金銀仕者有之候者、訴人ニ出へし、
縦同類たりといふ共、其科をゆるし、急度御褒美被下、
あたをなさゝるやうニ可申付候、惣而金銀之細工仕候
者ハ、其所ニ而心を付、少も疑敷義を見およひ聞およ
ひ候者、早速可申出候、隠置外らあらわる、ニおひて

ハ、本人者不及申、諸親類其所者迄可為曲事者也、

右之通、今度從 御公儀被 仰出候、此旨可相心得候、

小形兵大夫

大西吉大夫

元祿十年

一駿州原領御代官市野惣大夫様、御公儀江御訴詔被成、

御隠居被成候、八月十日（代官 正清 太左衛門とも）近通ノ御代官大草太郎左衛

門様・野田三郎左衛門様（代官 秀成）・内山七兵衛様（代官 永貞）、此三人へ御

代官所御預ケニ罷成候、

右同年

一下和田村山・深山村山より御用木出申候材木屋本々、

江戸にて紀伊国屋文左衛門と申者ニ被仰付候、材木出

申候道筋無滞りためニ、道筋村々名主印判取被申候、

村々へ手代廻り候節、我等小田原へ參候ニ付出合不申

候、印判ハ下和田村名主宇平次方迄遣申候、則、当村

組頭平右衛門ニ、九月六日ニ遣申候、

差上ケ申手形之事

一佐野村・茶畑村・久根村・公文名村、此四ヶ村、北ハ

はこほ迄、南ハ伊豆境大沢迄、此内ニ而木草取申候、

佐野村ハくさ大畑山ニ而取申候、外之者耆人も入不申

候、為後日、仍而如件、

承応三年午ノ三月

久根村

藤右衛門

佐野村

藤三郎

公文名村

忠左衛門

茶畑村

六郎右衛門

内山市右衛門殿

井上小兵衛殿

如此ノ書物、佐野村ニ有之候、為念書付置候、

（この手形は消してある）

元祿十年丑ノ

一当暮（二六九七）平松新田別村ニ被仰付候、是ハ稲葉丹後守様御

代ニ、稲葉主水様（正通第正辰まさとし）へ新田分三千石御取被成候筈ニ候所

ニ御引替、深良村・久根村・桑木村（以下小山町）・新柴村・下古城

村・大（湖）田村・吉窪村・柳嶋村、此八ヶ村何れも古田

村ニ而御取被成候而、引替ニ新田共ヲ村数被成帳面ニ御

仕立、御公儀様へ御上ケ被成候ニ付、其帳面を以、大

久保加賀守様御請取被遊候ニ付、右之通新田共村数ニ

被仰付候、則、御物成割付并通も別紙ニ成り候事、山

手役ハ前々ノ通本村へ為出申筈ニ被仰付候、

下郷ニ而公文名村之内稲荷新田、いつ嶋田村二つ屋新

田、是も村数ニ被仰付候、何れも御朱印村ニ先年丹後

様御代ニ成り候ニ付、如此ニ被仰付候、

一 沼津領・原領、元禄十一年寅ノ六月ノ小給人衆御取被

成候、原宿・沼津町近所計御領所ニ而も段々御引渡、

六月末七月初迄ニ相濟候、

一 沼津御代官大草太郎左衛門様御替り、戸山小作様ニ罷

成候、元禄十一年寅八月五日御引渡シ被成候、箱根水

之儀も小作様御うけ取ニ罷成候、

元禄十一年寅八月末方ノ

一 三嶋御支配所之内式万七千石程、小給人ニ渡り候、い

つさの村も六人ニ而御取成候由、伊豆佐野村六つニわ

け、地頭六人ニ渡り候、

いつさの村之内、おしひつ組ハ津田大隅守様、たき之

入ハ大久保七兵衛様、向いつ嶋田ハ進上伊織様、孫兵

衛組ハ井出ノ太左衛門様、(正徳まさのり) 柿ノ木田(木久)、(直次の子)
かきの田組ハ嶋田惣右衛門
様、弥三郎組ハ宮ヶ七兵衛様、(三宅) (ママ)

一 此度日本国中御国絵図被遊候由、只今藤枝之御城ニ御

座候大田撰津守様、掛川之御城ニ御座候井伊兵部少輔

御兩人様ノ小田原へ御状參候ニ付、小田原御役人衆ノ

御配符廻、御知行中新川新道之御せんき被成候、爰元

神山村ノ下土狩村迄、川筋大立候所計、大ズノ絵図致

差上ケ申候、以前ノ御国絵図御座候而、新季之事計御

改ニ候哉と存候、五拾弍年以前正保二酉ノ年ノ当年迄

之新紀成ル事、新川新道新村之様成儀、御改有之候、

元禄十一年寅八月、小田原ノ御代官大西吉太夫殿・小

形兵太夫殿、此度絵図被成、御公儀様へ御上ケ被成候、

新堀川久根村ノ伊豆嶋田分堰原迄三間堀、一、久根村

川尻ノ稲荷村迄ノ九尺、一、公文名村・いなり村・茶

畑村・麦塚村迄三間堀、并八まん脇水門口三間堀、わ

け場ノミね通麦塚村分迄九尺堀、一、麦塚村ノ平松新

田へ出候よこ堀り、水窪穴堰ノ惣ケ原筋本宿村分迄ノ

堀、此外古川も付候、東川・木瀬川并箱根堀抜水參候

深良村之内須かま新堀、但、神山村分も少有之候、此

繪被成候節、小田原御那代所へ兩度御召寄、様子御尋
被成候、那代所ニ三日逗留致候、其節御那代衆ハ梅原
九郎左衛門様・杉山小右衛門様、御厨御代官ハ大西吉
大夫殿・小形兵大夫殿、

元禄十一年寅ノ六月七月八月迄、小田原ニ而御繪圖被

成候ニ付、所々御差図仕候様ニと、我等儀小田原御那
代所へ御よび、四五日逗留致、御繪圖ニ付御用有之罷

有候、

元禄十一年寅ノ九月、小田原御勘定所ニ而御帳面ニ有之
ヲ書付候、

一高壱万九千六百拾五石七斗七升 相州東筋六拾六ヶ村

一高壱万八千八百八拾三石八斗九升壱合 同中筋四拾貳ヶ村

一高壱万九千百拾八石貳斗六升壱合 同西筋四拾七ヶ村

一高壱万六千四百七拾貳石壱斗貳升四合 駿州御厨七拾五ヶ村

一高八千三百七石六斗七升八合 豆州四拾四ヶ村也

合八万貳千三百九拾七石七斗貳升四合

是ハ小田原御城付ニ而御座候由、

右同年

一今度江戸上野御仏伝御入仏ニ付、御額板京都ニ而御だ

いり様被遊江戸へ御下シ被遊候、爰元三嶋ノ小田原へ

御通之儀、元禄十一年寅九月四日朝六つ時分三嶋御通、

小田原へ晩ノ四つニ御着被遊候、人足八十人程つ、ニ

而持申候、三嶋ニ而人足五百人程支度致候、小田原ニ

而八千人程支度被成、はこねすくも川迄、段々むかい

人足被遣候、御額板大寸長式間・よこ九尺・あつミ壱

尺二三寸程ニ相見へ申候、

一右同年、大久保加賀守様御隠居、寅十月十六日ニ被仰

付、それノ大殿様と被仰付、若殿様隠岐守様、御家督

無相違御拝領被遊候、只今ノ殿様と可申上由被仰付候、

其御次長門戸守様新田分六千石、其御次出雲様新田分

四千石御拝領被遊候、

右同年

一箱根御關所柵木、当年ハ定番井上源内殿頼ニ而、其町

ニ而杉ノ木買申候、

右同年

一同ゆいかい、へき竹先年豆州山中山ニ而きり申候へ共、

去々年竹かれ申ニ付、去年・去々年兩年ハ、仙石原山

にてへき竹申うけ候へ共、当寅年ハ右山中村山ニへき

内百九十九合

(延宝五年) 平松新田

竹少々出来申ニ付、其段小田原へ申上候へハ、山中村
名主方へ相断、無相違候者きり候様ニと被仰付候、則、

其以後、式拾三年以前巳年御検地入、式百四拾石
五斗五升式合増、

山中村名主喜右衛門方へ、当寅十月十二日、水窪村名

高九百五拾五石式斗八升ニ罷成候、

主甚兵衛立寄申候ハ、箱根柵木ゆいかい申ニ、先年之

内百九拾七石六斗七升七合 平松新田

通当所之山ニ而、人足參なから、少々つゝ、きらせ可申

是ハ三年以前丑年(元禄十年)ノ別村ニ被仰付候、本村ノ未申

候間、左様ニ相心得候様ニと申候へハ、弥々無相違き

ニ当り、道法六丁四拾四間、

り候様ニと、名主喜右衛門申ニ付、十月廿四日ニきらせ

残七百五拾七石六斗三合

申候、柵木ゆいかいノ当番名主いつ嶋田村名主半七・

一三間堀当村分、長式百式拾八間、川上戌亥ノ方稲荷村

麦塚村名主与右衛門也、

(慶安元年)

一遠州ニ而、御番所あたこ之内中村と申処ニて、定番中

ノ參候、下ハ午未方平松新田へ流申候、是ハ式拾九年

村大名主十藏殿と申也、是遠州秋葉通こい・あか坂へ

(豊川市御油)

(音羽郡赤坂)

以前亥年箱根堀抜水參候ニ付、畑成田被仰付、新堀川

出申候、

普請御座候、

一式間堀当村分、長八百四拾間、川上子丑方稲荷村ノ參

候、下ハ午未方麦塚村へ流申候、右同断、

一 古高四百六拾石三升六合 茶畑村

一 九尺堀当村分、長五百九拾四間、川上当村之内三間堀

ノ參候、下ハ申酉ノ方麦塚村へ流申候、

一 新堤長三拾間、よこ式拾間、村ノ丑寅ノ方道法式拾九

但シ、五拾弍年以前子年御検地ニて、式百五拾四

(慶安元年)

石六斗九升式合増、

丁式拾四間御座候、

高七百拾四石七斗式升八合ニ罷成候、

是ハ、貞享四年卯ノ二月被仰付候、人足中山八ヶ村

高七百拾四石七斗式升八合ニ罷成候、

是ハ、貞享四年卯ノ二月被仰付候、人足中山八ヶ村

高七百拾四石七斗式升八合ニ罷成候、

是ハ、貞享四年卯ノ二月被仰付候、人足中山八ヶ村

并下郷村々々人足出申候、

一 当村が午未方麦塚村へ道法七丁拾六間御座候、

一同西ノ方平松新田へ道法六丁四拾四間御座候、

一同戌亥ノ方佐野村へ道法拾九丁五拾六間御座候、

一同子丑ノ方公文名村へ道法拾式丁式拾式間御座候、

右之通相違無御座、書付差上ケ申候、以上、

元禄十二年卯ノ正月廿八日 茶畑村

名主 甚右衛門

組頭 佐右衛門

同 平右衛門

御郡代所へ上ケ申候

同 太兵衛

同 庄左衛門

同 七郎左衛門

是ハ、此度御国絵図御公儀様を御改被成候ニ付、如此

書付差上申候、

乍恐書付を以申上候事

一下土狩御蔵加番、前々相勤候儀有之候哉、と御尋被遊候所ニ、前々加番相勤候儀無御座候段、前度書付差上

申候、村々年寄申者共ニ、くわしく相尋候所ニ、先御代

ニも、自然何方ニ而も諫ケ敷儀出来仕候節ハ、被仰付

次第、加番相勤申儀御座候、弥々五六年以前、方々火

事出来仕候節ハ、村中之夜番式人つ、ニ而、日数十四

五日相勤申候、

元禄十二年卯ノ五月

大西吉太夫様

小形兵太夫様

元禄十二年卯ノ四月

一箱根堀抜口さらい、穴之内とめ木四拾六間とめ木打申

答ヲ、田作仕付前余日無之ニ付、四拾間とめ木打申ニ

相究、入用之材木惣都合ハ千式百六本入申候へ共、当

分拾間程とめ申ニハ、木数三百本、長式間・末口六寸

三分五厘之木、仙石原御とめ山ニ而、水懸り村々名主

連判を以、願書小田原へ差上申候所ニ、四月廿日ニ御

郡代所へ差上候へハ、廿一日御用所御年寄中様へ御鏡

之上、右之通被仰付、それが山御奉行様笠原太左衛門

様被仰渡、廿三日ニハ木数御渡シニ市川喜六殿、仙石

原へ御越被成候、我等も廿三日ニ仙石原へ罷越、惣人足廿四日ハ罷出、袖取致候、御連上御差図次第差上ケ申答候、

一金合四両也、

右者、当春御願申上、箱根水掛り三拾ケ村留木ニ、仙石原御林ニ而雜木三百本、長式間・末口六寸三分之木、壹本ニ付銀八分つ、ニ御払ニ申請候由ニ而、代金受取申所実正也、仍如件、

元禄十二年卯月十五日

高田市之丞 印判

神保夫兵衛

御厨茶畑村

名主甚右衛門殿

元禄十二年卯ノ

一大野山公事、去寅ノ十一月印野分(御敷場市)ニ而かやかり申者、

岩波・水窪村、かま・荷物共おさへ取申候、野絵図五月十七日ハ六月廿日迄ニ候、清絵図六月廿三日ハ廿七

日切致、其上七月朔日ニ小田原へ罷越、同四日(一対)ノたい(詮議)けつ被仰付候、段々御せんき之上、印野村八郎左衛門・西田中村甚十郎申様、此度公事悲分(非)ニ相究候由ニ御郡代様被仰付候へ共、其後御見分被遊、段々御せんき上、同九月十二日御裁許ニ而、下郷まけ方ニ罷成候、委細御書出シ有之候、

其節御郡代

元禄十二年

山本伝右衛門様

卯ノ九月十二日

杉山小右衛門様

梅原九郎左衛門様

御代官 大西吉大夫様

小形兵大夫様

覚

一町人百姓并妻子絹袖もめん布可着候、下男下女之分一切布もめん可着、帯多り腰帶等迄、絹類堅無用ニ候、町人百姓之妻子乗物ニのせ候義、堅無用ニ可申付候、但、病人之断ハ可為格別事、

右之趣、町奉行・郡奉行へ堅申渡、若相背候者有之段

及聞候者、兩奉行不吟味不調法可成候間、急度申付候
様ニ兩奉行へ可申渡候、以上、

右之通、今度被 仰出候間、乗物着類等之儀、堅相守
可申候、尤、病人ニ而も有之、駕籠杯ニ乗不申候ハ而不
叶者有之候者、前以此方へ相断、指図之上山会籠ニ乗
せ可申候、御目付をも御出シ被成候筈ニ候、自然、乗
物などニ乗申もの有之候者、急度可被仰付候間、其旨
相心得可申候、以上、

卯ノ十月六日

小形兵大夫

大西吉大夫

(一七〇〇)
元禄十三庚辰年二月廿一日

一 相州と駿州、相州と豆州御国境之御改、江戸へ被仰越
候由ニ而、小田原郡御手代衆岡部藤右衛門殿と申仁、
余付入る山之ミね通御国境、双方立合ニ而御絵図之通、
相州・駿州兩村へ証文取、御究被成候、仙石原海尻峠
へ、仙石原名主太兵衛・深良村名主源之助并助四郎立
合、御絵図ニ付紙之所へ合判被致、并証文ニ連判被致

候、拙者ニも立合候様ニと御状參候ニ付、罷越申候、

同二月廿一日ニ

一 右之岡部藤右衛門殿、箱根へ問屋弥左衛門其外年寄之
者三人同道ニ而、相州・駿州・豆州御国境そふ沼と申
所へ御出合、此方へ名主甚右衛門參候、并組頭七郎左
衛門、一ノセへ曾右衛門・惣兵衛・仁兵衛、ミの下源
右衛門つれ參候、当村山之たけそふ沼へ出合、はこね
町弥左衛門・茶畑村甚右衛門連判にて証文致候、伊豆
之者ハ境不存候由ニ而出合不申候、但、安文書付置申
候、
(案)

証文之事

同二月

今度相州御国絵図御改ニ付、相州・駿州国境之所、御
絵図之写拜見仕候、国境御絵図之通少茂相違無御座候、
依之双方立合、御絵図ニ付紙仕、致印形差上申候、後
日ニ違乱申上間敷候、仍如件、

相州足柄下郡箱根小田原町

(一七〇〇)
元禄十三庚辰年二月

名主 弥左衛門

駿州駿東郡茶畑村

名主 甚右衛門

(二七〇)
元禄十三庚辰ノ年

駿州駿東郡深良村

名主 太郎兵衛

此証文武枚上ケ申候、老枚ハ江戸御絵図方へ被遣候、

老枚ハ小田原ニ御置被成候、郡代所御手代岡部藤右

衛門殿御うけ取ニ候、

跡ハ豆州山中村名主喜右衛門と申者罷出、相印仕候

由ニ御座候、

証文之事

同二月

一 相州・駿州国境海尻峠江、相州仙石原村御関所御門ハ

老里式拾町、

一 相州・駿州国境海尻峠江、駿州深良村名主助四郎家居

ハ式里拾老町廿四間、

右ハ、今度相州御国絵図御改ニ付、相州・駿州国境之

所、御国絵図之うつし拜見仕候、国境御絵図之通少茂

相違無御座候、依之双方立合、御絵図ニ付紙仕、致印

形差上ケ申候、後日ニ違乱申上ケ間敷候、仍如件、

相州足柄上郡仙石原村

是も小田原ハ御改、江戸江御上ケ被成候由ニ候、右

之通郡代所御手代岡部藤右衛門殿御うけ取ニ候、

一 豆州・駿州御国境御改ニ付、三嶋御手代衆ハ配符、二

月廿七日ニ境之村々罷出候、江戸ハ御絵図之写參候由

ニ而、御見せ被成候、并三嶋ニ而假り絵図老枚被成候、

是をも御見せ候、江戸ハ參候御絵、^(図)豆州御絵と駿州御

絵圖と、茶畑村山分之所国境そふ沼、^(図)駿州御絵圖ニハ

御座候、豆州御絵圖ニハ無御座候、三嶋ニ而被成候ハ

り絵圖ニもそふ沼無之候、然所ニ、何れも御絵圖・カ

り絵圖御国境相違無御座候と、証文ニ判形致候様ニト

三嶋ニ而色々被申候へ共、豆州御絵圖ニ少相違之所有

之候へハ、判形難成由、度々三嶋御手代衆へ申候、駿

州御絵圖之通相違無之、と申証文ハ可致と申候ニ付、

然ハ、其通ニも致上ケ候様ニト、御手代衆被申候ニ付、

認別紙ニ差上申候、則、文言書付置申候、

差上申口上書

一今度御絵図方様々被遣候豆州・駿州御国御絵図、御見
せ被成、相違無之候哉、若違候所も在之者可申上旨、
御吟味被成、承知仕候、豆州・駿州御国境之儀、駿州
御絵図ニ在之候通、そぶ沼之流之沢、御国境ニ而相違
無御座候、以上、

(小田原藩主 忠増)
大久保隠岐守知行所茶畑村

元禄十三年辰ノ三月七日 名主 甚右衛門印

組頭 佐右衛門印

同 太郎兵衛印

同 庄左衛門印

同 権左衛門印

同 七郎左衛門印

(代官 正秀)
設楽喜兵衛様御代ニ御座候哉、御手代鈴木儀左衛門
様、此通三嶋陣屋へ上置申候、

元禄十三年辰ノ三月

一箱根堀抜破損修覆之儀、御公儀様々被成被下候様ニ、
江戸御評定所江御詔詔ニ罷出候、水掛り村々惣代ニ御

宿村半右衛門・茶畑村甚右衛門、当辰ノ三月十三日江

戸へ罷立、其晚小田原三泊り、甚右衛門儀ハ小田原ニ

て諸事御窺、十四日戸塚町ニ泊り、十五日八つ時分江戸

着致候、其晚半右衛門儀、外山五郎右衛門様へ罷出候、

五郎右衛門様御留主ニ而、十六日ノ晚方参候様ニと御

内衆被申候由ニ候、甚右衛門儀、小田原殿様大久保隠

岐守様御屋敷十六日ニ罷越候、小田原々被遣候御状差上

ケ、其上段々様子御尋被成候、四つ時分(六カ)八つ半時迄罷

有候、則、被仰付候ハ、堀抜普請願之儀、去年々段々

申上、事済ニ而有之候、勝手次第公儀御寄合所へ罷出

候様ニと被仰付候ニ付、町宿へ罷帰り候、其晚外山五

郎右衛門様へ罷越候、又々御留主ニ而、十八日ノ晚ニ

参候様ニと手代衆被仰候、十八日ニハ上野江御成被為遊

候ニ付、御寄合茂延候而、十九日ニ御寄合被成候、内御

寄合ニ而、土川備前守様(勘定奉行 戸川安広)へ御寄合被成候、其節地方御奉

行様四人、久具因幡守様(五千石(正方) 二千石(前) 三千石(良弘) 式千五百石(重秀))・土川備前守様・井戸对馬守様・

萩原近江守様以上四人、其外御志人御目付衆之由ニ而

御座候、此五人ノ御奉行衆へ、堀抜之儀委細申上候、

萩原近江守様御意被成候ハ、其様成儀世間ニ何程も有

之候、御料私領入合之所、高割を以地頭掛りニ致候事ニ候、此方ノ出候分、何程ニ而も可出候間、其通致、

外山五郎右衛門殿方ノ私領方へ書状被遣、相談を以可被相究と被仰付、参候者共申通ニ致可被遣候様ニと被

仰渡候、早々帰り候様ニと被仰付候、甚右衛門儀、廿

日ニハ又々御上屋敷へ罷出、廿一日ニハ江戸罷立かへ

り申候、其晩戸塚ニ泊り、又々小田原へ罷寄候而、畑

泊りニ致候、廿三日ニ罷着申候、

一 堰原大堰間數四拾壹間、内袋貳拾九間、まち貳拾貳間、

一 沼津領牧堰、本宿村と沼津領十五ヶ村と出入有之ニ付、

江戸ノ御見使被仰付被遣候、美濃ノ国御代官辻六郎左

衛門様御手代山岡忠四郎殿・越前之國御代官馬場源兵

衛門御手代吉田小野右衛門殿、元禄十三年辰ノ七月十

四日、小林村孫太郎所宿ニ被成御越、牧堰筋御せんき

ニ付、木瀬川上ノ堰々之内、堰原堰、富沢村穴堰、千

福村堰、佐野堰、御宿村堰、深良村かろう戸堰、何れ

堰々先窺之致方、証文御取被成候、箱根水支配人御宿

村半右衛門・茶畑村甚右衛門ノ口上書御取被成候、

一 茶畑村之内たき頭仁左衛門・新左衛門儀、元禄九年子

十二月、不届成儀致候ニ付、丑ノ二月朔日ニ、小田原

ニ而御詮儀被遊候、則、籠舎被仰付、其上居村御追放

ニ罷成候、兩人之者共難儀之由ニ而、親類共新左衛門・

仁左衛門相談ニ而、御赦免御訴訟申上くれ候様ニと色

々頼申候ニ付、寅ノ五月ノ辰ノ五月迄、段々手寄を以

申上候所ニ、御赦免相済、辰ノ五月帰参致候、色々証

文有之候、

右兩人之者共訴訟ニ付諸事入用

一金十三兩三分 兩度小田原上下雜用

諸事入用子丑兩年分

一金貳兩三分ハ 寅ノ年小田原上下四度

一金三兩者 卯ノ年小田原上下五度

一金四兩貳分ハ 辰ノ年小田原上下四度

并つむき五反代

右ハ、何れもかり替遣候分、

一 我等印判有之かき物、御 公儀様御事ハ各別、内々ニ

而渡候書もの印判致候事、我等自筆認申候、村中之者

并世倅又四郎持候書ものニ印判有之候とも、自筆ニ無

之候者、偽り之かき物ニ有之候、公用ニ而ハ印判度々

又四郎ニも、又ハ村之者ニ相渡遣候へハ、為念之如此
覺書致置申候、

元禄十四年巳ノ正月廿七日

一我等印判有之かき物、御公儀様御事ハ各別之事、村
之者并世俸又四郎持候共、印判致候かき物ハ、拙者自
筆ニ認置申候、他ノ筆ニ而印判有之分ハ偽り事ニ候、
名主組頭印判之儀、公用ニ而ハ組頭并又四郎ニも、度
々村々寄合之処へもたせ遣申候、今年も夫食御かり米
御願ニ、今月十八日さの村へ寄合之節、組頭佐右衛門
持參申候、其後願相叶、借状ニ今月廿七日ニ、我等印
判組頭印判共ニ又四郎持參申、廿八日ノ朝此方へ印判
返シ申候、ケ様之儀近年度々有之候へハ、御公儀御
用之儀ハ、他筆へ印判致候、内証之かき物ハ、自筆ニ
致印判おし申候、

元禄十四年

一同巳ノ二月、又四郎ニ名主役被仰付候、我等儀御赦免
被成候、

一箱根水支配之儀、我等ニ被仰付候、

一御国廻り衆、御領私領共ニ元禄十四年巳迄式十年程以
(天和二年) (使番 渡辺均) (小姓組 重清) (小姓組 秀)
前戌ノ春、渡部久助様・宮崎七郎右衛門様・武藤庄兵
衛様、此御三人御通被成候、竹之下通御越、佐野村ニ
御泊り被成候、(「寛政重修諸家譜」では天和元年)

一洪紙拵様之事、

一わらひの粉壺升ニ水六升入かきたて、のりニ煮て、
人はたニさまし、
(肌)

右之糊ニ洪壺升、但シ、此壺升之内へ水壺升入、右
之のりニあわせ申候、合候時よくくませ申候、ま
ゝこニならぬ様ニかきせ可申候、
(ま欠カ)

一右之洪のりニ而紙を次たて、よくほし候而、其後裏
表ニ一はん洪可引、

一ふのりヲにて、壺はいニ洪三はい入、かきませ、紙
を次立可申候、

是ハ二はん洪引可申候、

元禄十四年巳ノ年

一七月二日ニ沼津領御代官様守屋助次郎様、駿府ニ被成
御座候ニ付、箱根堀抜之様御尋被成候ニ付、御宿村平
次郎・茶畑村甚右衛門罷越候、弥々沼津御手代衆ヲ添

状被成候、同四日ニ駿府御陣屋へ罷出、助次郎様御目
ニか、り申候、則、六日ニ罷歸り候、

同斷

一 七月廿一日ノ晩、大風雨致候、廿二日ニ万水也、三十
年程以前(寛文十一年)亥ノ年ノ水ニハ、爰元ハ式尺程あさく通申候、
就夫ニ、田地へ砂入多無之候、

一 八月八日ニ駿府ニ而守屋助次郎様御用之由ニ御召被成
候、

則、平次郎・甚右衛門罷越、九日ニ御陣屋へ出申候、
堀抜御普請ニ付、又々御尋被成、方々私領方へ御状被
遣候、

一 当巳ノ年御検見、九月廿一日御郡代杉山小右衛門様・
原左太夫様、御手代ハ岡部端左衛門殿ニ而、廿日ノ晩
公文名村御泊りニ而、廿一日ニ爰元御通、下土狩村ニ
御泊り被成候、

一 小検見衆御代官小川定右衛門様・吉村仁左衛門様、九
月廿四日ノ晩、さの村が御越被成候、則、廿五日、八
つ時分迄御らん被成、それが平松新田へ御越被成候、
小検見衆志組ハ、公文名村が麦塚村へ御越被成候、早

川甚助様・鈴木源之允様、

一 御領分中御検見惣御目付広仲伊右衛門様、九月廿六日
爰元御通被成候、岩波村が水窪村迄御越被成候、

一 鉄炮帳御改ニ付、持主名ノ差合、甚右衛門ハ六郎右衛
門、佐右衛門ハ丸右衛門、惣兵衛ハ弥惣兵衛、甚藏ハ
松兵衛、右之通相改差上ケ申候、

(七〇一)
元禄十四年巳ノ九月廿八日

乍恐書付を以御願申上候事

一 上畑壹反七畝廿歩 与三左衛門屋敷と申所

右之畑、兩年ハ水溜り畑作取不申、迷惑仕候処ニ、箱
根水掛り之内水引悪敷処、先年甚右衛門買置申ニ付、
年々引替候而、水引悪敷田ニ畑作仕、右水溜り申畑地
水ニ而田作仕候へ共、買置候日損田、去辰ノ年地主方
へ請返シ申候、然所ニ、当年新田御改被為遊候ニ付、

右壹反七畝廿歩之畑、田帳ニ奉願候、

右御願申上候通被為仰付被下候者、難有可奉存候、以上、

元禄十四年

茶畑村

巳ノ九月

名主

組頭

小川定右衛門様

早川甚助様

巳九月廿八日

右之畑成田願之儀申上候様ニト之儀、前度不申上候者
今日申上、場所御らん被成候者、御目ニかけ候様ニト
之儀書付、ちや組之源左衛門ニ差越申候、御検見場へ
早々參、又四郎并組頭ニ渡候様ニ申付遣候、いか、共
返事無之候、

一 巳ノ十月朔日、御検見衆下土狩筋ニ御座被成候ニ付、
又四郎・畑右衛門參候由、年々又四郎無沙汰罷出候ニ
付、畑右衛門よび、我等前ノ道ニまち居候而申渡候ハ、
与三左衛門屋敷ノ田、弥々田帳ニ御願被成、名主組頭
判形ニ而申上候様ニト、先日下書も致遣候、いか、共
沙汰無之候、弥々申上候様ニト申渡候、為其我等出迎
候、以上、

〔(貼紙)当年新田御改被遊候ニ付、与三左衛門屋敷上畑壹反七

畝廿歩、地水掛り畑成田ニ御願申上可然候、其元御仕
廻御歸り被遊候節、御らんニ成候而可然候者、御目ニ
かけ可被申上候、御願下書大寸ニ認遣申候、為御心得
ニ候、

九月廿八日

又四郎殿

甚右衛門

則、下書ひかへ置候、

秋葉山 快專院

右之男子 快性院

一 江戸ニ而多呂里兵衛居所、(盡岸島)れいかん嶋ニて、松平兵部様

御うら門前白金町元いつミヤ久左衛門たなニ而有之候、
一 内膳子共、元かうじ町藤丸かうやく屋之出見せ松屋里
(麹) (膏薬)
右衛門内三三郎勤兵衛と申候、
(ママ)

一 大地震之事、

(二七〇三)元禄十六未十一月廿二日、晚八つ時分、大地震致候、

小田原御城すきと禿、其上火事ニ而やけ申候、并石かきも皆くづれ候、町屋皆々禿候、其上筋かいはしは本

町・高梨町・青物町不残やけ申候、町はづれ家共ハ禿申計ニ候、御家中家皆禿申候、其内半分程ハやけ申候、

はこね町皆禿申候、御厨(案真状)ぐミ沢村(案真状)が北方竹之下迄、家共皆禿申候、此通神山(損)も下ハ家禿不申候、戸・はめ・

かべハそんし申候、家(損)も大分ひつミ申候、

未ノ十一月(損)が申ノ四月・五月・六月迄、四五日ニ一度、

三日四日ニ一度程つ、ノ地震、其後酉ノ年迄十日十五

日ニ一度二度程つ、

(二七〇四)元禄十七年申ノ三月晦日迄、此年号被仰付候、当年(二七〇四)が

年号御替り、

(二七〇四)一 宝永元年申ノ四月朔日被仰付候、

一 当申ノ十二月五日ニ、(徳川家意)甲府様 御養君ニ被為成、則、

同日より御城江御入、西御丸へ御入被成御座候、

一 はこね堀貫口当春さらい申ニ付、仙石原台山掛御林ニ

而、雑木杓尺五六寸廻・長式間々又ハ八九尺迄ノ木、

百五十本御願申取候、御連上金錢三貫式百十八文、小

田原ニ而山方御代官芝田佐五左衛門殿へ納申候、相役

北田惣右衛門殿ハ留主ニ而候、

(一七〇四)一 宝永元年申ノ四月十日

(一七〇五)一 宝永式年酉ノ六月十七日、大雨ふり大分水出申候、く

まい戸前ノ田不残おし申候、砂入大分有之候、又四郎

処おもての(日)にわ迄水(満)いかり候、

一 同六月廿六、晩大雨ニ而万水致、山もくミ田地へ砂入、

稲うまり候も有之候、我等る申家ゆか下杓尺五六寸程

通候、又四郎家ゆか上七八寸程水通候、くまい戸前ノ

田大分おし砂入候、

一 樋も、道上五郎右衛門前へおし付置候、

一 同廿八日も大雨にて大分水出申候、右十七日ノ水程ニ

而候、

(小田原藩主 忠増)一 宝永式年酉ノ九月廿一日、大久保隠岐守様、御老中御

役被仰付候、御名も御改、(加賀)賀加守様ニ被仰付候、(小田原)大殿

様奎頭様(藩御藩主 忠朝)と被仰付候、

一 小田原御城御普請最中ニ而候、御天守之御しん柱、酉

ノ九月廿八日ニ立申候、此柱長拾三間之由申候、

一我等先祖之書付、休庵老うつし度申ニ付貸遣し候由、
其後見へ不申など、申、返し不申候由、(其右衛門父久右衛門)元理老より聞
伝、先祖之事為覚印おき申候様、

浅間宮之神主跡式ニ、境川出羽守殿三男新右衛門ニ相
続候様、今川義忠公の命ニ依而、(四五七、六〇)長祿年中神主ニ成、

柏宮内尉 宮内子 柏掃部 兄弟三人 柏久右衛門女 子

同弟織部 弟 同孫四郎 弟直八郎

柏六郎右衛門 元理まで六代ニ御座候

宝永三年戊四月

一元理并久兵衛跡式不埒成儀共有之ニ付、(速)早東埒明不申

候、去年酉ノ七月相果申候へ共、下人半左衛門其家ニ
当三月迄罷有、三月我等江戸へ參候留主ニ而、同村之
内ちや畑くミニ次左衛門相談ニ而引押申候、就夫、久
兵衛かい地之分、不殘半左衛門引取候而作致候、其外
助三郎指置候つくて百俵余有之、諸道具共半左衛門取
參候、其組殊ニ其方引請差置被申候、久兵衛孫子源六
幼少ニ付、我ケま、ニ其方へ被致候、半左衛門儀ハ源
六普代之者ニ候所ニ、一言之断不致候、右之久兵衛田

地諸事其方へ預ケ候間、左様ニ相心得可被申候、以後
ハ源六心次第三可致旨、次左衛門方江四月晦日ニ申渡
候、何時迄も右之通之儀、半左衛門共預ケ置申候、組
頭畑右衛門ニも、右之段々五月五日ニ申渡、預ケ申候、
殊ニ其方屋敷をもち置被申候へハ、重而ハ何方へ半
左衛門參候共、其方へ預ケ申候、以上、
(二七〇六)
一駿府御代官様沼津共、宝永三年守屋助次郎様御替り、
(代官 能勢牛之助)野勢権兵衛様ニ被仰付候、戊四月朔日ハ駿府へ御越被
成候、沼津御手代ハ右之衆中御座候、

一 小田原御役人杉浦一字様、大年寄御役ニ戊七月廿一日
ニ被仰付候、

一 去酉ノ六月、満水ニ而ふから村水損、深良村ハ御公儀
様へ被申上、水掛り廿八ヶ村へかけ可被申と申候、則、
廿八ヶ村と公事ニ成り候、(二七〇六)宝永三年戊三月廿五日ニ、
御評定所へ双方罷出候所ニ、先当分之被仰付ニ而、か
へり候、

一同七月、ふから村ハ御檢使御願被申上候ニ付、又八月
十三日ニ廿八ヶ村江戸へ御召被成候、十三日ハ御差合、
廿五日ニ被仰付候ハ、御檢使ニ野田三郎左衛門様御手
(代官 秀成)

代青木蘭右衛門殿・馬場源兵衛様御手代前波半藏殿、

此御兩人御檢使被仰付候、委細之儀、訴状返答書ニ有

之候、

(一七〇七年)
一宝永四亥十一月廿三日、四つ時分ハ富士山やけ始り、

十二月八日ノ晚迄やけ申候、其内ハ日々地震より御厨

相模へ砂降り申候、田地禿申候ニ付、宝永五子閏正月

御蔵入被成候而、伊奈半左衛門様御支配ニ相成申候、

小田原ニ而大久保加賀守様御知行高之覺

一高老万七千七百九拾三石三斗八升六合 相州東筋

一高老万八千七百六石五斗五升壹合 西筋

一高老万八千七拾四石七斗六升八合 中筋

一高老万五千八百八石六斗五升貳合 御厨

一高八千三百九拾六石貳升壹合 伊豆東うら

一高老万七千四百三石老斗八升九合 真岡

一高老万九千四百六拾三石貳斗四升八合 播磨

一高老万四石五升 河内

高都合拾貳万四千九百四拾九石八斗六升五合

内

拾老万三千百貳拾九石七升 御朱印高

老万千八百貳拾石七斗九升五合 改出シ新田共

外ニ 四百貳拾七石九斗貳升八合 小田原町高

五百八拾三石貳斗壹合 小田原町御伝馬領

右之

惣反別合老万千六百八拾五町貳反老畝拾四步半

田方五千三百七拾町三反七畝貳拾老步半

外ニ 畑方六千三百拾四町八反三畝廿老步

新田畑屋敷六拾貳町老反九畝拾步

野畑貳拾九町四反貳畝九步

右之内御朱印高之覺

一高六万七千貳百拾老石四斗四合 小田原領

一高老万六千六百七拾老石四斗九合 下野領

一高老万九千貳百四拾六石貳斗五升七合 播磨領

一高老万石 河内領

高都合拾老万三千百貳拾九石七升

村数

百七拾ヶ村 西郡村々

四拾五ヶ村 伊豆

六拾七ヶ村 御 厨

貳拾壹ヶ村 真 岡

五拾四ヶ村 播 磨

貳拾六ヶ村 河 内

七ヶ村 御伝馬領

宝永五年子ノ閏正月

一 御厨中下郷迄、当年ノ御料所ニ罷成、伊奈半左衛門様(代官 忠順)

御支配ニ被仰付候、子ノ二月二日ニ三しまゝ爰元御通、

岩波ニ御泊り被成候、御兩人栗田六大夫様・成瀬孫之

允様、半左衛門様御手代衆、

一 半左衛門様御家老永田茂右衛門様、

子ノ二月

一 此度、京都錢座ニ而大錢致候筈ニ被仰付、当四月ノ日(宝永通宝)

本国々へ出シ候筈ニ候、大錢壹錢ハ、只今迄錢拾文ニ

成り候、自今以後取方渡方其積りを以差引可致候、自

今以後錢相場、金壹両ニ三貫九百文ノ四貫文ニ相定候

様ニ被仰付候、然所ニ、世間通用悪敷候由ニ而、翌年丑

ノ年ノ大錢やめニ罷成候、

宝永六年丑ノ正月

一 西之御丸様、若君様出来被遊候、御名ハ大五郎様ト申候、(七代將軍家継の兄)

一 御 公方様、宝永六年正月十日御(五代將軍 綱吉 (二七〇九) 空白マゴ) 被為遊候、

宝永六年丑ノ十月廿四日ニ、壹村ニて壹人ツ、參候、

一 鉄炮 御改ニ付、此度木札御渡被成候、則、酒匂会所

ニて伊奈半左衛門様御役人、

但、木札長四寸 伊奈半左衛門内

よこ貳寸五分 鉄炮 遠山群太輔

あつさ三分半也 焼印 萩原寛左衛門

是ハ札之うらニ書付 八田甚左衛門

茶畑村 持主 甚右衛門

右之通之儀ニ付、酒匂村御役所へ參候者、当村佐右衛

門子理八、則、我等印判、右十月廿三日ニ佐右衛門方

へ相渡候、使定遣里兵衛也、廿四日ニ理八酒匂へ參、

廿七日ニ歸り候由ニ而、印判ハ廿八日ニ又四郎方ノ此

方へ返シ候、

方へ返シ候、

一我等印判、御用之外内所之儀ニ有之候者、我等自筆ニ可有之候、外之者認儀ニハ判形無之候、若内所事判形有之由、何者申候而も、我等合点ニ申間敷候、印判御用ニ而、名主組頭方へ遣候儀御座候、以上、
(一七〇九)

宝永六年丑ノ十月廿八日

甚右衛門

一先年御巡見衆御通り之事

(一六六七)
一寛文七年未年 宝永七寅年迄四拾四年以前、

溝口源右衛門様、山形孫四郎様、堀主膳様、
(信勝) (親泰)

(一六八)
一天和元酉ノ年 宝永七寅年迄三拾年以前、

宮崎七郎右衛門様、外ニ御式人、
(重清)

(一七一〇)
一宝永七寅年三月廿一日ノ晚竹之下村、同廿二日ノ晚佐

野村御泊り、同廿三日昼休長沢村ニ而、沼津御泊り也、

梶四郎兵衛様・田中市郎左衛門様・川口茂右衛門様、
(正容) (右) (忠理) (平宗) (ひらむね)

一定輪寺開闢 宝永七寅年式百八拾年

一同所寺中ニ宗儀両舎自然軒と立、三十年程御座候、せん
(遷) (文惠) 年

化 (一七一〇) (二百八)
け 宝永七寅年迄式百三年、

(長泉町) (伊豆下田城主)
一長窪古城御取立不存候、清水大郎左衛門様御座候而、

其後牧野右馬之允様、其後中村式部様御家中野井敷頼
(牧野康成) (中村式部少輔一氏) (野一色助義) (大垣城で討死)
母殿御座候而、関ヶ原陣へ御立、御帰り不被成候、

寛

一先年新金吹直有之所ニ、金之位悪敷、折損茂出来、通
用不自由之事ニ候、依之今度古金之位ニ吹直被仰付候、
然とも、金之位宜吹直候ニ付而ハ、金子之数茂減候間、
世間之金子茂増候様ニ、今度小判壹分判共ニ、少々小
形ニ被吹直候事、

一 式朱判者、向後相止候間、所持之分引替可被申事、
一新金出来次第、段々世間江可出之候間、唯今まで之金
と新金と取交、大小之かまいなく通用可仕候、尤、兩
替之儀者、唯今迄之金子可為同前事、

一 先年吹替より以前之古金所持之者ハ、勝手次第新金と
取交通用可仕候、於然者、諸色商売之代ニ相渡候者、新
金壹両之相場ニ、古金ハ拾匁増之積り請払可仕候、但、
後藤方、又者兩替屋方ニ而引替候時分者、其余之歩銀増
候義ハ、相对次第ニ可仕候事、

一 唯今迄之金子取集、後藤方へ持参引替候時分者、後藤

方が金高ニ応シ雜用之歩銀増可相渡事、

一金子八町人手前より引替ニ來候間、武家方其外之金子、
勝手次第町人江相渡し、引替可申事、

一大判ハ有來通ニ而用之、小判と差引之儀ハ、前々之積
りニ兩替可仕事、
(一七一〇)

宝永七年

伊奈半左衛門様内

寅四月

八田甚左衛門

萩原寛右衛門
(左カ)

証文之事

一大野原入相之内、拾貳年以前印野村と下郷村々と出入
有之、其節御裁許状ニ茂、自今入合野場所之内ニ新畑堅
不仕筈ニ被仰付候所ニ、我等共弔ケ村々、新畑大分爲
切起申候ニ付、入相之場所禿申ニ付、各村方かや・薄・
薪・馬草・苜敷・苗代草等之障りニ罷成候ニ付、酒匂
御役所へ御訴訟被成、双方被召出、御穿鑿被遊候所ニ、
私共一言之申分ケ無御座故、内証にて相談を以埒明申
度旨奉願上、則、新畑不殘今度禿可申候、自今入相之
場所へ少成共新畑堅仕間敷候、勿論、少も障り申義仕

候者、何時成共被仰上、いか様ニ被仰付候共、御恨ニ

不存候、為後日、両村名主組頭連判証文、仍而如件、
(一七一〇)
宝永七年寅五月

深山村

名主

組頭

十里木新田

孫左衛門

印野村

名主

組頭

下郷村々

名主

此証文本書、下郷村ニ而老年番ニ替々預り申筈ニ候、拾
貳年以前下郷々ノ訴状ノひかへ并御裁許状写茂有之候、
以上、

一年号替り、当卯ノ四月廿九日迄宝永、五月朔日ノ正徳
元年と罷成候、

(一七二一)
正徳元年五月

一 平松新田百姓之儀、開発以來あし高山富沢山ニ而馬草・
かり敷・す・き・薪等かり来り申候儀、此度富沢村平
松新田と山路訴状口を認差上ケ申候、弥々二本松新田、
二つ屋新田、堰原新田、訴状之所へも、右之新田共西
山富沢山ニ而馬草・かり敷・薪等取来申段、相認申上
候、以上、

一 琉球仁、宝永八寅ノ十一月、三嶋泊りニ而下り、十二月
一 朝鮮人、正徳元卯ノ十月十四日晚、三嶋泊りニ而下り、
同十一月廿二日ノ晚、三嶋泊りニ而上り、

一 豆州伊豆野村御地頭衆六人、
三宅藤三郎様 (康成)
須田助十郎様 (盛貞もりか子)
井出太左衛門様 (正徳まさのり)
嶋田惣右衛門様 (直次の子)
大久保七兵衛様 (忠要ただもと)
新庄伊織様 (直造)

寺ノ前クミ
おしひつくミ
孫兵衛クミ
柿ノ木田クミ
たきの入クミ
向いつ嶋田クミ

年号替申候

一 申ノ六月廿九日迄正徳六年、同七月朔日ニ享保元年と
被仰付候、

一 爰元村々、又々大久保加賀守様御知行ニ罷成候、御引
渡シ、小田原ニ而申ノ七月二日ニ被成候、

鳳山成仙居士 (柏木甚右衛門成名)

一 岩船山地蔵様、享保四亥ノ七月、郡内ニ須走村へ御越
被遊、それノ七日めニ中畑村寺へ御越被成、きミやう
ニ難有儀共有之候、御しん体人ノ目ニ見へ不申候、そ
れノ七日めニ佐野村法雲寺へ御越被成、大分ニ御はん
定ニ候、五日めニ本宿村へ御越被成候、村々ニ御はん
を出シ、いろくけを為致、何れも段々おくり申候、
しんくよく仕候ハ、めくら成者め見へ候も有之、も
のゆわさる者ものゆい候も有之候、手足かなわさる者、
又ハ煩申者よく成り候茂有之候、難有地藏大菩薩様、

覚

一箱根湖水堀抜之儀、(二六六六)寛文六年午ノ七月堀初、(寛文十年)戌年迄、五年ニ成就仕候、

一堀抜長七百七拾八間、但、六尺四方也、

一箱根水、三拾六年程以前、(二六七二)寛文十一亥ノ年ノ村々用水ニ罷成候、

一箱根堀抜致候者、江戸町人五人罷越、目論見致、小田

原稲葉美濃守様御代ニ小田原へも御願申上、江戸御勘

定所へ御願申上、則、御法書(請之)を以堀貫仕候、

一堀貫致候入用ニハ、古田之内日損田へ足水ニかけ、并畑

成田大分出来致候付、水掛り御田地より、上石米七年

可被遺御定ニ御座候、

一上石米之儀、上田壱反付壱斗九升、中田壱反ニ壱斗

七升、下田壱反壱斗四升つ、之勘定を以、小田原領ハ

下土狩御蔵ニ而、米六百俵程つ、七年御渡被成候、

一水掛り村三拾ヶ村之内、一兩日てり候へハ、一円水届

不申、自分と植付申儀不罷成候村々御座候ニ付、先年

稲葉美濃守様・丹後守様御代ニハ、五月田作仕付時分

ニハ御注進申上、御代官衆御越被成候、并御足輕衆五

七人つ、御越被申候、水差引被成候へ共、他領村々埒明不申、堰々水論御座候而、年々日損大分御座候、

一十八年以前辰年、沼津領御代官小長谷勘左衛門様御代

ニ、段々御詮儀被成、御公儀様江被仰上、御勘定所

ノ御差図を以、水掛り村之内御吟味之上、堰役人兩人

被仰付候、壱人ニ四人扶持つ、水役之者四人、壱人

ニ切米金式兩つ、此入用水掛り御田地高を以御取立

御渡シ被成候、

一右堰役人、御料所ニ而御宿村平次郎ニ被仰付候旨、小長

谷勘左衛門様御手代衆ノ小田原御役人衆へ御状被遣、

小田原御役様御差図を以、茶畑村甚右衛門被仰付、并

水役式人被仰付候、

一水掛り村数三拾ヶ村、

一高四千三百式拾四石四斗三升

内百三十壱石九升式合 本宿村宝永四年亥ノ年ノは

なれ申度由申ニ付、願之通

申付候、

四千百九拾三石三斗三升八合 只今ノ水掛り村、

宝永式年酉ノ四月

〔別筆〕
〔神山村名主八左衛門、享保十式年御免被仰付候、あと

新名主半右衛門、半六、

麦塚村源之介殿、享保十一丙午病死、名主役御息子十

五郎殿、

〔佐〕
左野村藤右衛門、享保十二年御免、名主役丈右衛門巷

年相勤、以後組頭もち、

下土狩八右衛門御免、享保十三年御息子善右衛門名主

被仰付、

〔二七五〕
石脇五右衛門、享保十乙巳御免、御息子五右衛門名主

被仰付、

竹原与兵衛、享保十四年新名主被成候、

〔一六八六〕
当御代御取付之覚
一貞享三寅年 大久保賀加守様御代

上田七斗四升 中田六斗六升 下田五斗六升

下地分
下田三斗五升 下々田式斗五升

平松新田
上田四斗式升 中田三斗三升 下田式斗七升

下々田巷斗七升

米ノ三百三拾九石八斗九升壹合

永ノ四拾三貫三百六拾五文

町井源五左衛門

河村新助

戸田与兵衛

郡八郎右衛門

片切角兵衛

戸田六左衛門

〔一六八七〕
一貞享四卯年

上田七斗五升 中田六斗七升 下田五斗七升

下地分
下田三斗七升 下々田式斗五升

平松新田
上田四斗式升 中田三斗三升 下田式斗七升

下々田巷斗七升

米ノ三百式拾六石壹斗三升六合

永ノ四拾三貫四百四拾六文

町井源五左衛門

河村新助

戸田与兵衛

郡八郎右衛門

(一六八八)
一元禄元辰年

上田七斗三升 中田六斗五升 下田五斗五升
下地分 下田三斗五升 下々田式斗五升
平松新田 上田四斗式升 中田三斗三升 下田式斗七升
下々田壹斗七升

米ノ三百拾四石九斗六升八合
永ノ四拾三貫四百四拾六文

町井源五左衛門
河村新助
戸田与兵衛
郡八郎右衛門

(一六九〇)
一元禄三年

河村新助
戸田与兵衛
郡八郎右衛門

上田七斗五升 中田六斗七升 下田五斗七升
下地分 下田三斗七升 下々田式斗五升
平松新田 上田四斗六升 中田三斗四升 下田式斗九升
下々田壹斗八升

米ノ三百三拾石七斗六升壹合
永ノ四拾三貫四百四拾六文

河村新助

(一六八九)
一元禄二巳年

上田七斗四升 中田六斗六升 下田五斗七升
下地分 下田三斗六升 下々田式斗四升
平松新田 上田四斗七升 中田三斗六升 下田三斗
下々田壹斗九升

当御代御取付之覚

米ノ三百四拾六石壹斗七升九合
永ノ四拾三貫四百四拾六文

一貞享三寅年 (重複につき略す)

戸田与兵衛
郡八郎右衛門

(一)の前欠、元禄五年の後半九

平松分
上田四斗五升 中田三斗三升 下田式斗八升
下々田壹斗七升
米ノ三百三拾石五斗三升四合
永ノ四拾貳貫百拾九文

梅原九郎左衛門
河村新助

(一六九四)
一元禄七戌年

上田七斗三升 中田六斗五升 下田五斗五升
下地分
下田三斗四升 下々田式斗四升
平松分
上田四斗六升 中田三斗四升 下田式斗九升
下々田壹斗八升
米ノ三百三拾四石七斗壹升八合
永ノ三拾八貫八百六拾貳文

梅原九郎左衛門
河村新助

(一六九三)
一元禄六酉年

上田七斗四升 中田六斗六升 下田五斗六升
下地分
下田三斗五升 下々田貳斗五升
平松分
上田四斗七升 中田三斗五升 下田三斗
下々田壹斗九升
米ノ三百三拾石三斗五升四合
永ノ三拾六貫八百三拾七文

梅原九郎左衛門
河村新助

(一六九五)
一元禄八亥年

上田七斗三升 中田六斗五升 下田五斗五升
下地分
下田三斗四升 下々田貳斗四升
平松分
上田四斗六升 中田三斗四升 下田式斗九升
下々田壹斗八升
米ノ三百三拾三石三斗三合
永ノ三拾八貫八百六拾貳文

杉山小右衛門
印判
九ニ奉ふち
指渡シ
五分半

梅原九郎左衛門

九二五ふち
指渡シ
五分半

(一六九六)
一元祿九子年

上田七斗壹升

中田六斗三升

下田五斗三升

下地分

下田三斗貳升

下々田貳斗貳升

上畑百六十九文

中畑百三十九文

下畑九十九文

下々畑五十九文

屋敷百八十文

野畑十貳文

新畑十貳文

新山畑四文

新屋敷百五文

(平松分)
上田四斗四升

中田三斗貳升

下田貳斗七升

下々田壹斗六升

中畑五十九文

下畑三十九文

下々畑十九文

屋敷百五十文

米ノ貳百五拾八石九斗五升九合

永ノ三拾八貫八百六拾貳文

杉山小右衛門

梅原九郎左衛門

下地分

下田三斗四升

下々田貳斗四升

上畑百六拾九文

中畑百三拾九文

下畑九拾九文

下々畑五拾九文

屋敷百八拾文

米ノ貳百七拾八石三斗九升

永ノ三拾三貫貳百四拾壹文

杉山小右衛門

梅原九郎左衛門

(一六九八)
一元祿十一寅年

上田七斗四升

中田六斗六升

下田五斗六升

下地分

下田三斗五升

下々田貳斗五升

上畑百六十九文

中畑百三十九文

下畑九十九文

下々畑五十九文

屋敷百八十文

米ノ貳百八拾貳石七斗八合

永ノ三拾三貫貳百四拾壹文

杉山小右衛門

山本伝右衛門

梅原九郎左衛門

(一六九七)
一元祿十丑年

上田七斗三升

中田六斗五升

下田五斗五升

(一六九九)
一元禄十二卯年

上田七斗式升

中田六斗五升

下田五斗五升

下地分

下田三斗四升

下々田式斗五升

上畑百六拾七文

中百三十七文

下畑九十七文

下々畑五十七文

屋敷百八十文

野畑十式文

新畑十式文

新山畑四文

新屋敷百五十文

米ノ式百六拾八石八升五合

永ノ三拾式貫七百三拾九文

山本伝右衛門

杉山小右衛門

梅原九郎左衛門

新畑十三文

新山畑五文

新屋敷百六十文

米ノ三百拾石五升七合

永ノ三拾三貫五百三拾文

(役人名不記)

(一七〇一)

一元禄十四巳年

但、今年ノ又四郎賄申候、

下地分

上田七斗五升

中田六斗七升

下田五斗七升

下田三斗五升

下々田式斗五升

上畑百六十八文

中畑百三十八文

下畑九十八文

下々畑五十八文

屋敷百八十文

上畑成屋敷

下畑成屋敷百五十文

下々畑成屋敷百五十文

野畑十三文

新畑十三文

新山畑四文

新屋敷百五十文

米ノ式百五拾石四斗式升七合

永ノ三拾三貫百文

山本丈大夫

杉山小右衛門

原左大夫

梅原九郎左衛門

広仲伊右衛門

(一七〇〇)
一元禄十三辰年

但シ、十五年以前寅年ノ当辰年迄ノわり付、又

四郎ニ渡置候、

上田七斗八升

中田七斗

下田六斗

下地分

下田三斗八升

下々田式斗八升

上畑百七十文

中畑百四十文

下畑百文

下々畑六十文

屋敷百八十文

野畑十三文

(元禄十五年分)

上田七斗五升

下地分

下田三斗五升

下々田式斗五升

上畑百六十三文

中畑百三十三文

下畑九拾三文

下々畑五十三文

屋敷百八十文

野畑九文

下々畑九文

新山畑四文

新屋敷并

田成屋敷百五十文

野畑新畑見出シ共
高三石七斗三升

米ノ式百八拾四石三斗四升三合

永ノ三拾壹貫六百式拾七文

杉山小右衛門

原左太夫

梅原九郎左衛門

広仲伊右衛門

(一七〇三)
一元禄十六未年

上田七斗七升

下地分

下田三斗七升

下々田式斗七升

上畑百六十文

中畑百三十文

下畑九十文

中田六斗九升

下田五斗九升

内屋敷成百八十文

下田五斗九升
内屋敷百五十文

下々畑五十文

屋敷百八十文

内 下田五斗九升
屋敷百五十文

高三石七斗三升

此反別三町五反八畝十五步

内

野畑三町五反

此取反ニ六文

下々畑式畝廿六步卯ノ見出
反ニ六文取

新山畑式畝廿式步卯ノ見出
反ニ三文取

新屋敷壹畝九步寅ノ改
反二百五十文取

米ノ三百三石壹斗壹升

永ノ三拾貫七百六拾七文

杉山小右衛門 印判

九二系ふち
指渡六分

梅原九郎左衛門 印判

九二系ふち
指渡五分半

広仲伊右衛門 印判

中二系もんち
差渡五分

(一七〇四)
一宝永元年申年十一月廿五日

上田七斗

下地分

下田三斗式升

下々田式斗式升

上畑百五十七文

中畑百廿七文

下畑八十七文

内屋敷成り八百八十文

中田六斗式升

下田五斗式升

下々畑四十七文 屋敷百八十文
内屋敷成り八百五十文

高三石七斗三升

野畑六文 下々畑六文 新山畑三文

新屋敷百五十文

米壹石 山役

米ノ貳百七拾九石四斗八升六合

永ノ三拾貫拾壹文

右之通、名主惣百姓立合、高下無之致割符、極月十日
限、急度可令皆濟者也、

杉山小右衛門

久保田丈左衛門

梅原九郎左衛門

広仲伊右衛門

(一七〇五)
一宝永二乙酉年十一月

上田七斗 中田六斗貳升 下田五斗貳升

下地分 下田三斗貳升 下々田貳斗貳升

(上畑百五拾七文) (中畑百貳拾七文)
屋敷成百八十文 畑成田六斗貳升

下畑八拾七文 内 畑成田五斗貳升取
屋敷百五十文

下々畑四十七文内屋敷百五十文取

高三石七斗三升

野畑六文 下々畑六文 新畑三文

新屋敷百五拾文

米ノ百八拾七石八斗四升七合

永ノ三拾貫拾八文

右之通、名主惣百姓立合、高下無之致割符、霜月晦日
限り、急度可令皆濟者也、

杉山小右衛門

久保田丈左衛門

梅原九郎左衛門

広仲伊右衛門

御物成可納割付之事

一高七百五拾七石六斗三合

此反別七拾九町七反九畝拾六步

此訳

田方五拾壹町九反壹步

内

上田七斗 中田六斗貳升 下田五斗貳升

下地田三斗貳升 下々田貳斗貳升

畑方式拾七町八反八畝拾六步

上畑百五拾七文 中畑百廿七文 下畑八拾七文

下々畑四拾七文 屋敷百八拾文

一高三石七斗三升

反別三町五反八畝拾五步

此訊

野畑六文 下々畑六文 新畑三文

新屋敷百五拾文

一米壹石 山役

米ノ百三拾五石貳斗六升壹合

永ノ三拾貫拾壹文

右之通、名主惣百姓立合、高下無之致府、極月十日限、
(割)

急度可令皆濟者也、
(一七〇六)

宝永三丙戌年十一月廿三日 杉山小右衛門

久保田丈左衛門

梅原九郎左衛門

広仲伊右衛門

右村

名主惣百姓

(括紙)
「宝永五子年

但伊奈半左衛門様御支配酒匂会所

拝領高六百廿三石四斗

一高七百五拾七石六斗三合

同国同郡茶畑村

此わけ段々壹反ニ付取付也

上田八斗一升 同六斗 同畑ノ分壹斗

中田七斗四升 同四斗六升 同畑ノ分壹斗

下田六斗七升 同三斗九升 同畑ノ分壹斗

下地分 下田四斗三升 同三斗八升 同畑ノ分壹斗

下々田三斗五升 同貳斗八升

上畑百四十貳文 此内屋敷百八十文

中畑百十五文 中畑成田五斗三升

下畑七十八文 下畑成田四斗六升

下畑成田四斗六升 但畑ノ分壹斗

下畑必屋敷百八十文

下々畑四十式文 下々畑成田四斗式升

下々畑の屋敷百八十文

本屋敷百八十文

一 高三石七斗三升内野畑五文 卯の見取下々畑五文

卯の見取新畑三文 寅の見取新屋敷百五十文

米合式百七拾石七斗七升四合 子年分

永合式拾七貫四百六拾五文 御直段十七表かへ

一米壹石 山役 丑ノ年御直段廿式表かへ

寅ノ年御直段廿五表かへ

壹七九歩 申戌亥川成

上田之内拾歩 当分溝代

中田之内六歩 巳ノ川成

三畝十八歩 酉ノ砂入不記

下田之内式七廿歩 亥ノ砂埋

柏木甚右衛門覚書帳 解説

菊池邦彦

本史料は、駿河国駿東郡茶畑村（現在静岡県裾野市茶畑）の名主であった柏木家（当主柏木正男氏）所蔵の天和三年（一六八三）正月「覚書帳」を翻刻したもので、刊行にあたり簡略な目次を作成して付した。

1、茶畑村の概要

柏木家のある茶畑村は、裾野市の南東部、黄瀬川の東側に位置し、西は御殿場線裾野駅付近から、東は三島市との境である境川（大場川）に沿って神奈川県足柄下郡箱根町との境に至る東西に細長い地域である。

村高 近世初頭に四百十八石余であった茶畑村の村高は、以後しだいに増加し（表1）参照、市域内二十四ヶ村のうちでは深良村に次ぐ大村となった。十七世紀前半には平松新田を分出すが、平松新田が一村として数えられるようになるのは、本覚書帳によると元禄十年（一六九七）のことであるという。

反別 その田畑反別の内訳を延宝五年（一六七七）の村明細帳によってみると、田方五十一町九反一畝歩（内十五町八反余箱根掘抜水掛り畑成田）、畑方三十八町三反五畝二十一步（内十三町八反一畝二十一步箱根掘抜水ニ而亥子両年畑成田）、平松分畑二十五町八反五畝二十四歩（内十三町九反四畝三步箱根掘抜水ニ而年々畑成田）で、七百十四石七斗二升八合（内平松新田百六石八斗七升七合）の村高となっている。括弧内の箱根掘抜水とは勿論深良用水のことである。

〈表1〉茶畑村・平松新田の村高

年代	茶畑	平松新田
寛永郷帳	460. ⁵ 036	69. ⁵ 396
元禄郷帳	623.4	69.396
天保郷帳	764.84	198.18

〈表2〉茶畑村の戸口

年 代	西曆	戸 数	人 数	男	女	馬	牛
元和8年	1622	43軒					
延宝5年	77	121軒				100疋	2疋
延宝8年	80	104軒				101疋	1疋
貞享3年	86	154	752人	388人	362人	73	2
元禄11年	98	137	658人			85	6
12年	99	140	679	344人	335人	84	〃
延享2年	1745	125					
安永5年	76	130				40	
6年	77	137	590	293	297	40	
天明7年	87	140	542			〃	
8年	88	139	541	265	276	〃	
9年	89	140	545	268	277	〃	
寛政9年	97	142	570	288	282		
10年	98	〃	578	292	286	40疋	
享和1年	1801	137	552	277	275	〃	
2年	02	140	571	280	291	〃	
文化10年	13	135				〃	
・11年	14	〃	570	292	278	〃	
12年	15	〃	566	292	274	〃	
13年	16	〃	568	290	278	〃	
14年	17	134	565	290	275		
15年	18	135	569	287	282		
文政5年	22		551	282	269		
12年	29		543	273	270		
13年	30		549	279	270		
天保2年	31		531	276	255		
5年	34	135	539	280	259		
6年	35	136	539	282	257		
7年	36		549	285	264		
9年	38		525	264	261		
11年	40		530	268	262		
13年	42	136	527	266	261	40疋	0疋
15年	44	138	539	269	270	〃	
弘化2年	45	136	540				
3年	46	〃	541	271	270	40	
4年	47	〃	543	273	270	〃	
5年	48	〃	525	266	259		
6年	49	〃	540				
嘉永5年	52	〃	549	279	270	40	
6年	53	〃	540	272	268		
安政1年	54		533				
2年	55	136	544	274	270	40	
3年	56	〃	544	274	270	〃	
4年	57	〃	553				
5年	58	〃	561	282	279	40	

※ 各年の宗門帳・五人組帳・宗門人別増減改帳・村明細帳より作成、
元和8年ののみ名寄帳。貞享3年の人数は、社家・座頭各1人を含む。

〈表3〉延宝5年(1677)の茶畑村の構成

分類	軒数	備考
名主	2軒	甚右衛門・三之丞
本百姓	37	
中百姓	23	内4軒組頭
柄在家	41	
村足輕	1	本百姓之内
白樂	1	〃
白樂	1	中百姓之内
白樂	1	柄在家之内
医者	1	〃
桶屋	1	〃
定使	1	〃
草切	9	
組頭	1	平松新田
桶屋	1	草切之内
計	121軒	合計数は検討を要す

あるが、その通水の結果による畑の水田化(畑成田)が、茶畑村の耕地を大きく変えつつあることを、これらの数字は物語っている。茶畑村は後に井組の中郷に属することになる。

戸口 戸数・人数を(表2)に示したが、十八世紀以降、戸数はほぼ百三十軒台で、人数は五百人〜六百人の間を推移している。戸数の内訳けを延宝五年の村明細帳でみると(表3)のようになる。名主はこの時二軒あり、そのうち一軒は甚右衛門と記されている。勿論、この覚書帳をのこした柏木甚右衛門である。

村内は瀧頭・中尾・中丸・茶畑・市之瀬・平松新田などに分かれていたが、柏木家は中尾組に属していた。

中世の茶畑村 柏木家には現在約三千数百点を数える古文書が伝えられているが、その中には『静岡県史料』第一輯に収録されている六通の中世文書も含まれている。そのうちの四通は、天文二十年(一五五二)から永禄元年(一五五八)までの佐野郷浅間宮の神領及び修造等に関する葛山氏元発給の文書で、その宛名の宮内丞は後にみるように

柏木家の第三代当主である。よって、

このころ当地域が葛山氏の支配下にあったことはほぼまちがいない。また、天文二十一年霜月十五日付の「佐野郷御検地之割付」(宮内丞宛)を柏木家が所蔵し、先の史料中にも「佐野郷浅間宮」とあるところから、茶畑村及びその周辺の地域は中世の佐野郷に含まれていたことがわかる。

佐野郷については、「円覚寺文書」

『鎌倉市史』史料編第二に多くの関連文書があり、南北朝から室町時代には鎌倉の円覚寺の造営料所であったことが知られている。

このように、茶畑村及びその周辺の地域は中世の佐野郷に含まれており、円覚寺造営料所であったり、葛山氏の支配をうけていた時代があったことがわかっているが、茶畑という名称がいつ頃から使用されていたのか、その由来などについてはまだ明らかではない。

近世の茶畑村 今のところ、同家に残る慶長十四年（一六〇九）の検地帳に「駿東ノ内茶畑村」とあるのが村名の初見である。この時の検地帳に記された（曾）祿源左衛門・鈴木勘兵衛の二人は、いずれも家康の代官頭伊奈忠次の配下とされており（和泉清司『伊奈忠次文書集成』、駿河国においても富士川以東に慶長十四年の伊奈忠次の検地が行われていることが明らかとなっているので（関根省治「近世初期徳川検地と東駿河」）、茶畑村の検地もその一環として考えられる。

これ以外に茶畑村の近世初期の支配を示す一次史料はきわめて少ないが、延宝八年（一六八〇）の「小泉庄茶畑村鏡之帳」には、次のような記述がある。

一 当村先年駿河権現様御蔵入之節、御代官長野九左衛門殿、次に井出志摩守殿、次ニ安藤弥平次殿、次ニ森川六

左衛門殿御代官被成候、其以後紀州様式三年程御取被遊候、其節御代官右之長野九左衛門殿被成候、其後駿河

大納言様御蔵入ニ罷成り、御代官篠原小右衛門殿被成候、其次則御家中朝比奈弥太郎殿五年程御取被成、其後

八江戸御蔵入ニ罷成り、今宮惣左衛門殿御代官老年被成候、前々御地頭御代官方代々之義申伝承如斯ニ書付差

上申候、其以後四拾八年以前酉ノ年ノ殿様御知行ニ罷成申候、

延宝八年

茶畑村

申正月

名主

甚右衛門

右の史料には具体的年代が記されておらず、また、検討を要する部分もあるが、(1) 代官支配による家康蔵入地時代、(2) 後に御三家の一つとなる徳川頼宣領の時代、(3) 駿河大納言徳川忠長領の時代、(4) 短い幕領時代を経て、(5) 寛永十年以降小田原藩領となる、という茶畑村の近世初期の支配の変遷が述べられていて貴重である。(1) 初めの代官長野九左衛門の名前は、裾野市周辺では慶長十九年(一六一四)〜元和四年(一六一八)の間にあらわれているので、『御殿場市史』第八巻)、(1)の時期は家康が駿府に大御所として存在していた時代のうち、慶長十九年頃を上限とすると考えられる。ところが、次の井出志摩守正次は、慶長六年(一六〇一)に桃園定輪寺に寺領手形を出すなど、『静岡県史料』第一輯)、早くから当地域と関係が深く、慶長十四年(一六〇九)に駿府で死去していることがわかっているので、『寛政重修諸家譜』)、先の推定と矛盾が生ずる。また、駿東郡竹原村の慶長十四年検地帳には「長野」とあり、慶長十九年以前の長野九左衛門と当地域との関係を推定させる。(1)の時代については、このようにまだ不明の点も多いが、ともかく、このあとしばらく代官支配による幕領時代が続く(家康死去は元和二年)、(2)元和二年(一六一六)から元和五年(一六一九)まで徳川頼宣領となり、家康の死後頼宣に仕えた長野九左衛門の名が再びみえる。頼宣が紀州和歌山に去ったあと、茶畑村はまた幕領になったと思われるが、その記述はない。(3)その後、寛永元年(一六二四)から駿府には秀忠の三男徳川忠長が入るが、『静岡県史料』第一輯に収録されている「駿河大納言家書出」(水戸朝比奈文書)によると、茶畑村を含む三千石相当の村々が、寛永四年七月に忠長の家臣朝比奈弥太郎に与えられており、右の史料の記述と一致する。忠長は寛永九年(一六三二)十月狂気を理由に改易されるが、(4)その後一年に満たない代官今宮惣左衛門の支配のあと、(5)茶畑村は、忠長の兄家光の將軍継嗣に大きな役割をはた

したという春日局の子稲葉正勝の小田原藩領に加えられる。この時、稲葉丹後守正勝は相次ぐ増で八万五千石を領有していたが、上野国佐野領一万石（寛政重修諸家譜）の替地として、寛永十年（一六三三）に当地方を与えられたのである。正勝は翌年四十歳にならない若年で死去し、その子稲葉美濃守正則がわずか十二歳で襲封した。正則は病弱であったといわれるが、天和三年（一六八三）に隠居して子の丹後守正通（本覚書帳の貞享三年正月の条では、祖父正勝を古丹後守、正通を当丹後守と呼んで区別している）に領知を譲るまで、半世紀にわたって小田原藩主であった。しかし、正則の子正通は貞享二年（一六八五）十二月に突如越後国三郡への転封を命ぜられて高田城に入り、かわって小田原城主となるのは、下総佐倉から入った大久保加賀守忠朝である。この後、茶畑村は、宝永四年（一七〇八）の富士山噴火による災害復興のため、享保元年（一七一六）まで一時代官伊奈半左衛門忠順の支配下に入る期間を除き、幕末まで大久保氏の小田原藩領であった。

2、柏木家

柏木家の家紋は丸に三つ柏で、家伝では、葦山の江川家とともに奈良からこの地に来たと言われている。そのためか、先代の正枝氏は正月の十一日に黒半紙一帖と扇子を持って江川家を訪れるのがならわしであったという。当初の屋敷は現在よりも東の山の方に位置し、浅間宮（これも現在よりも東にあった）の神主をしており、以前はその鍵を同家が管理していたという。

先祖 柏木家の先祖については覚書帳の記事としても見えるが、承応元年（一六五二）の次の史料は、甚右衛門の祖父六郎右衛門が曾祖父久右衛門の申伝えを記録するという形で、ほぼ同内容の事柄を伝えている。

当家ハ今川様御代、境川出羽守殿三男柏新右衛門広久、佐野郷浅間之神主被仰付候、

同人俸 宮内尉広久

宮内悴 掃 門(部)広光

掃門子 久右衛門広安

右之通父久右衛門申伝候ニ付、印置者也、

(二六五)

承応元年正月 柏六郎右衛門広信

我等母ハ駿府神主之娘分にて貫候由、大切に可致人也、

この史料を理解するために、柏木家の系図を次に掲げる(図1)。覚書帳やこれらの史料によると、柏木家は境川出羽守源信広を祖とし(田辺久之「駿州茶畑村名主の系譜」によると、室町時代に甲斐武田氏から分かれたという)、信広の三男新右衛門尉広久が、駿河の守護今川義忠の命によって長禄年中(一四五七―六〇)に浅間宮神主跡式に任ぜられ、彼が柏姓を名乗ったことに始まるという。新右衛門の孫掃部広光から柏木となり、この覚書帳をのこした甚右衛門は八代目の当主にあたる。

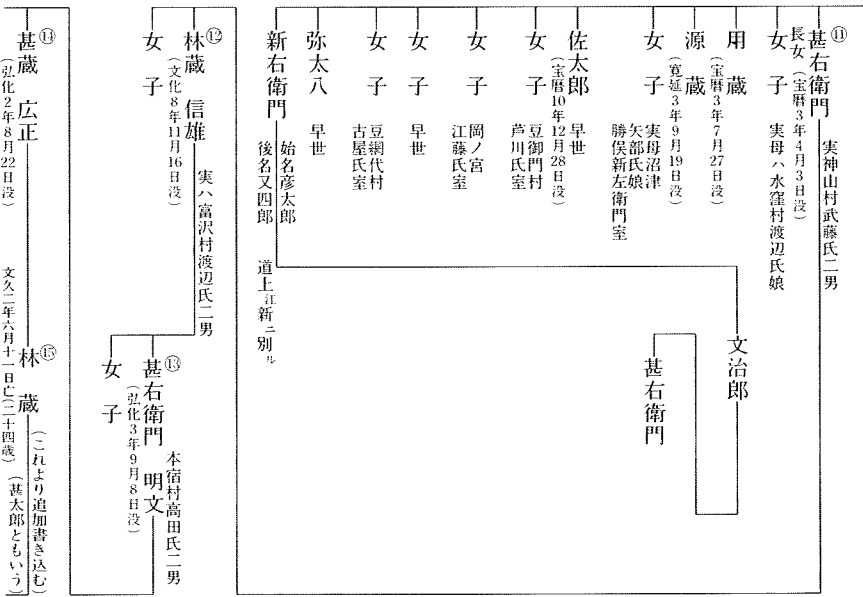
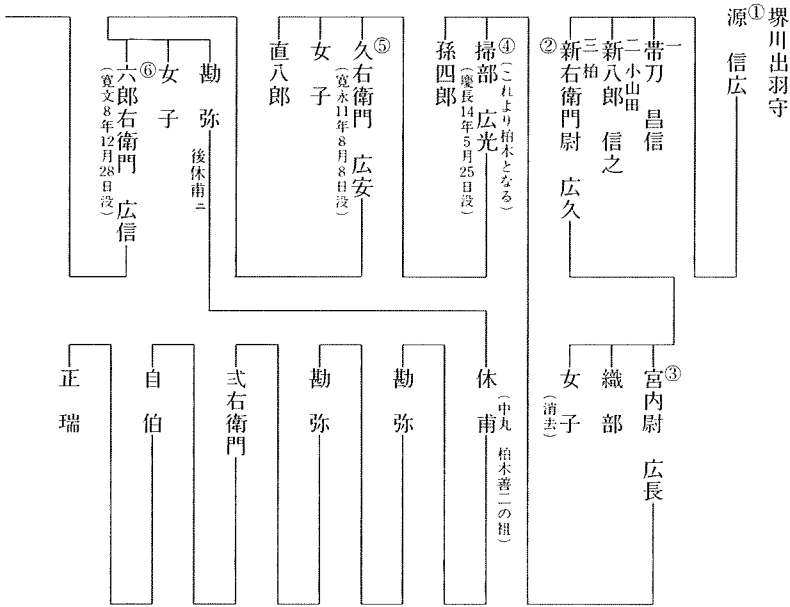
なお、先に述べた「円覚寺文書」には、応永二年(一三九五)六月一日付の「遠江守信広押書」と題される文書があり、柏木家の祖「境川出羽守信広」と同名である点が興味深い。

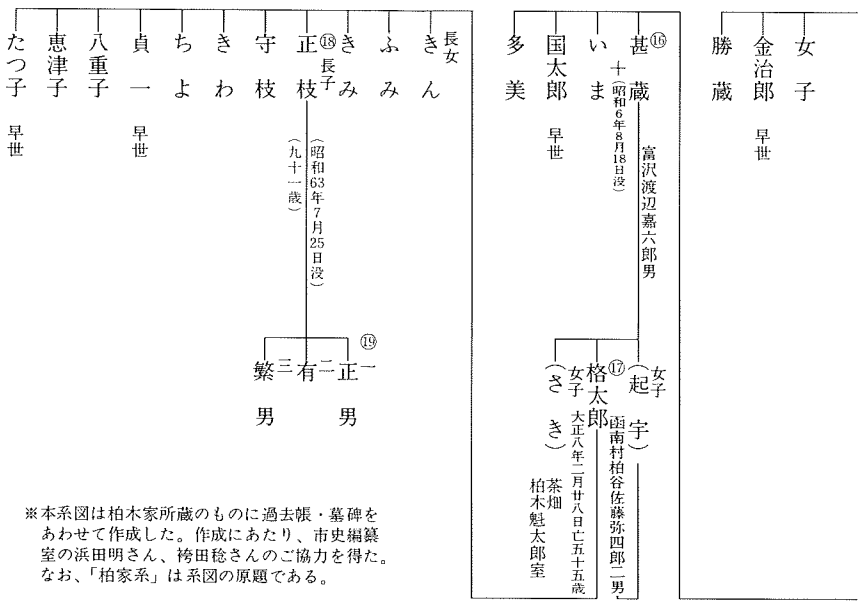
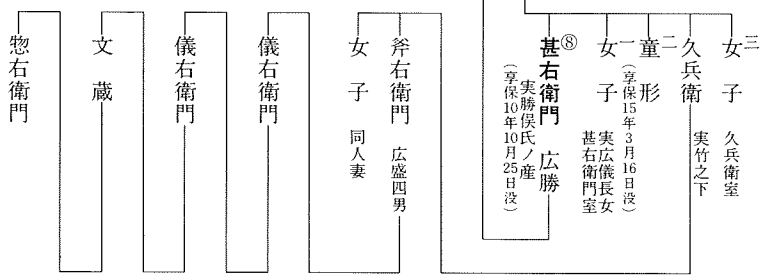
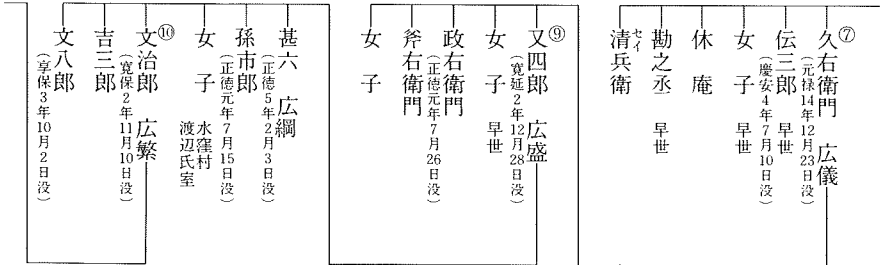
墓所 柏木家は代々定輪寺(裾野市桃園)の檀家だが、墓所は平松新田との境に近い茶畑村の南の林のそばに一族の墓石がならんでおり、その中央に甚右衛門夫妻の墓碑が建っている(写真参照)。柏木家では、この他東光寺(麦塚)の無縁仏にもお参りをするという。

分家 柏木家の分家は三軒で、中丸(なかま)の柏木家・内屋敷(うちやま)の柏木家・道上(みちのうへ)の柏木家の三軒だが、系図からもこの三軒を確認することができる。このうち六代六郎右衛門の兄弟勘弥(のち休甫)を祖とする家(中丸)は、延宝八年の村鏡に「いしや勘弥」とみえている医師であり、後の安永六年(一七七七)「駿河国駿東郡御厨茶畑村五人組別帳」筆頭の名主林蔵(十二代当主)の「拾人組」の中にも「医師 正瑞・同 保軒」とあって確認することができる。茶畑村

△ 図 1 ↓

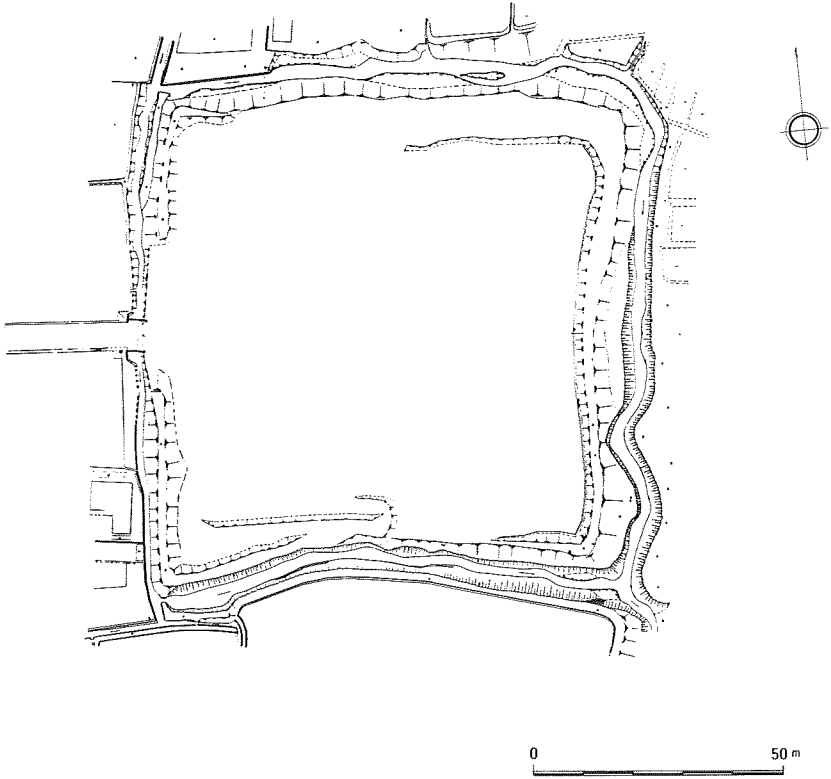
柏 家 系





※本系図は柏木家所蔵のものに過去帳・墓碑をあわせて作成した。作成にあたり、市史編纂室の浜田明さん、袴田稔さんのご協力を得た。なお、「柏家系」は系図の原題である。

<图2> 柏木屋敷平面図



株式会社田中工務所作成

における医師の存在は、先の延宝五年村明細帳にも「老軒栖在家之内医者」とあるが、やはり柏木家の一族であろう。現在柏木家には医療に関係している方が少なからずおられるが、これもその伝統であろうか。

屋敷 柏木家の屋敷は、現在屋敷跡広場として利用されているが、その整備の際に作成された〈図2〉に示されるように、今でも周囲を堀と土塁で囲まれた典型的な中世土豪屋敷の形態を残しており、その東南を流れる境川（伊豆国と駿河国との境）が外堀の役割をはたしている。柏木家のある地域の村内での呼称は境川であり、屋号（イエナ）も境川であった。すなわち、柏木家は駿豆国境の茶畑村の、更に村の境（隣は伊豆佐野村）に位置しているのである。その屋敷の広さは、ひとくちに一町四方とか、境川と堀との間の土地を含んで一町一反歩と言われているが、きわめて広大な敷地と歴史の古さを感じさせる屋敷林の巨木は、今でも往時を偲ばせている（写真参照）。屋敷の入口は西の方に向いており、昔の道はこの屋敷の北側を通っていたが、馬に乗った者も、この屋敷の付近では下りて歩くことになっていったという。

3、柏木甚右衛門

甚右衛門は、先の系図にみられるように、隣村伊豆佐野村の勝侯家から婿として入り、義父久右衛門の長女を妻としていた。また、別の系図的史料によると「寛文三卯ノ年（二六六三）元禄十三辰ノ年迄（一七〇〇）三十八年名主役相勤申候」とあって、丁度十七世紀の後半約四十年間、茶畑村の名主をしていたと記録されている（本覚書帳には、名主退役は元禄十四年二月とある、なお、名主就任の年代については後に検討する）。この他、元禄の初めには小田原藩領の村々を代表して深良用水の水支配人となるなど、その活躍はめざましい。

しかし、彼がいつ生まれ、何歳でなくなったのかは今のところわからない。歴大な柏木家文書の中には未見の史料も多く、今後その説明が俟たれるが、いまは若干の周辺史料と推定を示すにとどめる。

その一つは、本覚書帳の元禄五年（一六九二）六月の記事で、この時甚右衛門の母と女房が箱根から小田原を経て大山へ参詣し一週間程で帰って来るのだが、その部分に「名主甚右衛門母年六拾五、同人女房年四拾三」とある。また、後に述べるように本覚書帳には元禄五年の史料の反故が使用されているのだが、その中に一ヶ所、「午之年新参」として「甚右衛門男子年式つ 七之助」と書かれた部分がある。午は元禄三年で女房四十一歳、この年甚右衛門との間に七之助という子供をもうけていたことがわかる。この他、甚右衛門夫妻の墓碑銘から、（戒名）鳳山成仙居士（遺） 甚右衛門が享保十年（一七二五）、（戒名）鳳屋壽仙大姉 女房は享保十五年（一七三〇）になくなっていることがわかる。女房は元禄五年（一六九二）に四十三歳だから、享年八十二歳であった。

以上のように、甚右衛門の年齢を知る手がかりとなる史料はきわめて少ないのだが、名主就任とされる寛文三年（一六六三）を仮の上限とし、享保十年の没年を下限として敢えて推定を試みると〈表4〉のようになる。

推定(1)は、妻との年齢差が十歳以内で、甚右衛門のなくなった年齢にも無理がないように思われる。しかし、柏木家文書中の承応二年（一六五二）から寛文十二年（一六七二）までの年貢金納の受取綴をみると、承応三年は六郎右衛門と八左衛門宛、明暦元年（一六五五）の「未之年茶畑村畑金納通之事」以降は甚右衛門と八左衛門宛となっており、名主という名称こそみえないが、年貢納入にあたって事実上名主としての役割をはたしていたことがわかる。実際に「茶畑村名主甚右衛門」と書かれた史料を搜すと、それから三年後の萬治元年（一六五八）の「請取申炭拾分一之事」が初見で、寛文三年から更に五年さかのぼることになる。とすると、推定(1)ではこの時甚右衛門は十代の中頃以前の年齢となりおかし。また、推定(2)にしても、明暦元年の時点で二十歳か、それ以前の年齢の他村から入った若者が、大村である茶畑村の名主をつとめて村内をまとめるのはなかなか難しいと思われる。しかも、寛文六年前後から始まる深良用水の開鑿事業に他村の名主に伍して働き、その出精に対して深良村の源之丞らと並んで小田原藩から褒美を与えられた六名の中に入っている（公文名 市川家文書）ことを考えあわせると、この年齢では少し

〈表4〉甚右衛門の年齢推定

年 代	事 項	推 定 (1)	推 定 (2)	推 定 (3)
寛文3年 (1663) ?	名 主 役 就 任	20代前半	20代後半	30代前半
◇ 12年 (1672)	畑成田で褒美	↓	↓	↓
天和3年 (1683)	覚書帳始まる			
元禄元年 (1688) 頃	水支配人となる	40代後半	50代前半	50代後半
◇ 14年 (1701)	名 主 退 役	60代前後	60代中頃	70代前後
宝永5年 (1708)	水支配人退役	↓	↓	↓
享保4年 (1719)	覚書帳終る			
◇ 10年 (1725)	死 去			

※元禄5年 (1692) に母 (65歳)・妻 (45歳)、子供のうち1人 (2歳)

荷が重いように思われる。一方、推定(3)とすると前半の条件には適合するが、水支配人としての仕事内容を考えると七十歳代の後半までつとめるのはかなりきびしかったと思われる、その没年はどうか考えても九十歳代で、当時の水準から考えると相当の長寿者であったことになる。

以上、いずれも推定の域を出ないが、先の年貢請取状などから考えると、甚右衛門の義父久右衛門(本覚書帳には元理老として、宝永二年の条に出ている)が何らかの事情で名主役をつとめがたかつたため、婿として入った甚右衛門が、祖父六郎右衛門にかわって明暦元年以降事実上名主役をつとめ、その期間は彼の長寿もあつて、五十年近くにも及んだと思われるのである。

4、覚書帳の内容

(1) 覚書帳の成立

形態 この覚書帳は、たて三〇センチ、横二一・五センチ、表紙

とも全七十二丁で厚さは三センチ近くあり、用紙は大部分元禄五年(一六九二)の「小田原領駿河国駿河郡御厨茶畑村切支丹宗門御改帳」の反故が使用され、一部に村明細帳の反故もみえる。残念乍らこの宗門帳の反故の中に甚右衛門の家の様子を示す部分はないが、

紙質は現在でもきわめてしっかりしており、虫損なども少ない。このことは、本史料が数ある柏木家文書の中でも、同家の人々に特に大切に扱われて今日に伝えられて来たことを示しているように思われる。

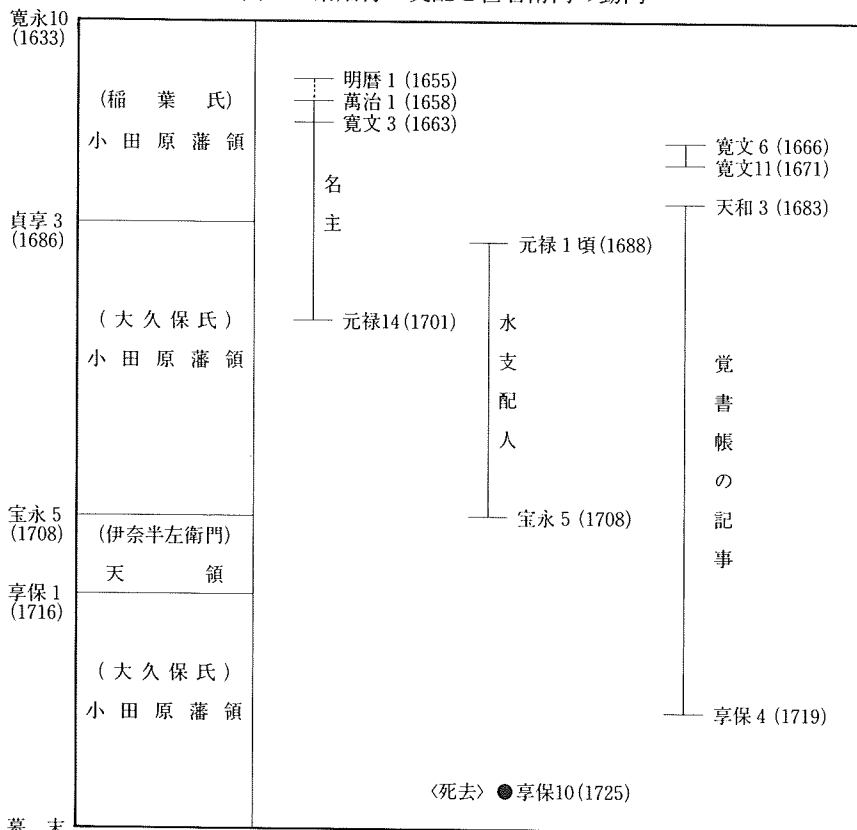
一 期間 覚書帳の記述は天和三年（一六八三）亥の二月五日から始まり、一部に年代の前後があつたり、箱根掘抜きのような特記事項が含まれるが、ほぼ編年順に書きつがれて享保四年（一七一九）七月の岩船地藏巡行の記事まで三十七年間にわたっている。この後に、甚右衛門は再び箱根湖水掘抜きの事を書き、次いで「当御代御取付之覚」として貞享三年（一六八六）から宝永三年（一七〇六）までの年貢高を記録するが、この二つの記事の間にある周辺村々の名主交替の記録は、享保十一年など甚右衛門没後の年代が見え、筆跡も全く異なることから、ここだけは別人のものであろう。

この約四十年間を、先にみた茶畑村の領主支配や甚右衛門の活躍と関連させると次のような背景が存在していた。すなわち、覚書帳の筆が始まる天和三年は、甚右衛門が名主として働き始める明暦―寛文期と同じく稲葉氏の小田原藩領時代、名主役を退いた元禄十四年（一七〇一）は大久保氏の小田原藩領時代、そして元禄初めに任ぜられた水支配人の役を退く宝永五年（一七〇九）からは、代官伊奈氏による天領支配の時代に入る。この後、茶畑村は享保元年（一七一六）から再び大久保氏の小田原藩領となるから、甚右衛門は茶畑村の支配が大きく変わるこの四つの時代を生きたことになり、覚書帳の記録も享保四年までであるので、ほぼ同じ四つの期間にまたがっているということがいえるであろう（図3）。

しかし、なぜ天和三年二月五日の記事から始まるのかはわからない。敢えて捜すと、稲葉正則から正通に家督が譲られた年であるが、それにしても、甚右衛門の名主就任の頃の記録がないのが惜しまれる。

成立 先に見たように、この覚書帳の用紙には元禄五年（一六九二）の宗門改帳の反故紙が使用されているので、本覚書帳を甚右衛門が書き始めたのはそれ以降ということになる。各記事には精粗があるが、年月日まで書かれたも

〈図3〉茶畑村の支配と甚右衛門の動向



※時代と線の長さは必ずしも対応していない。

のが多いことから、その元となる何らかの史料の存在が予想される。柏木家文書には、現在、貞享四年(二六八七)「卯ノ年万事覚之帳」、元禄七年(二六九四)「戌之年万事覚書帳」という薄い横帳が残っている。その内容は、金銭出入りや小田原行などの役中記録的メモが多く、より生々しい記事がほとんどで、本覚書帳とは直接結びつかないが、たとえば元禄七年七月の大風雨については、

一 戌七月二日、朝々晩ノ四つ

半時分迄大風雨致、田畑作

毛大分損シ候、御注進小田

原へ申上候、参候ニハ新左

衛門遣候、印判甚右衛門・

佐右衛門・伝左衛門・新助・

甚四郎・太郎兵衛、此者共

印判もたせ遣候、七月四日遣、五日ニかへり候、

と書かれており、本覚書帳との関連が考えられる。このような一年ごとの「横帳の覚書帳」は、その表題から推して毎年作成されたと思われるが、先の大風雨の記事について比べてみると、本覚書帳の方が詳しいので、甚右衛門はこれら一年ごとの「横帳の覚書帳」をもとにしながらも、自らの記憶や願書・注進状の控えなどの一次史料をもとにして、記事を書きとめたものと思われる。そして更に、記事の年次的配列や内容による第二次的取捨選択が行われたと思われる。

柏木家文書の中には、表紙こそないが、本覚書帳と同じ体裁で、天和三年二月から元禄四年までの部分の下書きと思われる文書が存在する。本覚書帳の冒頭から四丁分のごく短い部分であるが、この両者を比較すると、下書きでは一番あとに書かれている藩主稲葉丹後守から大久保加賀守への支配替りの記事が、本覚書帳では貞享三年十月廿六日の大地震の記事のあとに入れられて、ほぼ年次的に正しい順となっている。また、元禄元年八月の記事のあとに書かれている水支配人任命の部分では、水支配人の下の使番の実名が本覚書帳では省略されている（脇野博「深良用水開鑿と鉦山技術」）などの相違点はあるものの、本覚書帳の記事を下書きにさがすと、内容的にはほぼ同じもののみつけることができる。しかし、逆に下書きにあつて、本覚書帳にはない記事が二つ存在する。

一つは、次に示す、下書きでは冒頭から二番目の記事で、村内壺之瀬の長兵衛に関する年貢代金納入をめぐるトラブルである。

(天和三年亥)

二月十六日

一 壺ノ瀬長兵衛御年貢ニ付我々ま、申三付、親惣右衛門・弟惣兵衛并親類七郎左衛門・八郎右衛門・次郎右衛門、其外何れもめいわく申候而、二月十六日ニ惣右衛門・七郎左衛門兩人八幡御代官様へ申上候、

三月廿三日

一 壱のせ長兵衛儀、段々御せんき被成候へ共、長兵衛申分ヶ立不申候ニ付、田地之内下、田八七歩之処、惣兵衛方へ金貳両ニうり、長兵衛弘方埒明申候、

もう一つは、本覚書帳では一行の記述しかない部分であるが、甚右衛門の息子又四郎の縁組の際におこった、甚右衛門の隠居と又四郎の名主就任を求める村内の動きに関する記事である。

元禄四年未

一 今度又四郎女房葛山村加左衛門娘縁組致候、就夫いろく(隠居)悪事共聞申候者共新左衛門・仁左衛門成り、就夫ニかつてん致候而も、又ハ不埒成ル事申候、此度を次而ニ我等をいんきよ致、只今々又四郎ニ身躰渡可然由ニ仁左衛門・新左衛門申候ハ、休庵老方へ申候、元理老・休庵様・勘兵衛様被申候ハ、只今いんきよハ不罷成候、以來勝手次第致可然由被申候、又四郎・仁左衛門・新左衛門相談ニて我等ニいんきよいたさせ、ふち米も少(扶持)ニ而相定可申由申候、

これらは、いずれも名主であった甚右衛門にとって不愉快な出来事であり、清書にあたって削除されたものと思われる。

また、このことは、本覚書帳が甚右衛門自身のみならず、後世の人々が読むことを意識して作成された史料であることを示唆している。

このような下書きが全体にわたって行われたかどうかはわからないが、老境に入っていたであろう甚右衛門は、手元の記録類や文書を整理しつつ、役中の記憶を呼びもどしながら、少しずつ覚書帳の完成を目ざして筆をすすめたのであろう。

(2) 覚書帳の記事

覚書帳に記された事柄を大きく分けると、〈表5〉のようになる。

支配と村政 甚右衛門の覚書帳の特色の一つは、一般的な名主日記と比べて、きわめて支配に関する記事の目だつ

ことである。藩主の世襲や交替は勿論、代官や藩役人の交代・出世・閉門なども関心をもって書いている。また、役人の通行や柏木家への宿泊も少なからずみえる。このことは、領主支配の村への入口としての名主という役割以上に、裾野地域の小田原藩領の村々を代表する大名主的役割を彼が果たしていたことと無関係ではあるまい。それは元禄初めの深良用水の水支配人任命にあたり、天領を代表する御宿村の平次郎（湯山家）とならんで、藩領村々を代表して甚右衛門が選ばれたことにも示されている（元禄元年の条）。またこのことは、一面で自己の経歴を誇る事にも通じる。覚書帳冒頭の寺社改に関する記事（天和三年）も、他村は「祢宜」と書いたために毎年駿府へ宗門手形を出さなければならなくなったのに対し、茶畑村だけは「宮支配」と書いたもので、以後は行かなくても良くなったという手柄話である。この他、原代官市野惣太夫に面会し、「緩々と御ちやをも被下」（ゆるゆる）（茶）た事（元禄五年）、水支配人であったこともあり、甚右衛門の座席が沼津問屋と同格に扱われて代官に目通りしたこと（元禄三年）なども記されている。

しかも、甚右衛門はただ支配役人の命令に唯々諾々と従うだけの名主ではなかった。三嶋宿の助郷に関する名主引高の問題（元禄七年）では、他村と異なる茶畑村独自の主張である村切りの割合を認めさせているし、国絵図の国境に関する問題（元禄十三年）では、「豆州絵図の国境に「そふ沼」が書き込まれておらず得心できないとして、三嶋手代衆の再三の説得にもかかわらず、押印をあくまでも拒否し通している。これは、甚右衛門の別家願（元禄八年）にあたり、「外之者余村之儀ハさのみ御かまへ無之」けれど、「甚右衛門儀役儀有之者候へハ郡代役所ニて究かた」く、（小田原藩の）「御老中様御寄合」でやっと許可がおりるといふ、甚右衛門への藩役人の特別扱いが背景としてあったにせよ、彼の一途一徹な性格を示す例といえよう。また、自己の印判の使用についての注意（便宜上家に分類）が

〈表 5〉 覚書帳の内容

支 配	寺社改、藩主の動向、領主替、松明の奉行、年号替、小田原役人宿泊、道案内、代官・役人の交替、目見え、5代將軍の藩主屋敷への御成、藩主の加増、名主への振舞い、駿河郡と駿東郡、金銀吹直し、新式朱金の通用、元禄の地方直し、伊豆佐野村六給、元禄の国絵図作成、小田原藩領の地域と石高、相・駿・豆の国境、巡見使の通行、藩主代替り、町人・百姓の衣類に関する法令、伊奈半左衛門の支配、宝永通宝の流通、綱吉死去、長窪城歴代城主、小田原藩領への復帰、
村 政	分限の法度を触れる、平松新田の分立、出火の内済、瀧頭組2人の追放一件、又四郎（子）名主任命、下土狩御蔵の加番の前例、（後筆）周辺村々の名主任命、
年 貢	御蔵枿、検見、畑金、米の値段、茶畑村村高覚、新田改、貞享3年～宝永3年の年貢高、
山野入会	大畑山かや刈取出入、山火事、榎木用材伐木、木挽、紀伊国屋文左衛門、掘抜穴の留木（掘抜口さらいと関連）、大野山（大野原）かや刈取出入、
深良用水	上石米、駿河戸掘口番人、掘抜と通水の年月日、江戸町人、掘貫の長さ、茶畑村新堤、水支配人と使番の任命、村内用水堀覚、掘抜口さらい、箱根掘抜破損修覆、沼津領牧堰出入、深良村水損一件、
交通・商業	母と女房の湯治、箱根番所欄木結替、三島宿助郷、薪仲買、神山村大橋掛直し、上野仏殿の額輸送、遠州の番所、琉球人・朝鮮人通行、
家	又四郎（子）の縁組、家修覆、別家と家相続、印判の使用、先祖書、元理・久兵衛跡式と譜代、多呂里兵衛と内膳子供、
災 害	貞享の大ない（地震）、出火、鉄砲改、大雨、猪除垣、大風雨、元禄大地震、洪水、宝永の富士山噴火・地震・砂降り、
寺 社	勸進（飯泉観音）、浅間宮修覆、小田原寺社奉行、御師の宿泊、定輪寺の開闢と宗祇
民 俗	3月3日の竿の露（水不足と関連）、山の笹の実、日待ちと正月（御成と関連）、洪紙の作成法、岩船山地蔵、

※分類は便宜的に行ったもので、1つの記事が多く分野に関連している。

再三記されている点も彼の人柄を知る手がかりとなろう。

この他、「駿東郡」の呼称を延宝年間から一時「駿河郡」としていたのを、元禄七年六月から元の名称に戻したことで、元禄の地方直しとその影響（隣村伊豆島田村の六給化）、法令がそのまま載せられている通貨改鑄の記事なども興味深い。

また、大畑山入会（元禄三年）や山火事（元禄五年）など村を超えた争いの解決にあたって、「内済のしくみ」を甚右衛門がどのように動かして行ったのかを知ることができ、これも貴重である。

しかし、このようにはなばなしの対外的な面に比べ、茶畑村内における名主としての甚右衛門の動きや村内の出来事についての記述は少ない。わずかに瀧頭組の仁左衛門・新左衛門の村追放とその内済一件（元禄九年）が目だつ程度であるが、これは先に下書きの記述が削除されていた部分（この時も右の両名が関係したため事であった）について考えたように、甚右衛門がそのような事柄を覚書帳に残すことを避けたためと考えられる。

災害と年貢 茶畑村の大部分の人々の生業が農業であったから、災害の記事はさすがに豊富である。大風雨による被害はこと細かく記されている。また、関東一円を襲った元禄大地震（元禄十六年）や宝永の富士山噴火（宝永四年）も貴重な資料である。しかし、その記述は一般的で、村内の具体的な被害の様子はあまりうかがうことができない。記事の生々しさがあまり感じられないのは、後年の記録のせいだろうか。また、これらの災害は当然年貢納入にはね返った筈で、名主甚右衛門はその交渉や完納に腐心したと思われるのだが、そのような彼の苦労は語られていない。末尾に書き留められた貞享三年（一六八六）から二十年間の年貢高がその事を物語るのみである。

家 婿として入った柏木家について、甚右衛門は「元理老（義父久右衛門）より聞伝先祖之事」（宝永二年）という重要な記録をのこしている。しかし、自らの家族について語ることは少ない。たとえば、彼には男子が三人いたことがわかるが（元禄八年）、名主をついだ又四郎以外の二人は名前すら記されていないのである。また、又四郎に對

する父親の甚右衛門の気持ちも、なかなか複雑であった。その一端は、先に引用した又四郎の縁組みに伴い甚右衛門を隠退させようという動きとなつてあらわれたが（元禄四年）、覚書帳には、柏木家の所有地の畑成田を検見役人に上申することをめぐる、父子の意見の違いが記されている（元禄十四年）。

父は願書の下書きまで作つて息子に渡し、新田改の役人への申告をすすめる。しかし、その年名主役についたばかりの又四郎は、これに反対だつたようである。「いか、共返事無之候」「先日下書も致遣候、いか、共沙汰無之候」「年々又四郎無沙汰罷出候」と甚右衛門は嘆いている。この一件の結末は記されていないが、又四郎へ申告を勧める手紙・上申書の下書きが書きとめられ、更に元和八年（一六二二）の「茶畑村名寄」から抜きとられたと思われる与三左衛門分の一丁（問題の土地はこの中にある）が、今でもこの覚書帳の中に挟まれたままになつてゐることから推察すると、甚右衛門の言葉は聞き入れられなかつたようである。

この他、宝永三年（一七〇六）四月の「元理并久兵衛跡式」に関する一件は、先の系図によると元理Ⅱ義父久右衛門、久兵衛Ⅱ義弟（甚右衛門の妻の妹の夫）と考えられ、その「久兵衛孫子源六」の譜代下人半左衛門が、主人の死去をきっかけに、土地や諸道具を引取る動きを示した事件で興味深い。

深良用水 ほぼ年代順に書きつがれている覚書帳の記事の中にあつて、深良用水の開鑿をめぐる記事は破格で、特別に二ヶ所に出ている。

一つ目は、貞享二年から三年（一六八六）にかけての小田原藩の藩主が稲葉氏から大久保氏にかわる記事（先の下書きは、ここで終わつている）のあとに、

④一箱根堀貫末八月朔日（推）初、亥ノ四月廿日ニ出来候、水通り候事、廿二日（推）通り候、

堀抜仕候者江戸町人

友野与右衛門

浅井佐次右衛門

とあり、二つ目は、享保四年（一七一九）七月の覚書帳最後の岩船地藏巡行の記事のあとに、

② 覚

一箱根湖水堀抜之儀、寛文六年午ノ七月堀初、戌年迄五年ニ成就仕候、

一堀抜長七百七拾八間、但、六尺四方也、

一箱根水、三拾六年程以前、寛文十一亥ノ年々村々用水ニ罷成候、

一箱根堀抜致候者、江戸町人五人罷越、目論見致、小田原稲葉美濃守様御代ニ小田原へも御願申上、江戸御勘定所へ御願申上、則、御法書を以堀貫仕候、

と出ている。

〔後略〕

この①②を比較すると、文字の太さは異なるが、字の形から判断して、いずれも甚右衛門の筆跡であることは間違いないと思われる（写真参照）。ところが、掘り始めと通水の年については、①は寛文七年（一六六七）未八月から掘り始めて寛文十一年（一六七二）亥の四月二十日に完成、通水は四月二十二日から、とあるのに対して、②は寛文六年（一六六六）七月に掘り始め、寛文十戌年（一六七〇）まで五年かかって完成、用水として村々が利用したのは、寛文十一亥年（一六七二）からであると、異なった年が記されている。

これまで縷々述べて来たように、寛文十二年六月に畑成田出精の褒美として銀子壹枚（金三分）を与えられた甚右衛門は、「箱根堀貫」に深くかかわった筈であり、事実、柏木家文書中の寛文十一年三月の日付をもつ「亥ノ年新川普請人足帳」は、ほとんど唯一当時の工事の様子を伝える史料で、甚右衛門の名前も表紙に記されている。そのような人物が、何故異なった年代を同じ帳面に記したのだろうか、理解に苦しむところである。この問題の解決は今後の

研究に俟たれるが、④以外のほとんどの記録が、寛文六年に工事が始まったことを記していること、通水については、寛文十一年の新川の開鑿が大きな役割を果たしていること、ひと口に完成といっても、掘貫による隧道の完成・新川普請の完成・下流の取水堰や水路の完成など、様々なレベルで考えられること、などの諸点を確認しておきたい。

ともあれ、開鑿に関する一次史料に乏しい深良用水の歴史の上で、記録された年代が最も古く、しかも、当時その作業に深くかかわった人物の残した記録としては今のところ唯一のものである本史料は、今後とも尊重されなければならないだろう。

この他、開鑿以後の用水の維持・管理や元締への上石（穀）米についても、重要な記述がみられる。

その他 覚書帳の記事は、この他、材木問屋として有名な江戸の豪商紀伊国屋文左衛門が、下和田村と深山（須山）村の山から御用木を切り出したこと（元禄十年）、猪除けのために土手が築かれたこと（元禄七年）、將軍綱吉の藩主屋敷への御成にあたって、領分中村々で日待ちや正月をしたこと（元禄六年）、何十年に一度という笹竹の開花の時には、柄在家の者が実を取集めたこと（元禄六年）など、興味深いものが多い。また、民俗や信仰の記事は少ないが、三月三日朝の竿のつよ（露）のつき方でその年の水不足を占うやり方（元禄六年）や、飯泉十一面観音造立のための勸進のこと（元禄五年）などが記録されている。

享保十乙巳年十月廿五日、柏木甚右衛門はその生涯を終えた。しかし、私達は彼の残したこの覚書帳によって、今から三百年程前の駿東の一名主の目を通して見た、江戸時代の農村社会の有様を知ることができるのである。

〈参考文献〉

- (1) 裾野市教育委員会『茶畑 柏木家文書』（裾野市史資料所在目録 第二集）一九八三（昭和五十八）年
- (2) 大庭景申『柏木甚右衛門覚書帳』（付古文書に見る裾野市のあれこれ）一九八九（平成元）年
- (3) 田辺久之「駿州茶畑村名主の系譜」（『常葉国文』第十二号所収）一九八七（昭和六二）年
- (4) 関口宏行「柏木屋敷」（『日本城郭大系』第九卷所収）一九七九（昭和五四）年
- (5) 静岡県芦湖水利組合『深良用水の沿革』一九七九（昭和五四）年（再版）
- (6) 佐藤隆『箱根用水史』一九七九（昭和五四）年
- (7) 鎌倉市史編纂委員会『鎌倉市史』史料編第二 一九五六（昭和三十一）年
- (8) 静岡県『静岡県史料』第一輯 一九二九（昭和四）年
- (9) 有光有学「戦国期領主権力の態様と位置——今川領国葛山氏の場合——」（『戦国期権力と地域社会』所収）一九八六（昭和六十二）年
- (10) 有光有学「市史編さんと中世の裾野」（『裾野市史研究』創刊号所収）一九八九（平成元）年
- (11) 福田アジオ「近世中期における流行神仏の巡行と村落——享保四年岩船地藏巡行の場合——」（『近世国家と明治維新』所収）一九八九（平成元）年
- (12) 関根省治「近世初期徳川検地と東駿河」（『裾野市史研究』創刊号所収）一九八九（平成元）年
- (13) 脇野博「深良用水開鑿と鉦山技術——『かねほり甚左衛門』をめぐる——」（『裾野市史研究第二号』所収）一九九〇（平成二）年

龐大な柏木家文書は、牧野騷・大庭景申・藤原善次の各氏によって整理され、(1)として刊行された。柏木家文書

を利用する者は、全てその恩恵に浴している。

また、そのうちの一人大庭景申氏による(2)は、覚書帳の最初の翻刻であり、後半に付された「古文書に見る裾野市のあれこれ」には、各所に覚書帳からの引用と解説がある。本稿も参考にさせていただいた所が多かった。

田辺氏の論稿(3)は、柏木家の歴史について、一人ずつとりあげて詳細に論じられている。特に、柏木家の祖、境川出羽守を武田氏の庶流とする考証と、多くの参考文献による柏木家に関する史実が示されている。

(4)は関口氏をはじめとする五氏の実測による柏木屋敷の図二葉が掲載されている。

(5)(6)は深良用水(箱根用水)全般について論じられたものであるが、本覚書帳及び柏木家文書が各所で引用・言及されている。

中世の佐野郷に関する円覚寺文書は(7)に、柏木家文書は(8)に収められており、それらについて広く論じられたものに(9)(10)がある。なかでも、「佐野郷御檢地之割付」をはじめとする柏木家文書については多くの論稿で言及されているが、その代表的なものは(9)において示されている。

覚書帳の最後の記事である享保四年の岩船地藏の巡行を、江戸より西の地域での流行神仏としてとらえ、多くの史料を集めてその意味を検討したものに(11)がある。同論文によれば、享保四年七月の駿東郡における巡行は、文書史料の最後にあたるという。

近世初期の駿東郡を中心に、駿河国における近世的支配の浸透過程を検討した(12)は、柏木家文書の慶長十四年検地帳や茶畑村の初期支配を検討する上で参考になる。また、本覚書帳と下書きを比較し、下書きにのみ書かれている使番甚左衛門について論じたものに(13)がある。

「柏木甚右衛門覚書帳」の翻刻・解説の作成にあたり、右の諸論稿を参考にさせていただいた。

柏木家の由緒については、柏木正男氏御夫妻（一九八九年十二月）、柏木ちゑ・柏木やゑ子・柏木愛子・柏木郁子の各氏（一九九〇年一月）からお話を伺うことができた。これらの方々の御協力に御礼を申し上げる次第である。

湯山安右衛門日記

1、(一七〇八)
宝永五年日記

(横帳、前・後欠、宝永五年一月〜五月)

(宝永五年一月)
廿六日甲辰、曇ッ照ツいたし候、

廿七日乙巳、晴天、御厨用沢村カ長門様之御藏米御宿村

迄付下シ候とて馬共参候、平山平三郎所ニ居申候御厨

之商人参申候ハ、柴奴田村佐右衛門伝言御座候馬之場

切金壹分御取替、拙者何とぞ払可申候間、旦那善左衛

門方へハ沙汰御無用ニ被成被下候様ニと申候、半右衛

門殿福田屋金之義ニ付沼津江被参候間、駿府おれん方

へ状誂申候、

廿八日丙午、曇ル、雨ちら〜ふり申候、昼過晴天、安

右衛門上ケ田村寮ノ和尚様へ家見ニ参候、

廿九日丁未、曇ル、雨ちら〜ふり申候、御足輕おそ〜

松長村へ帰ル、

二月朔日戊申、曇ル、雨ちら〜ふり申候、銀右衛門殿、

(極)
千ふく村普明寺ニ而金子五兩借用致シ候故、証人ニ安

右衛門・向西寺判形仕候、手形ニハ十二月廿八日と書

付申候、

二日己酉、雨天、御厨上野村源四郎殿隠居、御宿村与四

左衛門案内ニ而兩名主と安右衛門方へ参候、御檢使絵

図諸入用割、箱根水懸り高壺石ニ付四拾壺文式分懸り、

但シ箱根水掛百石余之内ニ而十分一名主役領ニ拾石余

引、残り高ニ而割申候、惣ノ三貫九百七十八文、郷御

藏へ米番人ニ五左衛門遣候、長四郎も参候、

二月三日庚戌、曇ル、

四日辛亥、雨天、兵左衛門ヲ呼、金子之手形之事申候、

五日壬子、晴天、しも小林村(下)カ罷歸り申候、

六日癸丑、晴天、沼津へ米払ニ遣シ申候、半右衛門殿御

藏米式俵不足ニ付、吟味ニ是も沼津へ罷下り申候、三

嶋へ佐野馬多ク付て参候故勘兵衛呼申候、御厨カ御足

輕彦人被参半右衛門殿ニ被居申候者、四郎右衛門船入

保之義ニ付参候、

七日甲寅、晴天、御足輕甚七郎殿被帰候、

八日乙卯、夜ノ内カ大雨、南風吹、朝用水土口留ニ五左

衛門遣候、晩方晴天ニ罷成候、勘三郎祖左衛門方ニ而

かり申候金子相済シ申候、質地ニ屋敷入置、証人ニ安

右衛門・彦左衛門罷成候間判切ニ参候、勘三郎分宮原

(圖)

わと郷茶田畑不残源左衛門方へ金貳兩貳分ニ売渡申候、
手形ニハ三兩壹分と仕候由、証人ニハ半右衛門・源次郎罷成候由、

九日丙辰、曇ル、晚方小雨降ル、根方渡り才工の中通イ

ニ理右衛門參候、

十日丁巳、曇ル、晚方晴天、権左衛門、甚兵衛方へよこ

道^{一横}へ參詣之事さそいニ參候得共、甚兵衛殿煩申候間

成間敷様ニ申、先御婦可被成候とて、此方々返事可仕

と申候、御厨々姉人被參候、半右衛門殿沼津へ水役金

請取ニ被參候、茶畑村甚右衛門殿も罷越候由、

十一日戊午、晴天、稻荷町女共子共遣候、愛鷹へ五左衛

門遣申候、甚兵衛殿々清十郎參候、よこどうへハ甚兵

衛氣分惡敷候間參間敷と申候、左五右衛門參候、

十二日己未、晴天、堂ノ欣具箱根へ參り候、源左衛門横

道へさそいニ參候、甚四郎殿參筈ニ致候間同道被成候

様ニと被申候、五左衛門煩申候、姉人田中村へ被帰候、

兵左衛門方々手形請取申候、

十三日庚申、晴天、横道支度ニ御札おゆつりこしらひ申

候、札書付安右衛門致し、和尚様ニ御廻向致シ貰申候、

二月十四日辛酉、雨天、晚方天氣罷成候、松長村御陣

屋の御触狀參候、分ケハ四月の錢ニ兩に三貫九百文の

四貫迄ノ売買致シ、外ニ大錢出来致シ壹錢ニ而只今迄

ノ錢拾文之代ニ仕候様ニと御公儀様を被 仰出候段、

御触狀まわり申候、

十五日壬戌、朝曇ル、勘三郎家こなし申候、安右衛門母

横道へ罷立候、道連甚四郎御袋・権左衛門御袋・与兵

衛・文左衛門女房・源左衛門御袋・長兵衛女房メ七

人、葛山村源兵衛、千福村の式人六郎左衛門・六兵衛

都合十人、安右衛門母三十三所ノ納札案書ハ

宝永五年 駿州御宿村

奉納横道三十三所 湯山氏

子ノ二月 身譽理報

外

諦譽聽夏 如此札式枚納候筈、

同十六日癸亥、曇ル、晚方の夜ニ入雨、半右衛門殿へ五

人組頭と大高之者寄合、意趣ハ大錢壹錢ニ而只今迄通

用致候錢拾錢替錢相場三貫九百文の四貫迄売買、是の

高下無之様ニと七錢拵候者曲事ニ被仰付事と、百石

式兩ノ金子村中致割内、大高之者取替之相談仕候、勘
三郎家立申候、

同十七日甲子、晴天、安右衛門横道參ニ逢申候とて木瀬

川之観音様江罷出候得ハ、御宿村之横道參衆昨日八つ
時分被通候と聞候間、すくニ井出之大(泉)せん寺迄罷越、

皆に逢罷帰候、勘三郎家(首)ふき仕廻、屋移り致候、名主
殿へ去年御厨ノ者泊候人用米・味噌ノ書付遣申候、米
五升式合、

同十八日乙丑、曇ル、昼過(三島)々雨降申候、ミしま(三島)々祝義參
候、名主組頭衆松長御陣屋へ參候、庄円寺ヲ留守見廻

有之候、

同十九日丙寅、雨天、宮内左衛門殿へ留守ぎやう振舞呼
れ申候、但シ女共、

同廿日丁卯、晴天、母者人横道被致候ニ付、留守見廻葛
山村徳右衛門殿・太兵衛殿・新左衛門殿・理左衛門殿・

佐野村利右衛門殿ヲ御座候、中野右近殿ヲ文參候、

同廿一日戊辰、晴天、柿田村次兵衛殿被參候、青野村右
近殿へノ返状認申候、

二月廿二日己巳、晴天、右近殿ヲノ飛脚帰候故返状遣申

候、安右衛門母横道ヲ日数八日ニ而罷帰られ申候、

廿三日庚午、雨天、晚方日和上ル、たは(田場)沢へ見廻申候、

徳右衛門殿被煩候故、

廿四日辛未、曇ル、千福村へ見舞申候、大堰普請仕候、
但シ横道道連六郎左衛門殿兵衛殿

廿五日壬申、晴天、

廿六日癸酉、雨天、糟森猪除仕候、弁天堂ニ而花見会合
有之候、

廿七日甲戌、雨天、三嶋宮後村助六郎殿ヲ人參候、

廿八日乙亥、曇ル、晚方晴天、

廿九日丙子、晴天、平田村宝藏院被參候、葛山村大善院
も參候、青木陸右衛門様松長へ御越ニ付、名主組頭衆
三嶋迄出候、

晦日丁丑、晴天、平田村ヲ佐五右衛門參候、昨晚夜ニ人
太左衛門舅はと死ニ申候、只今聞申候間見廻申候、

三月朔日戊寅、晴天、苗代屋敷分計仕候、宝藏院茂左五
右衛門も被帰候、

二日己卯、晴天、

三日庚辰、晴天、安右衛門上ケ田村庄七と葛山村徳右衛

門殿・利左衛門殿・新左衛門殿、大善院へ見廻申候、

四日辛巳、晴天、安右衛門・彦助殿、長悅殿京ヶ嶋へ花

見ニ參候、およね・およし其外大勢てんじやうへうは

子へ參候、

五日壬午、晴天、

六日癸未、晴天、晩方雨降申候、

七日甲申、晴天、苗代仕廻申候、半右衛門殿と寄合ニ苗

代致し、吉左衛門・甚左衛門分も仕候、御厨田中村姉子

が便宜聞ニ下女參候、安右衛門・弥平次・庄左衛門・伝三

郎、名主方へ呼申候故參候、新畑田成正候様こと被申候、

八日乙酉、晴天、田中村が參候女歸候、豆州平田村がし

うでん參候、三嶋助六郎殿參候、

九日丙戌、雨天、百石貳兩ノ高役金江戶路金割仕候、惣

高割名主役高ハ除キ申候、

十日丁亥、昼ハ照ル、朝晩雨天、役錢深山村下浅間様奉

加百文共ニ遣候、

三月十一日戊子、晴天、助六殿被歸候、母者人平田村宝

藏院方江被越候、安右衛門夜ニ入炙仕候、長門様へ伊

豆ニ而御替地六千石渡り候由咄シ有之候、

十二日己丑、曇ル、昨晚長悅坊と申、平山五兵衛所ニ居

申候山伏ニ書判はんじて貰申候、

廣親ヒロチカノノ穴 遜拾穴 土性之文字

テ、適アソイニギヲウ此字ヲ判ニ拵申候、

安右衛門ハ天上ノ火性也、判ハ土性成ニ依テ相性ニ而

吉也、

十三日庚寅、曇ル、昼過夕夜中迄大雨、夜半前ニ大神鳴(雷)な

り申候、半右衛門殿ニ水論中間寄合有之、江戶行相談、

來ル廿日ニ江戶發足致筈ニ相究候、

十四日辛卯、晴天、宿頭苗場一番ぼし仕候、

十五日壬辰、曇ル、昼過雨少々降ル、安右衛門宮原ノ与

四右衛門方へ參、船久保筋作之分此方へ可作由申候、

屋敷ノ毛白分ノ苗代式番ほし仕候、

十六日癸巳、晴天、

十七日甲午、晴天、朝四つ末ニ雨降、山々ハ(雹)ひよふり申

候、松長へ宮内左衛門殿參候、

十八日乙未、晴天、安右衛門平田村江母者人迎ニ馬をお

ハせ參候、次デに三嶋助六郎殿方へ祝言見廻ニ寄申候、

十九日丙申、晴天、晚方曇ル、三嶋宮後村齋宮病氣ニ付

占方安右衛門葛山村大善院へ参頼候、宝蔵院被参候、
内之庭之石甚左衛門・新兵衛ヲ請掘り申候得共、大石
故今月埒明不申候、

廿日丁酉、曇ル、庭之大石長サとがりどとがり迄七尺七

寸八分、横四尺程、厚サモ四尺程有之候、漸々晚方掘込申
候、半右衛門殿江戸へ放立候、供ニ吉左衛門も参候、水
門番故甚左衛門も参筈ニ候得共、適用共ニ罷不成候故
けびやう仕致不参候、勘三郎判式百文ニ勘左衛門買申候、
(仮 病)

廿一日戊戌、曇ル、昼過雨降申候、庭こね拵申候、半右

衛門殿箱根を被出候状、夜ニ入与右衛門持参仕候、
廿二日己亥、雨天、真木之勘定仕候、千ふく村新八殿被
(福)
見廻候、

三月廿三日庚子、雨天、宝蔵院被帰候、胎内加持之義頼
候ニ付、およね年数月数錢遣シ申候、

廿四日辛丑、曇ル、麦はづけ申候、

廿五日壬寅、曇ル、

廿六日癸卯、曇ル、当村惣左衛門舅去ル十九日ニ相果申
候、不知故今日惣左衛門方へも石脇村伝三郎方へも悔

ミニ参候、

廿七日甲辰、晴天、江戸を半右衛門殿被越候状届キ申候、

廿八日乙巳、晴天、石脇村左京殿守り持参被致候、是ハ

世間ニよなミはやり候故、祈祷のため家頼五左衛門あ
そばし申候、

廿九日丙午、晴天、式右衛門殿松長へ参候、半右衛門殿

へノ状認め、茶畑村甚右衛門殿へ与右衛門ニ為持遣申
候、湯山半右衛門殿者水論ニ付江戸馬喰丁老町目津嶋
ニ宿取被居候、状之日付ハ四月朔日と仕候、

四月朔日丁未、晴天、安右衛門引風ニ而相煩申候、

二日戊申、晴天、

三日己酉、雨天、半右衛門殿方を状参候、

四日庚戌、雨天、半右衛門殿前地ニ居申候箱根湖水番仕

候甚左衛門、是ハ箱根湖水掘抜之時分かせぎニ入込罷
在候間、様体能存候ニ付物語り承り書付申候、

湖掘抜元ノ覚

江戸浅草駒方横町

友野与右衛門 是ハ御公儀様を相濟候者也、

大伝馬三丁目

橋本源右衛門 右同断

メ式人元ノ頭

金元

(蓋岸)
れいがん嶋

浅井佐次右衛門、是ハ掘抜諸入用まかない致シ惣堰

ニ仕廻候而、金子九千七百兩余入申候、

小中間

橋本三入

天が崎加右衛門

伏見仁左衛門

長濱半兵衛

メ四人、是も少々宛金子出合申候而山ニ居申候、諸事

指図仕候、

御公儀様御請負人

須川八郎兵衛
かざりや四郎五郎 式人大人

右元メ之後見くらしい仕候、

箱根掘抜、初ハ寛文六年丙午ノ七月廿一日か二日ノ掘

初メ候而、寛文拾年庚戌之三月廿五日ニ始テ掘明ケ申

候、五年之間昼夜共ニ掘候而其年之内ニ土狩村日損地

ヘ水引渡シ懸ケ申候、同年元メ方ヘ下郷ノ上穀百九拾

六俵余出シ申候、元メハ請取り申間敷ト申候得共、公

儀ノ先目出度キ出事ニ候間取候様ニと被仰請取候、七

年目迄ニ漸々さらい堰々共ニ仕舞申候、六年めノ段々

畑成田致出来候、其頃下郷村々・西ノ根村々、沼津御

代官野村彦太夫様御支配、下郷ニ而竹原と向領之御知

行と一領御殿場村ニ御地頭様御座候、

右之通り甚左衛門物語有之候、

四月五日辛亥、晴天、蒔物仕廻候、江戸馬喰町巷丁目津

嶋屋六郎左衛門ノ半右衛門殿状被越候、

六日壬子、晴天、

七日癸丑、晴天、平田村宝藏院隠居は、死去被致候ニ付、

為知之しうでん參候、うすほり仁右衛門參候、

八日甲寅、曇ル、雨少し降ル、昼過シ晴天、印野村仁右

衛門、安右衛門畑掘り申候、半右衛門殿ヘ状三度便り

ニ遣ス積リニ而、与右衛門ニ持セ三嶋ノ丸屋甚兵衛殿

方ヘ遣申候、

九日乙卯、晴天、安右衛門平田村ヘ悔ミニ參候、市藏江

戸へ飛脚ニ參候、

十日丙辰、晴天、半右衛門殿江戸へ被帰候、又々五月朔

日・二日之時分江戸着之筈ニ而、御檢使御歸り故御暇

願申候、市藏道ニ而半右衛門殿ニ逢歸り申候、安右衛

門脇指つかさや仕直シ、江戸より吉左衛門持參致候、

十一日丁巳、晴天、用水堰口水門板ニ拵申候、御厨へ砂

流レ參候間砂除ケナリ、

十二日戊午、曇ル、晩方雨降ル、

十三日己未、雨天、理右衛門根方之舟津へ參候、

十四日庚申、晴天、茄子苗植申候、理右衛門咄シニ、根

方辺ニ而大地へ毛生候由申候、又爰元半右衛門殿坪ノ

庭ニ毛降り有之由人々咄シ申候、何方へも降り候得共、

きれい成ル所ニ而無之候得ハ見へ不申候、

十五日辛酉、曇ル、昼過ル雨天、

十六日壬戌、雨天、晩方印木掘仁右衛門參候、

十七日癸亥、朝晴天、晩方雨降ル、

十八日甲子、晴天、

十九日乙丑、曇ル、昼過ル雨天、屋敷ノ田植申候、

廿日丙寅、雨天、三嶋宮後村齋宮殿死ス、

廿一日丁卯、雨天、

廿二日戊辰、晴天、

廿三日己巳、晴天、

廿四日庚午、晴天、

廿五日辛未、雨天、

廿六日壬申、照ツ曇ツ、甚左衛門江戸へ參ル由申候、就

夫ニ半右衛門殿ニ而切米之勘定仕候、安右衛門金子壹

分勘左衛門ニかし置候、是も式百文利足指添、半右衛

門殿へ相渡候由申候、田へ大分砂押入候間す立申候、

廿七日癸酉、曇ル、

廿八日甲戌、晴天、安右衛門田植仕廻、

廿九日乙亥、晴天、半右衛門殿大田拾六疋ニ而植申候、

白山之札納申候、甚左衛門江戸へ罷立候、

五月朔日丙子、曇ル、半右衛門殿江戸へ発足被致候、吉

左衛門も參候、

二日丁丑、晴天、

三日戊寅、曇ル、三嶋蓮馨寺御見廻、端午之祝義ニ庄円

寺へ被登候、いはい紙平山長悦ニ渡申候、則普明寺へ

持參致苦ニ御座候、

四日己卯、曇ル、一連いはい普明寺ヲ頼、書ヲ貰申候、

五日庚辰、雨天、平田村左五右衛門参候、

六日辛巳、曇ル、晩方夜中雨降り水余程出申候、左五

右衛門罷帰候、

七日壬午、晴天、勘三郎借用手形ニ判仕候、右ハ金巻分

巻毛分、月子ニ廿四文宛之勘定を以出来次第済等源次

郎も判仕候、質地宮原下畑廿歩、

八日癸未、曇ル、雨少々降ル、江戸半右衛門殿状被越

候、大錢巻文見せ候とて被遣候、水論も六日御寄合ニ

而埒明申等之由申来候、但シ四日日付之状参申候、

九日甲申、曇ル、雨少々ふり申候、

十日乙酉、雨天、大錢之指渡シ(以下欠紙)

(裏表紙)

同日

一紙直シ式帖

岩波村

要蔵

同七日

一粕米巻升

深山村

祖八郎

同八日

一米守

平田村

匡宝院

同十一日

一紙直シ式帖

石脇村

忠兵衛

同十五日

一紙直シ式帖

宮後村

大助

同九日

一たばこ式重

二子村

市右衛門

同廿五日

一のり式枚

福浦

祖唯

同廿九日

一真木巻駄

千福村

加左衛門

是ハ歳暮ニ不参候故カ参候、

2、宝永七年日記

(表紙)

宝永七年

寅ノ十月十九日夕

湯山安右衛門と名



万日帳

庚寅ノ正月

大久保長門様知行



(横帳)

(内表紙)

□永七年 大久保長門守様知行



□留書日帳 湯山安右衛門

正月朔日

駿東郡御宿村

宝永七庚寅ノ年

年徳申酉ノ間万吉、金神辰巳

大ニ・三・五・七・九・十一月

小正・四・六・八・閏八・十・十二月

正月小丁卯、朝東ニ赤き雲筋張り申候、うす黒ク曇ル、

時々てり申候、安右衛門村中年礼仕廻申候、吉書初メ仕候、

二日戊辰、朝夜之内雨天、□明テ晴天、東山ニ帯雲之様

ニ □安右衛門上ノ原・上ケ田 □石脇村・深

良 □申候、半右衛門 □陣屋へ □夜半迄大

雨 □ハ雪ふり候、

三日 巳、晴天、安右衛門 □へ年礼ニ参候、

四日 庚午、朝曇ル、昼夕晴ル、安右衛門沼田村善左衛

門殿方へ礼ニ参候、半右衛門・式右衛門・豆州(古奈)こなノ

陣屋江年礼ニ参候、

五日 辛未、晴天、

六日 壬申、晴天、安右衛門三嶋平田村へ年礼ニ参候、

七日 癸酉、晴天、宝蔵院被参候、左五右衛門も参候、柴

(怒) 奴田村伊左衛門馬泊候、

八日甲戌、晴天、晩方しぐれ仕候、新八と上ノ原兵三、
参宮仕候、庄田寺松永へ参候

九日乙亥、晴天、晩方雨天、

十日丙子、雨天、

十一日丁丑、晴天、半右衛門殿中土狩村へ参候、宮内左

衛門殿方へ頭百姓寄合有之候、分ヶハ夫役人御救免、

酉之年々日損、子ノ年々御厨之砂堰口へ押込候を

浚人足大勢入候間惣百姓困窮仕候ニ付、来年々砂浚御

費用被下、又来春夫食高百石ニ付金拾兩宛被下候様ニ

と名主・組頭・年寄百姓連判ニ而訴状指上申答ニ相

談極メ、判□□年号月月ハ去年□□去ニ宝永

□□と仕候、□□と申ハ当□□村々婦人□□

村へ参候、□□御奉行様御廻り被成筈ニ付、三十年

以前之御巡見御休泊り何方ニ候哉書上候様ニと被仰候

間、名主方々御厨ノ竹下村御泊、稲葉美濃守様御知行所神山村・岩波村御休、

佐野村御泊り、夫々御領所長沢村御休と書上候、

正月十二日戊寅、朝曇ル、昼ハ晴天、西之風吹申候、治

右衛門殿平田村・三嶋へ年礼ニ被参候、宮内左衛門・

半三郎松永へ参候、

十三日己卯、晴天、
十四日庚辰、晴天、

十五日辛巳、朝曇ル、又時々晴ル、深山村名主磯右衛門

殿・組頭源八殿、佐野村へ御免状取ニ参候とて被寄申

候、磯右衛門殿ニ安右衛門深山村之高何程御座候と問

候得ハ、百七拾壹石七斗三升九合有之由被申候、慶安

元年子ノ九月御検地前古高八十五石四斗五升四合、

十六日壬、晴天、風吹申候、葛山村小左衛門参、宮原中

ノ畑ヶ三分式朱ニ預ル筈ニ致罷婦候、右ハ三分ニ而有

之候所、茶園大分多ク罷成候故、老両方も有之候得共、

作人能御座候故式朱不足仕預候、□□田村々、六兵

衛殿参候、すぐに□□安右衛門寺へ□□之候、

住持六代□□六代ニ候、□□誉存秀和尚□□

寺ハ寛永三□□庵ニ立初り申候、

一、寛永十八年奉加帳ニ単誉住職見へ候
二、二世信蓮社単誉上人

一、しやぞん和尚之事也
二、三代西蓮社方誉吟悦和尚

一、天和四子ノ年々元禄七戌ノ正月迄拾年住職
二、四代桐蓮社実誉寛玄大和尚

一、元禄七戊ノ四・五月同十一寅ノ四月廿八日迄五年住職
一、五世先蓮社勸誓古学

元禄十寅ノ年住職
一、六世願世蓮社重誉玄良上人

正月十七日癸未、晴天、安右衛門母と妻、千福村宇右衛

門殿へ留守之見廻 参候、分ケハ宇右衛門殿子息伊勢

へ参宮仕候故、

十八日甲申、晴天、安右衛門妻煩之節、御立願ニ而代参

申リニ藤七娘せん遣候、下女さわ願かけニてさわをも

遣申候、石ノ印借り申答ニ半半右衛門と申合候、

十九日乙酉、晴天、

廿日丙戌、照ツ曇ツ、昼八つ過過雨天、安右衛門母と妻、

常五郎・下男権三郎・下女さわ・馬壺足以上五人、深

山村磯右衛殿へ参候、安右衛門家内不残銀右衛門殿へ

(惠比寿講)
多へすかうニ被呼申候、

廿一日丁亥、朝曇ル、後雨天、

(廿二日 戊子)

雨天、安右衛門 へ被呼候、

(廿三日)

己丑、朝晴天、 方方雨天 迎ニ

人馬遣候、安右衛門母・妻・女子千代・甥常五郎・下

女さわ、雨前ニ帰ル、

廿四日庚寅、晴天、風吹き寒ク候、久根村権左衛門居(隠居)

善八死去致候、

廿五日辛卯、晴天、夜ニ寒ク雪降り申候、半右衛門松

永村御陣屋へ被行候、新八伊勢下向仕候、

廿六日壬辰、晴天、坂迎ニ寄合候而新八方へ酒を入申候、

普明寺之三十郎庭迄参候、宮内夫婦吉那へ湯治、(奈)

廿七日癸巳、曇、昼ハ雪ちらちらふり申候、深山おし

ゆん・おきな(翁)まん参候、

廿八日甲午、晴天、式右衛門咄シニ、駒形横掘延宝四年

辰ノ年カ同五年巳ノ年カに出来候由、御割付ニハ同七

年未ノ年カ有之候由承候、当辰ノ年諸国御順見奉行書

立、半右衛門殿ニ而安右衛門かりて写シ申候、

諸国御順見巡覚

一因幡、伯耆、出雲、隱岐、石見、長門、周防、安藝、

備後、備中、備後、美作、(前カ)

ノ十二国

黒川与兵衛
岩瀬吉左衛門
森川六左衛門

伊豆、相模、武蔵、
□□、□綵、常陸、
□□、□野、
下野、

一右九ヶ国

角南主馬
永田弥左衛門
友田清兵衛

一駿河、遠江、三河、尾張、伊勢、美濃、志摩、信濃、

飛彈、甲斐、

一右拾箇国

梶四郎兵衛
田中市郎右衛門
河口茂右衛門

一伊賀、近江、若狭、越前、越後、能登、越中、加賀、佐渡、

一右九ヶ国

嶋田藤十郎
高井作左衛門
寛助兵衛

一筑前、筑後、日向、大隅、薩摩、老岐、肥前、对馬、

一右九ヶ国

小田切鞠員
土屋数馬
永井監物

一淡路、讃岐、阿波、土佐、伊予、豊前、豊後、

一陸

出羽、蝦夷、松前、

宮崎七郎右衛門
寛新太郎
堀八郎右衛門

一右四箇国

一山城、大和、河内、和泉、接津、紀伊、播磨、丹波、
丹後、但馬、

細井太左衛門
北條新右衛門
新見七郎左衛門

一右拾ヶ国

伏見主水
山本八右衛門
大久保平左衛門

右一組ニ御使番衆様御一人、平番衆様御兩人宛之由、
正月廿八日ニ写シ申候、是ハ半右衛門殿去丑ノ霜月、
江戸ニ而去御方ニかり被写候、

廿九日乙未、晴天、宮内殿吉奈へ湯治被致候、為見廻錢

十六文つゝ、定夫平兵衛集申候、千福村文采被參候、去
年利八ニ預候藪田米代金式分先渡申候、

二月朔日丙申、晴天、深山ノまん帰候、明日、吉奈江湯
見廻ニ宮内左衛門殿方へ物十參答ニ候間、状認申候、

二日丁酉、夜之内ハ大雪降ル、平地ニ老寸六・七分積リ
申候、吹込ハ六・七寸ハ老尺迄も可有之候、吉奈へ見

廻ニ出申候、

三日戊戌、晴天、吉奈へ見廻ニ彦九郎・新八

郎惣代ニ□□使僧ニ欣求參候、□□屋敷ニ被

居候(銀)ぎんしゃ(性)やう□□内四ツ溝ノ平吉屋敷□□家を

引越普請被致候間、為家見と安右衛門・彦兵衛・銀右

衛門・惣兵衛・三右衛門・善兵衛・祖左衛門・右之衆

中内義達被參候、銀性(孫兵衛)ハ当村休甫妹也、四つ溝ノ平吉

ハ銀生聲也、

二月四日己亥、晴天、惣十郎・新八郎吉奈より罷帰候、

半右衛門・彦九郎・欣求ハ湯治仕候と而罷有不帰也、

銀右衛門殿、安右衛門身代づくの事被聞候、

五日庚子、晴天も有り曇ル時もあり、利八田ヲ作ル間敷

と申候、

六日辛丑、晴天、宮内左衛門との吉奈(殿)ヲ被帰ニ付、安右

衛門下男権三郎ヲかし申候、夜ニ入雨ふり申候、

七日壬寅、晴天、三年ニ田畑元切ニ銀右衛門殿へ渡由

を善兵衛殿ヲ頼申候、明朝ともかくも銀右衛門殿へ申

而可見と被申候、松永村御陣屋へ式右衛門殿參候、

八日癸卯、朝夜之内ノ雨天、

九日甲辰、晴天、善兵衛どの被參被申候ハ、昨晚銀右衛

門殿ニ貴殿書付相渡シ段々申候へとも、とかう返事無

之候、只今寄り候へハ、借金根切之致方ハ作徳当夏茶

年金ニ致候へハ、辰暮ニ余リ金有之候と而書立被渡候

とて安右衛門ニ見せられ候、中々不被得其□□百斤

ならでハ無御座候、□□書付ケ相場茂□□かへと

有之候得共□□へも可仕義知れ□□作徳も万作な

れば□□候得共、不作仕候得ハ無之候、直段廿式表か

へも何程可仕も知れ不申候間、中々合点ニ無之候、吞

茶も入ルしゆういも入事ニ候、宵之内安右衛門直ニ銀

右衛門殿へ参段々申候得共、承引無之候、母人三嶋新

町(回向)ノ多(回向)こ(回向)うへ被參候、

二月十日己巳、晴天、善兵衛殿被參候、安右衛門預ケ金

之事ニ長四郎方へ參、先質地相渡シ候様ニと申候、長

四郎申様ニハかり替高も相済シ可申候間、先待而貰候

様ニと隠居兵左衛門申候間、待くれ候(ママ)ニと申候、最早

式年迄待候間成間敷候、質地請取候とても金子さへ請

取候ハ、返スべきと申候、とかく半右衛門殿も明日ハ

江戸へ立候様ニ承候間、被居候内断いたし埒明可申と

而罷帰候、道清、上ノ原上あらいノ畑当村甚兵衛殿へ

年季ニ渡置候間、上ハ金取度候、見分致くれ候様ニと

申候ニ付、安右衛門參候、則道清案内也、弥十郎殿へ

參身代づくの事咄シ、銀右衛門殿へ願ノ事頼申候、

十一日丙午、曇ル、昼々雨天、安右衛門借金書出シ仕、

善兵衛殿へ持參致シ弥十郎殿と相談之上□□方へ異

見致被下候様ニ□□兵衛殿弥十郎殿兩人ノ衆□□

被申候へ共、埒明不申候、

〔三月〕十二日丁未、雨天□□銀右衛門殿へ安右衛門方

へ身代致方書付ケ被渡候、

書付ケ之覚

一茶九百斤、此拵金畑新田
百三十斤かへ
年貢

代金六兩三分永百七拾三文

一田廿式表かへ作徳八表壹斗

代金三兩三分

一寅年麦拾石

内五石食領(料)ニ引

残而五石代金兩ニ式石かへ貳兩貳分

メ拾三兩永百七拾三文

借金元利共廿四兩

内十三兩永百七十三文引
卯ノ年借金元利共

拾貳兩三分永百四十貳文四分

茶金作徳二口
内拾兩貳分永百七十三文引

残貳兩壹分永百六十九文四分
辰ノ借金元利共

貳兩三分永百五十三文三分

辰ノ年茶金作徳
拾兩貳分永百七十三文

内貳兩三分永百五十三文三文引

殘金七兩三分永十九文七分

安右衛門夫婦
母者人
メ三人口

れん・半之助

式人銀右衛門所ニ扶持

□□付善兵衛殿持參□□安右衛門方へ被渡候間

□□之埒明候様ニ不存候間□□之通田地ヲひかへ

□□三年過辰ノ暮ニ□□貳分永十七文ハかしの借

金ニ可成と存候、

分けハ

一茶七百百斤 内百斤吞茶ニ引

百五十斤かへ 代金四両

内壺両壺分 拵貨諸事ニ引

残而貳兩三分 有金也

一田作徳八俵壺斗

内貳表壺斗不作ニ引

残テ六表 廿貳表かへ

代金貳兩三分永貳百十八文なり

合五兩壺分永貳百十八文

内三兩三分永七十五文引

是ハ無尽金役年貢山之初尾 残壺兩貳分永百四十三文 有金

寅ノ春借金 一金廿壺兩貳分永貳百文

元利 此利足四兩壺分永九十文

合貳十六兩永四拾文

寅ノ暮 内壺兩貳分永百四十三文引

元利共 残リ廿四兩壺分永百四十七文

廿九兩壺分永廿六文四分

卯ノ暮 内壺兩貳分永百四十三文引

残廿七兩貳分永百四十三文四分

合三拾三兩永百六十文八厘

辰ノ暮借金 内壺兩貳分永百四十三文引

残而三十壺兩貳分永十七文八厘ニ成ル

十二日ニ安右衛門方へ弥右衛門殿善兵衛との

と我等兩人□□等貴殿願候事様々申□□申候、殊

之外すなを□□申埒明不申由被咄候□□銀右衛

門殿□□宿頭柳渡場松ノ木田□□田地相渡シ元切、

一同三兩かり有ル 舟久保三年ノ間相渡シ元切 同人分

一同貳兩かり有ル 中ノ畑毛三年ノ間相渡シ元切 源右衛門殿分

一同壺兩かり有ル 大野当壺年相渡シ元切 半右衛門殿分

一同壺兩かり有ル 馬ヲ売払濟可申候 文 栄 分

一同壺兩かり有ル 茶ヲ売濟シ可申候 次兵衛殿分

一同十兩かり有ル 是ハ右銀右衛門殿ニかり申候、金ニ而濟シ可申候 同人分

一同貳兩永貳百文 是ハ右十壺兩ノ利足也、無心申埒明ケ可申と存候 同人分

一同壺兩壺分かり有ル 三右衛門殿分

一同卷分奉加

庄 円 寺

二口メ卷兩式分

是ハ当夏麦三石壳滴シ可申候
九口メ廿卷兩式分永式百文

右之通段々濟様思案仕候へ共、銀右衛門殿無心埒明キ不申候、

二月十三日戊申、朝曇る、時々雨ふる、半右衛門殿・式

右衛門殿江戸へ罷立候、分ヶハ夫役人御拝借百石ニ付金拾兩ノ積リ、田地へ御厨砂押入候ニ付色々ノ訴訟ニ

參候、深山村隱居(三)嶋廻向へ被參候、安右衛門義□□

殿へ參、身代つくの事□□と存參候へハ、留守故

□□殿へ寄り右ノ委細□□伊兵衛殿晚方□□安

右衛門參、段々□□銀右衛門殿へ無心之義頼候へハ

□□事ニ候間、明日善兵衛・弥十郎殿兩人ノ衆と

相談致シ、又申ても可見と被申候ハ、一同可仕と被申

候、安右衛門申様銀右衛門事老人被申様ニかんりやく仕候義三

年過辰ノ暮ニハ借金廿八兩卷分式朱永廿式文六分出来

申候、右之書付ニハ田作徳八表卷斗ヲ式表卷不作引ニ

致シ勘定仕立候処、それも有駄八表卷斗銀右衛門殿勘

定通三兩三分と致シ、年々ノ入用金四兩ヲ引段々仕候

へハ、廿八兩余ノ借金ニ成り候とて書付見せ申候、

二月十四日己酉、晴天、伊兵衛殿へ參頼候事、善兵衛殿・

弥十郎殿へ參咄シ申候、

十五日庚戌、朝曇ル、昼(酒匂)雨、下人權三郎相州さかわ之

御普請場へかせぎニ遣申候、善兵衛殿ニ逢申候が、伊

兵衛どの不被參候由被申候間、又々□□伊兵衛殿へ參

頼申候、伊兵衛殿昨日ハ客有之候故不參候、後程可參

と被申候、吉兵衛殿・弥十郎殿・伊兵衛殿三人之衆申

候、銀右衛門殿へ被參安右衛門願之通段々被申候得ハ、

其願ハ不得其意候、借金ニ致候而ハ埒明キ申間敷候間

□□年之間屋敷・中畑田成式畝廿□□之山中田式反

五せ十二歩□□下田卷反式せ十三歩□□田三畝

式歩我等□□取其上四年之間□□年ニ金子五兩宛

安右衛門□□を請取、四年過候ハ、田地可相渡と被申

候、中々(結 搦)けつかう成ル被申様ニ候間、相談づくに被致

候得と被申候、則書出シ被越候とて安右衛門へ被渡候、

安右衛門先思案可仕とて書付受取置申候、

十六日辛亥、晴天、時々曇ル、安右衛門とかく昨日書付

の通り可仕と存、銀右衛門殿へ參、毎年金五兩つゝ、貴

殿へ渡シ、其外式兩壹分宛入用有之、都合七兩壹分宛
毎年出シ申候義すぎあいも如何ニ存候間、かせぎ出シ
申義難成存候へ共、先其通ニも仕、随分情^(情)を出シ見可
申として請負申候、夫々右肝煎三人ノ衆へ礼ニ參候、

十七日壬子、晴天、道清を頼深良村次兵衛へ遣申候、分
ケハ外かり申候金子ノ利金無心ノ事、又々道清を連、
安右衛門金ヲ持參候得共、留守故罷歸候、当村権右衛
門ヲ頼、ふみ白(持)・きね(持)こしらひさせ申候、

十八日癸丑、晴天、銀右衛門殿田地証文下書被渡候、
深山村隠居豆州玉川村被歸候而□右衛門所ニ泊リ、
十九日 甲寅、晴天、風吹申候□太兵衛殿被登候、

玉川へ□義隠居方を送り下男子ニ□候
得ハ追付、玉川村□水殿の下女抱可申とて□□
村隠居方へも安右衛門□書状參候間、来ル廿四
日ニ下女遣し可申と而、安右衛門方返事仕候、

二月廿日乙卯、晴天、夜内風吹申候、深良村次兵衛殿へ
利金無心ニ道清ヲ連安右衛門參、^(早)颯速埒明キ式通ノ証
文取返シ申候、深山村へさわニ状を持セ遣申候、分ケ
ハ玉川被參候状之事、外ニ金子三兩当年々巳ノ暮迄四

年之間利なしニかり度由隠居へ申候、若四年過身代取
直し不申候とても三兩ハ返進可成と申越候、磯右衛門
殿へ相談被成御かし被下候へと申越候、

廿一日丙辰、晴天、宵之内権左衛門下女頓死仕候、

廿二日丁巳、晴天、銀右衛門殿田地之証文判形調遣申

候、銀右衛門殿へ無尽金元切ニ預ケ申候証文受取候、

馬老疋谷右衛門口入ニ而彌平次方へ壹兩壹分之内百文

抜ケニ壳申候、千福文永方へ金壹兩預り金遣申候、深

山村へ金子之義成間敷由返状參候、

廿三日戊午、晴天、磯右衛門殿内義日金を歸りニ被立寄

候、去ル廿日ニ被參出入四日也、廿三夜待ニ居申候が、

夜ニ入雨ふり申候、彌平次馬ないニ參候間馬ヲ□□下

くら望候間百文ニ仕□□錢ハ未取候、善兵衛殿江

戸へ松之助ヲ連テ參候、

二月 廿四日己未、雨天、^(五)川村名主高田主水殿入參

候間さわ遣申候、権三郎相州さかわ御普請出入十月

ニ而罷歸候、五百文かせき而歸ル、左五右衛門父久右

衛門ていはつ仕候、名ハ白心上座と普明寺御付ケ指

図ヲ以向西寺ニてかみをおろし申候、

廿五日庚申、朝曇ル、後ハ晴ル、宝蔵院被參候、

廿六日辛酉、朝曇ル、晩方雨天、深山村天嶽寺御見廻被

成候、但シ江戸へ御越被成候と而御寄り、

廿七日壬戌、晴天、宝蔵院被帰候、

廿八日癸亥、朝曇ル、昼ハ雨天、大工甚三郎頼申候、半

右衛門・式右衛門江戸ハ帰ル、

廿九日甲子、雨天、谷左衛門へ弥平次方ハ馬代金ニ受取

申候金子老両氣ニ入不申候間相返し申候、半右衛門殿・

式右衛門殿兩人方へ見廻申候、江戸之首尾ハいかゝと

申候得ハ、拝借廿両松長村御陣屋ニ而御渡シ被成筈ニ

相濟ミ候由被申候、

卅日乙丑、晴天、半右衛門殿松永村へ、式右衛門殿ハ豆

州古奈へ參候、去年半右衛門殿ニ預に申候金子老両相

濟シ申候、

三月朔日丙寅、朝曇ル、晩方雨ふる、出見セ柱立(店)やなか

迄ゆい申候、六つニ罷成候、安右衛門方ニ而

テ上ケ申候が今日ハ銀右衛門殿食くれら

れ申候、

三月二日丁卯、朝曇ル、時分ハ雨ふる、

三日戊辰、晴天、惣左衛門・源左衛門兩人三嶋かぎ屋三

左衛門所ニ彦四郎居申候ニ付引返し、夫役ニ御地頭大

久保長門守様へ出シ申候とて、名主夫ニ兩人參候、名

主半右衛門殿ハ加助殿へ内証言ニ參候得ども埒明キ不

申候、就夫ニ宮内右衛門殿江五人組頭寄合、彦四郎義

ハ埒不明、殊ニ女房おしの不埒申候故不成候、五兵衛

遣し可申候、それはキ殿達組之内ニ有之候哉、為其相

談と名主被申候、安右衛門・庄兵衛組之内ニハ無之と

申罷帰候、沼田村・深山村・平田村三ヶ所ハ節句參候、

三嶋ハおれん帰ル、

四日己巳、朝曇ル、晴ル時も有ル、葛山村与兵衛ヲ頼出

(店)(尊)見せふき申候、五兵衛松永へ目見得ニ參、皆相濟シ申候、

五日庚午、雨天、

六日辛未、晴天、夕方千福村青正寺隠居りんてつ、ほり

川へ飛入死ニ申候由承候、五兵衛豆州古奈ノ陣屋へ參

候とて暇乞ニ寄申候、

七日壬申、晴天、

八日癸酉、晴天、古奈ハ八助奉公ヲ引參候、

九日甲戌、雨天、

十日乙亥、晴天、出見せニテ商内はしめ申候、

十一日丙子、晴天、兵左衛門方の金式分受取埒明申候、

馬代惣金取替す、

十二日丁丑、朝曇ル、後ハ晴ル、三嶋へ買出

しニ参候、

十三日 戊寅、曇ル、深良村開帳江参詣仕、操

之仕候、大工甚三郎方へ作料金安右衛門

持参仕候、

三月十四日己卯、曇ル、

十五日庚辰、雨天、銀右衛門殿の勘定仕金子受取申候、

十六日辛巳、曇ル、米売初メ申候、

十七日壬午、晴天、大堰有之候、

十八日癸未、晴ツ曇ツ、半右衛門殿松永村御陳屋へ参候、(陣)

十九日甲申、曇ル、今日巡見奉行江戸の御越之筈ニ付道作

廿日乙丙、曇ル、巡見御奉行衆江戸の御越之筈ニ付道作

リ申候、三嶋宮後村采女殿被参候而咄シニ、大明神様

御造営御奉行御大工御目付相究之由、

一大久保加賀守様惣御奉行

一小林又左衛門様御下役 三嶋御代官也

一久保田長五郎様御下役 関東御代官也

御奉行様三頭

一鈴木修理 御大工

一河原豊前 同 断

御大工兩人

一方山三七郎 御大工御目付御一人

惣メ六頭也

廿一日丙戌、曇ル、御巡見御奉行江戸の御越、今晚伊奈

半左衛門様御代官所御厨竹ノ下村江御着之筈ニ付、村

々の人足竹ノ下カ村へ参候、御昼休は山村、先年ハ

竹之下迄人馬遣シ申候義無之段酒勾役人へ申上候得ハ、

役人不調法之由被申候、重而ハ竹ノ下迄不出迎候、御

泊リハ佐野村之由申候、

三月廿二日丁亥、晴天、昼佐野村へ御国廻様御着被

遊候、休なし、御給領村々名主・組頭、為御馳走

と深良村へ罷出御目見得仕候、梶四郎兵衛様被仰候ハ、

大久保長門守様御知行所御宿村名主太義ニ出候と御意

被成候、

御乗物
一 梶四郎兵衛様御泊着、佐野村組頭九左衛門

御人数上下廿八人

長持 貳枚

乗掛 五駄

分持

御乗物
一 田中市郎右衛門御宿、名主惣左衛門

御人数上下三十拾人

長持 貳枚

乗掛 六駄

分持

御乗物
一 河口茂右衛門様御宿蓮光寺

御人数上下三十式人

長持 貳枚

乗掛 七駄

から尻(軽)

分持

御案内之覚

伊奈半左衛門様御代官所(聽)

石わき村 五右衛門

茶畑 村又四郎

ぐみ(菜蕪)沢 弁右衛門

新橋 常右衛門

馬役

下土狩村 林右衛門

深良村 平左衛門

沼村 彦右衛門

下古城村 平兵衛

廿二日、同日銀右衛門殿内方平産、昼ノ午ノ上刻ニ生る

、女子也、取上姥ハ当村之内滝上おひろと申候、

三月廿三日戊子、晴天、御巡見様佐野村を御立、御昼休

ハ長沢村也、御泊リハ沼津之筈ニ候、明晩ハふじ川之

向う(内房)つぶさ村御泊リ之筈之由承候、

廿四日己丑、晴天、御国廻様ふじ川ヲ御越、うつぶさと

言所ニ御一宿被成筈之由承候、

廿五日庚寅、晴天、銀右衛門殿方へ宝蔵院々書状參候が、

柿田村次兵衛先月廿八日ニ死去、大平村平八殿四日以

前廿二日ニ是も死去之由申来候、

廿六日辛卯、晴天、苗代仕候、半右衛門殿方へ五人組頭

寄合申候、子細ハ御拝借廿兩有之候を [] べき相

談、組子之内ハいまだ聞入不申候間、重而組子ノ内ヲ

バ聞可申と皆々申候、先頭衆 [] かり度分書立申候、

三月廿七日壬辰、晴天、 [] 村の宝蔵院被參候、

廿八日癸巳、曇ル、

廿九日甲午、雨天、

晦日乙未、晴天、宝蔵院被帰候、御拝借皆々名主方へ參、

帳面ニ判形致シ請取申候、

四月朔日丙申、晴天、

二日丁酉、曇ル、

三日戊戌、雨天、

四日己亥、晴天、長四郎方へ參、預ケ金埒明不申候而何

とも迷惑仕候間、先質地此方へ受取可申候、金子調遣

候ハ、何時成共可相返と安右衛門申候、就夫ニ長四

郎名主方へ參リ断候由承候、

五日庚子、晴天、安右衛門ハ長四郎方へ預ケ金埒明不申

候ニ付、証人へ断、宮内左衛門殿へも断申候、兩名主

申様ニ者、当年中ハ埒明ケ可申候間待候様ニと申候、急

ニ埒明キ申候ハ、待せ申候、延々之義ハ成間數と申候、

六日辛丑、雨天、富士山ハ雪ふり申候、

七日壬寅、晴天、

八日癸卯、晴天、

九日甲辰、晴天、只今 [] 可売由被申候、前

々ハ五十六文ニ売申候、

十日乙巳、雨天、

四月十一日丙午、晴天、

十二日丁未、朝晴天、晩方雨天、銀右衛門殿内方中上

り、平田村の宝蔵院内方被參候、

十三日戊申、曇ル、夕部富士山ニ大雪ふり申候、

十四日己酉、晴天、安右衛門三嶋へ買出ニ參候、

十五日庚戌、晴天、

十六日辛亥、晴天、

十七日壬子、晴天、

十八日癸丑、雨天、

十九日甲寅、晴天、三嶋ノはらい堂勘定式朱金を致持參、

錢を買申候、銀右衛門殿も安右衛門も錢売申候、法度

之由聞キ候間返ニ吉左衛門を遣申候、

一石橋之源兵衛家、夜八つ時分やけ申候、ねいりしづまり候時分ニ御座候ニ付、人寄せ遅ク丸やけニ罷成候、隣ノ兵左衛門家もあぶなく候へ共、人勢強ク候故のかれ申候、

廿日乙卯、晴天、三嶋はらい堂勘兵衛方へ式朱金返シニ

安右衛門罷越、小判小坪請取米一駄買申候、

廿一日丙辰、晴天、

廿二日丁巳、晴天、

廿三日戊午、晴天、三嶋より諸白上ケ申候、

廿四日己未、晴天、半右衛門方へ村々名主衆寄合有之候、

分ケ大野原萱刈場ニ新田出来仕□□行状認、去年願候□□畑出来ニ付相談仕候、

四月廿五日庚申、晴天、諸白売初メ申候、深山村名主儀

右衛門殿方へ夫(就脱カ)御宿村源左衛門・上ケ田村伊右衛門

遣申候、口上之趣、去年もさかわへ願申候大野原村々

入会場所へ大分新畑出来仕、殊ニ小屋夥敷御座候間、

御厨之者入会ノ所ニ置申し罷成候間、早々引取候様

ニ被成候、無左候ハ、此方(屋)小や引くづし可申候間、

左様ニ御心得可被成候と申越候、

一深山村名主儀右衛門殿返事ニ、成程小屋ハ為引可申候、併三十町余之荒畑御座候間、其分ハ作り可申候、去年も此方もさかわへ申上置申候、御水帳御けづり被下候ハ、作り申間敷由申上置申候間、左様に御心得可被成候と返事有之候、

廿六日辛酉、晴ツ曇ツ、御宿村へ村々寄合有之候、子細

ハ昨日深山へ夫越候得ハ、成程直成返事に御座候間、

為御知セ之寄合仕候、

廿七日壬戌、晴天、休浦(申)・弥十郎殿松永村御陣屋へ参候、

分ケハ横堀ノ石垣出張り申候間、引込候様ニと名主方

ガ申候へ共、前々之通築出し不申候間其分ケ申上ケニ参候、青木陸右衛門様御留守故、宿ノ弥七郎へ委細ヲ

咄シ置被帰候、

廿八日癸亥、晴天、庄円寺ニ先住□□上人拾三廻(回)忌有

之候、葛山村仙年寺・上ケ田村常念寺・三嶋連馨寺御

越被遊候、

四月廿九日甲子、雨天、

五月朔日乙丑、雨天、

二日丙寅、晴天、

三日丁卯、曇ル、

四日戊辰、雨天、

五日己巳、曇ル、晚方大雨、

六日庚午、曇ル、夜ニ入夜半過ク雨天、深山村へ夫ニ御

宿村九右衛門參候、

七日辛未、朝曇ル、晚方照ル、庄兵衛セどの横堀ノ石垣

仕候、当村平四郎弟権右衛門ニ右之土手之通ニ仕候様

ニとて渡シニ被致候、兩名主方ヲ御見分ヲ願候故、青

木陸右衛門様御越被遊筈ニ候得共、雨天故御越不被成、

明日御登り被成筈之由、

八日壬申、晴天、青木陸右衛門様・儀権右衛門事右衛門殿御越被

成、横堀御見分被成、彼石垣ノ上七・八寸引込セ繩張

り被成、是へ手を付申間敷由被仰、半右衛門方江御帰

り被成候、則半右衛門所に御泊り被成候、

九日癸丑、晴天、青木陸右衛門様・義右衛門殿共ニ朝御

帰り被成候、御帰りかけニ論所江御立寄被遊、権兵衛

と弥十郎を御呼被成、此繩帳之通石垣引込築候様ニと

被仰付候、扱其方ハ松永へ両度迄案内なしニ參候段我

儘ニ候、其科申付へく候得共、先免し置候、横堀古堀

之義溝代有之候間、其儘置候様ニと被仰候、休甫申上権兵衛事

様ニハ、古堀之義御田地ニ仕候ハ、四分之御年貢も

指上ケ可申候間、御公儀様御勝手ニ茂罷成候と申上候、

青木陸右衛門様被仰候ハ、其義ハ我等まゝニハ成り不

申候間、江戸ヲ窺不申ニハ成り不申候間、古堀うめ申(埋)

事不罷成候と被仰候事、

五月十日甲戌、朝曇ル、昼ハ晴天、後ハ(霧)きりさ(寒)ぶう申候、

半右衛門・式右衛門松永村御陣屋へ參候、名主方へ村

々寄合有之候、

十一日乙亥、朝雨天、昼ハ晴天、

十二日丙子、朝曇ル、昼時分晴天、晚方曇ル、

十三日丁丑、朝曇ル、昼時分晴天、晚方曇ル、

十四日戊寅、朝曇ル、昼ハ晴天、

十五日己卯、朝曇ル、昼ハ晴天、晚方曇ル、

十六日庚辰、朝雨天、時々てる時も有り、大形曇ル、(方)

十七日辛巳、雨天、

十八日壬午、大雨、朝夜之内大雷、昼ハ晴天之時も有之

候、屋敷之田植申候、

十九日癸未、雨天、母人千ふく村観音様へ参詣被成候、

晦日甲午、曇ル、小雨ふる、半右衛門殿へ彦左衛門殿・

廿日甲申、朝雨天、晚方ハ

伊兵衛殿・式右衛門殿・平八郎殿・源左衛門どの・安

□月廿一日乙酉、朝晴天、昼々曇ル、晚方小雨、

右衛門寄合有之候、子細ハ前論所庄兵衛とのせどの古

廿二日丙戌、雨天、小雨也、

堀、小作祖左衛門うめ田ニ仕候、是者青木陸右衛門様

廿三日丁亥、曇ル、

御見分之節うめ申義無用之由被仰候所をうめ申候間、

廿四日戊子、朝雨天、晚方曇り候計、雨ハ無之候、夜ニ

皆々見候様ニと而、半右衛門・式右衛門・彦左衛門・

入晴天、松永村御陣屋ヲ新金吹直シ式朱判相止ミ申候

伊兵衛・安右衛門・平八・源左衛門七人参り見候得ハ、

御廻状参候、別紙ニ写申候、

うめ候儀詰ニ御座候、夫々半右衛門殿所へ皆々罷帰リ、

廿五日己丑、晴天、

庄兵衛殿ヲ呼び、古堀浚置候様庄兵衛殿へ申渡候得ハ、

廿六日庚寅、朝晴天、四ツ々曇ル、晚方小雨時々ふる、

合点仕罷帰候、阿部半弥どのの半右衛門殿へ被参、一色

廿七日辛卯、朝晴天、晚方雨天、

村御蔵米六表参候間請取出し申候、当テハ一色村次兵

廿八日壬辰、曇ル、小雨ふり申候、安右衛門御蔵米買ニ

衛とのと仕候、

深良村名主源之丞殿へ参、一色御蔵米四拾六表買申候、

六月朔日乙未、曇ル、組頭彦左衛門松永村御陣屋へ参候、

廿式俵八分かへ、金子拾九兩三分相渡シ、請取源之丞

一色村御蔵米六表参候、

殿ヲ請取申候、

二日丙申、小雨、半右衛門殿江戸へ罷立候、分ケハ三十

廿九日癸巳、曇ル、小雨時々降ル、深山村名主磯右衛門

間堀二丁目扇子屋吉右衛門店駿河や五郎右衛門方へ、

殿・組頭茂右衛門殿其外、伊豆嶋田村ニ役人衆被居候

平二郎殿代ニ材木山出シ金方々ニ而ひけい被致候、其

と而被行候、安右衛門所へも被立寄候、半右衛門殿松

金子埒明キ不申候ニ付御公儀様へ御訴訟ニ被罷出積リ

永へ被参候、

にて被参候、

三日丁酉、朝晴天、晚方小雨、

四日戊戌、朝夜之内大雨也、四つ時分迄曇ル、昼々晴天

ニ成、

五日己亥、雨天、沼田村左衛門三嶋丸屋内吉三郎迎ニ參、

帰りニ吉三郎と左衛門兩人泊ル、善左衛門殿虫ヲ大分

被煩候故參候、

六日庚子、曇ル、時々小雨、

七日辛丑、曇ル、安右衛門沼田へ善左衛門殿食傷虫見廻

ニ參候、帰りニハ千福村助左衛門と同道仕候、善左衛

門殿去ル二日々煩被申候、神山新右衛門殿所々なつ母

と鬪論仕欠落致候由、なつ母ゆわ物語り、是ハ去ル朔

日ニ欠落也、

六月八日壬寅、朝雨天、昼々曇ル、雨ハ無之候、

九日癸卯、朝曇ル、昼々晴天、

十日甲辰、晴ツ曇ツ、昼時分雨はら〜とふる、

十一日乙巳、雨天、普明寺かこへ井出大セン寺訴訟ニ付

被呼被參候、庄円寺ニきりむぎ振舞御座候と而手かみ

參候得共、安右衛門ハ不參候、千福村事頓、坂東へ參

候とて暇乞ニ參候、

十二日丙午、曇ル、事頓坊坂東へ罷立候、

十三日丁未、曇ツ晴ツ、新八本堰酒手集ニ參候、忝升五

合と忝升式通り、安右衛門も銀右衛門も忝升宛遣申

候、

十四日戊申、晴天、晚方小雨、深山村隠居太兵衛殿三嶋

廻向へ被參候とて被寄候、

十五日己酉、晴天、母者人・おれん・常五郎・おきな、

三嶋小浜廻向へ參候、名主宮内左衛門方々千福村・葛

山村・金沢村・上ケ田村へ手紙遣候、分ケハ大野原論

所之義ニ付相談之事、

十六日庚戌、晴天、式右衛門・彦左衛門、松永村御陣屋

江參候、半右衛門方へ村々寄合有之候、分ケハ大野原

新畑之義也、

十七日辛亥、昼過迄晴天、晚夜ニ入大雨也、大野原新田

場迷惑ニ思ひ見分ニ村々參候、当村より式右衛門參候、

平田村が惣領宝藏院被參候、

十八日壬子、晴天、

六月十九日癸丑、晴天、深山村カ隠居玉川村が帰り

に被寄候カ

廿日甲寅、晴天、晩方小雨ばら／＼とふり申候、

廿一日乙卯、晴天、宝蔵院被帰候、大野原深山村分之新

田場見分ニ下郷村々登り候、御宿村ハ式右衛門参候、

廿二日丙辰、晴天、半右衛門所留主ニハ候得共、大野原

新田場之義ニ付村々寄合有之候、

廿三日丁巳、晴天、晩夜ニ入小雨降ル、

廿四日戊午、晴天、半右衛門殿江戸馬喰町三丁め(目)関東屋

佐兵衛所宿也、夫ハ半右衛門殿状、安右衛門所・宮内

左衛門所・伊兵衛所へ書状参候、去ル十九日之日時、

去ル十八日ニ御裏御判出ル筈ニ相究、十九日ハ段々御

判貰候由、明廿五日ニ被出筈之由申来候、深山村磯右

衛門との内方、原ノ地藏へ参詣被致候と而被立寄候、

廿五日己未、曇ル、朝小雨、深山村磯右衛門殿内方被帰

候、御宿村へ村々寄合有之候、安右衛門沼津へ買出し

ニ参候、

廿六日庚申、朝晴天、晩方曇ル、欣求、江戸半右衛門殿

へ便宜聞ながら金子持参仕候、

廿七日辛酉、晴天、晩方雨、

六月廿八日壬戌、晴天、晩方小雨、深山村御師被参候、

廿九日癸亥、曇ル、晩方小雨、半右衛門殿江戸ハ被帰候、

供ニ三郎兵衛子清右衛門参候、一同ニ罷帰候、半右衛

門殿方へ五人組頭罷出候様ニと定夫平兵衛触而参候、

分ケハ大野原入会ノ場所、深山村之分へ新畑大分出来

致シ小屋数多有之候ニ付、去年ハ段々断致候所ニ、此

方へハ断もなく伊奈半左衛門様一領十三ヶ村へ計新畑

止メ可申証文相渡シ申候、此方其分ニ而ハ被置不申候

間、来ル三日ニ御公儀様へ御訴訟ニ可罷立と被申候、

皆々申様ニハ、ともかくも七ヶ村相談次第ニ被成可然

と申候、

七月朔日甲子、曇ル、時々雨ふり申候、半右衛門・式右

衛門兩人松永村御陳屋江参候、安右衛門深山村へ見廻

ニ可参内談ニ庄兵衛殿へ参、明二日ニ可参と申合候、

二日乙丑、朝晴天、たなの坂ニ而安右衛門・庄兵衛、深

山村へ参候とてかみなり大雨ニ逢申候、磯右衛門殿野

畑改ニ被出候間泊候而逢申候、出入之義内々ニ而済候

様ニとて内談仕候へ共、しか／＼埒明不申候、先々印

野村野右衛門殿へ咄し(而カ)見可申と被申候、

三日丙寅、晴天、安右衛門・庄兵衛深山ハ帰ル、半助参候、

四日丁卯、晴天、晩夜ニ入かみなり雨降ル、安右衛門早

朝ニ深山村へ參磯右衛門殿ニ様子聞候得ハ、野右衛門

殿すきと合点不仕候由被申候、此上ハ皆訴訟ニ被參候

ハ、先々呼返し、深良村五助に野右衛門殿へ異見可申

と被申候間罷歸、宮内左衛門との・半右衛門殿へ咄し

申候、

一御宿村式右衛門、上ヶ田・金沢・葛山・千福・深良・

久根、右七ヶ村の大野原新畑禿ス訴訟にさかわへ參候、

若埒明不申候ハ、江戸迄參るつもり、

七月五日戊辰、晴天、晩日暮大降雨降ル、

六日己巳、晴天、夜雨、さかわが皆々被歸候、

七日庚午、朝雨、昼夕晴ツ曇ツ仕候、青野村愛鷹御師中

野右近殿被參候、

八日辛未、曇ル、中野右近殿逗留被致候、半右衛門・式

右衛門兩人、松永村へ罷越候、

九日壬申、晴天、右近どの深良へ被參候、

十日癸酉、晴天、右近殿又々被泊候、深山村名主・組頭

衆昨日さかわへ被行候由、九藏物語、印野村が一昨八

日ニ罷立候由、松永村御代官青木陸右衛門様御^(逆カ)去之

由申来候故、村中さわぎ無用之由定夫平兵衛ふれて參
候、

十一日甲戌、雨天、右近殿被歸候、松永村御陳屋^(座)へ名主

組頭悔ミに罷越候、

七月十二日乙亥、晴天、

十三日丙子、晴天、

十四日丁丑、晴天、

十五日戊寅、晴天、

十六日己卯、晴天、夜半が雷雨夥敷ふり申候、

十七日庚辰、雨天、昼が曇り計、大平村道致老被来候、

十八日辛巳、雨天、深山村磯右衛門殿が書状參候、分ヶ

ハ明日三十三廻忌^(回)有之候間、兩人ともニ參候様ニとて

玉川がさわ隙を取夕部參候と而參候、

十九日壬午、朝曇ル、昼が晴ル、安右衛門妻深山へじや

ういん三十三年忌^(燒香)と而せうかうニ參候、御宿村へ七ヶ

村寄合有之候、中清水名主參候、

廿日癸未、晴天、七ヶ村又々大野新畑禿ス訴訟にさかわ

江罷越候、中清水村長兵衛居申候、

廿一日甲申、晴天、

廿二日乙酉、晴天、安右衛門女共深山ノ罷帰候、御宿村

半右衛門・上ヶ田村伊左衛門・金沢村宇平次・葛山村

彦八・千福村庄七郎・深良村助四郎・久根村権左衛門、

右七ヶ村之衆中酒ノ罷帰候、首尾ハ来ル廿七日ニ山

元下郷呼び可申候間、其節皆々談合致（候）て同道ニ而参

候様ニ被仰候、弥山元へ御状参候、

廿三日丙戌、晴天、宵之内大雨降ル、廿三夜待仕、願を

かけ申候、

七月廿四日丁亥、晴天、半右衛門殿松永村御陣屋へ参候、

分ヶハ酒ノ罷帰候故□迄から沢操り初り申候、

廿五日戊子、晴天、見物ニ銀右衛門・安右衛門□

廿六日己丑、晴天、深山村ノ操見物ニ天□寺隠居太兵衛

殿・磯右衛門殿、其外皆々参候、青野村御師右近殿被

参銀右衛門殿ニ被泊候、銀右衛門・安右衛門も操見物

ニ参候、

廿七日庚寅、晴天、

廿八日辛卯、晴天、大平村道致未明ニ被帰候、七ヶ村名

主酒ノへ参候、明日風祭りニ遊び候様ニと定夫平兵衛

触而参候、

廿九日壬辰、晴天、から沢操へ見物ニ参候、

晦日癸巳、晴天、

八月朔日、甲午、晴天、から沢ノ操仕廻申候、太夫ハ都

八大夫と申候、本請石脇・佐野・御宿村、山元深山・

印野七ヶ村之名主衆酒ノ罷帰候、山元式ヶ村ノ酒ノ句

役人衆新畑可禿又御証文御取被成、七ヶ村へも為御読、

重而御返状可被成之由御給領御役人衆へ御伝言被成候、

又々廻付一左右可申上候間参候様ニと被申候、来ル七

日ニ今里・下和田兩村ノ囃人被呼筈、

二日乙未、晴天、晚方時々雨降ル、夜半時分か大雨ふり

申候、

三日丙申、雨天、式右衛門松永へ参候、中野右近殿被寄

候、

八月四日丁酉、雨天、

五日戊戌、晴天、夜ニ入大雨、大かミなり、

六日己亥、晴天、晚方雨天、今里村名主彦八・下和田村

名主宇平次酒ノへ参候、分ヶハ大野原深山・印野兩村

之新畑作、当老作ハ（マ）とらす筈ニ囃申候故被帰候、

七日庚子、朝晴ル、昼過ノ時々雨降り申候、半右衛門殿

方へ村々寄合有之候、分ケ大野原新畑之義ニ付七ヶ村
名主衆寄合也、

八日辛丑、雨天、半右衛門との松永村御陣屋へ参候、今

里・下和田両村名主、酒匂が罷帰候、

九日壬寅、雨天、昼が曇ル、

十日癸卯、朝雨天、昼が曇り計、時々てる、

十一日甲辰、晴天、

十二日乙丑、晴天

十三日丙午、曇ル、夜雨仕候、

十四日丁未、曇ル、

十五日戊申、曇ル、昼時分大雨、

十六日己酉、晴天、晚方小雨、深良村（相 搦）ニすもふ可有之と

存見物ニ参候得ハ、明後十八日ニ延候由ニテ無御座候、

半右衛門方ニ頭百姓寄合有之候、子細ハ堂守欣求来ル

朔日彼岸入ニ候間、七日念仏初メ可申と申候、是ヲ四

十八夜ニ仕度と頼申候、無施主御法度ニ候間、村中施

主と願書指上ゲ不申候而ハ埒明キ申間敷候がいかに可

仕と名主衆被申候、頭百姓申様ニハ、面々割符御座候

ハ、迷惑共可申候へとも、公儀へ之申立計、施主之義

ハ心次第ニ候ハ、成程左様ニ被成候得と申候、鉄炮打
頼、猪おどし可然と名主被申候、百姓衆申様ニハ、先

猪狩致シ最寄くニ小屋ヲ懸ケ面々追ニ可致と申候、

当春江戸路金酒匂造用割可仕と申候、ともかくも只今

ハ錢無之時とハ申候、

八月十七日庚戌、曇ル、時々小雨、時々てる、宮内殿松

永へ参候、念仏願不埒明由、

十八日辛亥、晴天、深良村ニ相撲有之候、文左衛門養父

金左衛門年八拾五歳ニ而昼前四つ時分ニ相果申候、

十九日壬子、晴天、半右衛門方へ七ヶ村寄合有之候、平

三郎借屋ニ被居候玉宝院、未明ニ立のき申候、并ニ利八

妹ふゆも罷立候、千福村が沼津役所へ参、古が唐人通

リニ人足伝馬不出由申候、

廿日癸丑、晴天、御宿・上ヶ田・金沢・葛山四ヶ村沼津

役所へ参候、唐人通り之事ニ付前々が伝馬不出由申候、

廿一日甲寅、雨天、

廿二日乙卯、雨天、

廿三日丙辰、晴天、昼が雨天、御宿村半右衛門・葛山村

弥七郎・深良村助四郎、七ヶ村代ニ酒匂へ罷立候、分

ケハ大野原新畑訴訟ニ罷出候、是ハ御地頭様ノ御添状被成候所ニ未御返状不被成候間、御返状願ニ罷越候、かしげ殿平田村へ被參候、平田村ノ宝藏院・千勝被參候、

廿四日丁巳、晴天、酒匂役人平手代鈴木平左衛門殿・大庭作吉殿、

廿五日戊午、晴天、半右衛門殿酒匂ノ罷歸候、役所へ罷出候得ハ元メ役遠山郡大夫様被申候ハ、其方達ハさい（僅）そくニ出候哉、江戸ノ相役も□被參候□相談も不仕候間返状も不成候と被申候、三ヶ村ノ新畑禿シ候様と被仰付候所ニ、山元我儘ニ而蕎麦大分蒔付ケ白花之最中ニ御座候、ケ様成ル義ハ不屈之由申候得ハ、郡大夫殿被申候ハ、左様ニハ不致答ニ候、左候ハ、書付を以申候様ニと被申候、左様に候ハ、重而書付ヲ以可申上候と而罷歸候、

八月廿六日己未、晴天、七ヶ村ノ大野新畑又々蕎麦杯を蒔付ケ有之由ニ付見分ニ參候、宝藏院・千勝共ニ被歸候、御祈祷之義頼候而金壹分相渡申候、

廿七日庚申、晴天、深山村ノ使加平次手紙參候故安右衛

門罷登候へハ、大野原之義内々ニ而埒明申度由磯右衛門被申候、皆々酒匂へ可參も知れ不申候間、先留可申とて深山ノ夜通シ安右衛門方ノ半右衛門殿・宮内左衛門殿へ書状遣シ留申候、人足式人ニ為持越申候、

廿八日辛酉、晴天、安右衛門罷歸候、

廿九日壬戌、曇、半右衛門殿へ村々寄合有之候、安右衛

門も罷出右之趣段々物語仕候へ共、皆々がてん（合点）不仕候、就夫ニ安右衛門又々深山へ罷登、儀右衛門殿・孫左衛門殿へ咄シ申候ハ、今日七ヶ村ヲ半右衛門方へ寄セ内証づくの事段々咄シ申候へハ、村々名主衆被申候ハ、何とも辛殿計ニ而被申候而ハ味方ノ証人ニ而外へ被越不申候間、其元ヲ輕メ申ニ而ハ無御座候得共、何とぞ外村ノ衆中ヲ入嚙分ニ被致候ハ、内証ニ而茂置可申候由、殊ニ山元分り候而ハ悪敷御座候間、壱所ニと皆々被申候由咄候、右兩人之衆被申候ハ、印野ハ四拾町余酒匂ニ而立候と申候間、内証相談ハ合点仕間數候得共、明日使を以可申趣と被申候、

閏八月朔日癸亥、雨天、安右衛門深山村ニ逗留仕罷有候、磯右衛門殿、印野村野右衛門殿へ使に清七ヲ遣申候、

野右衛門殿返事に、前度ならば内証ニも可仕候得共、

四十町余の野畑ハ立候、残ハ少々之義ニ候得ハ、其分

ニ而御座候、然共下郷之者共大分鎌取申候間、此段酒

匂へ注進ニ組頭六兵衛遣し申候間、此者罷帰候ハ、様

子次第内証ニも可仕と申候、

二日甲子、晴天、磯右衛門どの又候印野村へ使越被申候、

分ケハ六兵衛殿被帰候哉承度と被申越候、野右衛門殿

返事ニ、未帰候、罷帰候ハ、可申進と申候、下和田村

宇平次殿と今里村藤八殿ヲ頼候とて、深山村磯右衛門

殿・平左衛門子次郎八罷下り候、安右衛門も同道仕両

所へ寄候、宇平次殿ハ留守ニ而居跡源六殿ニ逢咄置候、

今里村藤八殿ハ被居候間内証づく之相談仕候、此上ハ

外村合点被致候ハ、酒匂ヲ窺曖而も見可申候と被申

候、磯右衛門殿ハ明日孫左衛門共下和田と神山村へ被

参筈ニ候、夫ハ安右衛門ハ暇乞仕罷帰候、

三日乙丑、雨天、昼時分者時々てる、半右衛門殿家下ノ

大松伐申候、七ヶ村寄合も有之候、深山村高反別写シ

置申候、

押領高八十五石四斗五升四合
一高百七十壹石七斗三升九合

此反別四拾六町四反六畝七步

内拾九町三畝十四步 野畑 新野畑共

是ハ下郷十二ヶ村と立合ニ而定候分
一十町貳反九せ步 深山村

同断
一三町四反四畝步 印野分

四十町六反三七程酒匂ニ而立候と申候、

閏八月四日丙寅、晴天、深山村之者磯右衛門殿ノ書状致

持参候、分ケハ下和田村へ参り相談ニ而五ヶ村頼ム筈

之由、弥今日深山村へ寄合有之、明日ハ酒匂へ窺ニ被

参筈之由、若御意無之候ハ、弥右申通内証相談に可仕

と申来候、

五日丁卯、晴天、四ツ溝之すもう禿レ申候、深山へ昨日

之返状仕候、

六日戊辰、晴天、深山村ハ磯右衛門殿被参候、子細ハ去

ル四日ニハ今里村・下和田村・駒門村三ヶ村計寄合、

神山村・中山村へ不被参候間、又々昨日神山村へ寄合

仕候得ハ、神山村名主ハ左衛門被申候ハ、先右相済シ

候十二ヶ村之内岩波・石脇計も相談仕、其上酒匂へ可
參と被申候、弥今日兩村へ神山村名主八左衛門殿被參
筈ニ候間、様子承りニ今晚組頭遣シ申筈ニ候と磯右衛
門殿被申候、安右衛門申様ニハ、岩波村彦右衛門殿・

石脇村五右衛門殿内談合点不被致候ハ、いかゞ可被成
候や、公義事ニ仕候物か、七ヶ村ヲ達て我等留候ても
安右衛門

埒明キ不申候時ハ、いかゞニ候と申候得ハ、磯右衛門殿
被申候ハ、今里村名主藤八殿・下和田村名主宇平次殿・

神山村名主八左衛門殿・中山村名主平二郎殿・仲右衛
門殿・駒門村名主新右衛門殿内証公義共ニ埒明キ不申
候而、右五ヶ村衆被除候ハ、又寺方成共頼、菟角内々
(免)

ニ而濟ミ候様ニ可仕と被申候、左様ニ候ハ、皆々おさ
へ候も申能と申候、磯右衛門殿被帰候、神山村が次郎

八殿被帰候ハ、委細里高ニ成共仰被下候様ニと申候、
平田村が宝藏院被參候、御祈禱御札御持參被成候、

閏八月七日己巳、曇ル、大久保長門守様御知行一万千石
(大久保教寛)
村々之覺

駿河国ニ而拾四ヶ村五千石分

一 根古屋村、神谷村、西川尻村、荒田嶋村、依田原村、

松永村、小諏訪村、西間門村、上香貫村、元組平方三
十郎新田、下香貫村、下石田村、御宿村

一 伊豆ノ国ニ而拾八ヶ村六千石分

中嶋村、大場村、北沢村、原木村、寺家村、中条村、
南条村、小立野村、下修善寺村、堀切村、熊坂村、小
坂村、古奈村、堀之上村、肥田村(以下三カ村分記載ナ
シ)

兩國ノ三十式ヶ村

八日庚午、曇ル、深山村磯右衛門殿が書状參候、分ヶハ

昨日下和田村へ寄合、今日式・三人印野へ罷越、委細
承一同ニ相濟シ可申候、若埒明キ不申候ハ、其分ヶ酒

匂江申上此方計濟シ可申候、御会所ニ而御意無之候ハ
、先日申候通内証づくニ而埒明ヶ可申候、明日ハ下和

田・駒門・神山三ヶ村と深山、酒匂へ參筈と申来候、
平田宝藏院被帰候、

九日辛未、雨天、時々晴天、半右衛門方へ七ヶ村寄合有
之候、

十日壬申、曇ル、半右衛門殿方江安右衛門參候得ハ、明

日酒匂行之咄シ御座候ニ付、一昨日磯右衛門殿が申来

候ハ、昨日嘜窺に下和田・駒門・神山、酒匂へ参由ニ御座候間、先々待候様ニと申候、幸千福村宇右衛門殿、上ケ田村之伊左衛門殿ニ逢候故咄候得ハ、先待候而可然と被申候、半右衛門・宮内左衛門兩人方久根村・深良村・上ケ田村・金沢村へ手かみ出候得ハ、^(紙)深良申来候ハ、明日ハ待可申候得共、余り延々ニ罷成候間、明後日ハ酒匂へ可参と申候、就夫ニ又々外村へも手紙遣候由半右衛門殿被申候、

閏八月十一日癸酉、曇ル、安右衛門、深山村磯右衛門殿隠居太兵衛殿ニ逢候て申候ハ、七ヶ村之衆明日酒匂行之由申候、爰元嘜之衆ハいかゞと申候得ハ、昨日ハ神山・駒門支度不仕候故、兩村下和田罷帰候、今日も磯右衛門と三五兵衛支度致シ罷出候様子次第磯右衛門帰ル義も可有之と被申候、安右衛門早々罷帰候、夜ニ入上ケ田村兩名主^{伊左衛門殿}久右衛門殿^{久右衛門殿}安右衛門方江使ニ百姓久右衛門外彦人式人參候、口上之趣、今日深山へ御登り被成候由承候、いかゞ御座候哉承度存候、可埒明義ニ候ハ、待可申候、安右衛門申様ニハ、今日嘜人被立候、二・三日待候而も可然存候へ共、皆々明日被立由ニ候

間当村名主方へも委細不申候、被入御念御人被遣候故ハ、当村名主方へ其段申、被待候様ニ可致と而村々へ手紙半右衛門・宮内左衛門方出シ留メ申候、
十二日甲戌、晴天、夜ニ入雨、

閏八月十三日乙亥、雨天、九右衛門殿、源左衛門殿へ宝藏院無尺之無心申入候、

十四日丙子、雨天、半右衛門松永村御陣屋江被參候、分ヶハ檢見前ニ候故作毛突入悪敷段注進也、深山村磯右衛門殿内方、去ル十二日晚ニ平産被致、親子共ニ息災、生子女也、便宜聞セニ庄兵衛方へ九藏參候、

十五日丁丑、曇ル、久根村權左衛門殿方御宿村名主衆へ申来候ハ、一昨晚神山村八左衛門殿被帰候、大野原之出入嘜ニハ難成由去ル人之嘶シ承候間、明十六日ニ酒匂へ可參候間村組へ手紙出シ候様ニと被申越候、就夫ニ安右衛門深山村磯右衛門殿方へ書状ヲ為持、道清ヲ遣シ申候、返状ニ一昨日神山村八左衛門殿・駒門村新右衛門殿被帰、昨日夜ニ入下和田村宇平次どの・深山村磯右衛門殿被帰候、酒匂之御意ハ御手代衆様御老入ハ成間敷由、御兩人ハ御相談被成可被下由ニ候、宿

之義名主ニ御座候間頼置候、右之通平右衛門・宮内左衛門方江嘶し申候、兩名主申様ニハ(疾)とふニ手紙出シ明日酒匂へ参筈之由被申候、

十六日戊寅、曇ル、時々雨、酒匂行止候由、平兵衛咄シ承候、

十七日己卯、雨天、白心平田(脇)ノ婦ル、道清深山ノ婦リ申候、石わき村弥平次殿被参候、

閏八月十八日庚辰、晴天、深山村名主磯右衛門殿・同村内十里木組頭三五兵衛殿・下和田村名主宇平次殿三嶋(大久保)へ被参候、分ケハ大明神様御造営御奉行大窪加賀守様御内衆被成御座候、是ハ先御地頭ニ御座候故御見廻被致候、帰リニ何れも安右衛門所へ被寄候、孫左衛門昨日酒匂へ参候、明日ハ可帰と被申候、明日内検見仕候とて平兵衛触而参候、

十九日辛巳、晴天、内検見仕候、安右衛門長窪村へ勸進相撲見物ニ参候、小むすびを下和田村団七郎(弦)なげ申候、関脇ヲ三嶋ノ庄右衛門なげ由候、褒美扇子と弓(弦)づる出申候、式右衛門松永御陣屋へ参候、

廿日壬午、晴天、御検見衆御越ニ付往還作り申候、

廿一日癸未、晴天、朝晩曇ル、石脇村弥平次殿被参、れんを緋橋貞右衛門方へ妻ニ遣し候様ニと被申候間、遣ス筈ニ盃仕候、緋橋ハ辰巳ノ方にて当年金神ニ付、千福村へ遣、其後緋橋へ遣ス筈ニ申定候、千代相煩候ニ付、大法院ヲ頼祈侍仕候、

廿二日甲申、雨天、御検見衆御越被遊候、又々大法院ヲ頼、千代が祈侍仕候、平田村ノ左五衛門参候、するすかし申候、

廿三日乙酉、朝雨天、晚方(晴カ)天ニ而御検見被成候、御奉行鈴木安兵衛様名主半右衛門方ニ御泊り、御代官柴田直右衛門様・松沢勘左衛門様、下役杉本幸助殿、宮内左衛門方ニ御泊り、足軽中間上下十九人御越被成候、深山ノ直右衛門殿三嶋へ買物ニ参候と而泊候、おつるどの御厨一色村安右衛門殿方へ縁付申筈之由、明後廿六日被行由伝言有之候、磯右衛門殿ノ書状参候、孫左衛門殿酒匂ノ罷帰候、右申候通曖ニハ難成候、七ヶ村之衆酒匂へ被参候とも心次第ニ被致候様ニと申来候、

閏八月廿四日丙戌、晴天、安右衛門妹れん緋橋貞右衛門方へ遣申候、彼方ハ当金神ニ候間、同所久右衛門殿申

様ニハ、千福村平七郎方へ門出仕、夫(胎)石わき村之内
綾橋へ参候而ハ不苦間敷候間、左様ニ致候様ニと被申
候ニ付、千(福)ふく村へ遣シ可申と存候所ニ、平七郎殿の
息女と下女・下人三人迎ニ参候間おれん遣し申候、下女
老人召連利八殿ヲ頼一義ニ遣し申候、荷物老だん遣し
申候、御検見御奉行御家老鈴木安兵衛様、次ニ柴田直
右衛門様・松沢勘左衛門様、庄兵衛せどの横堀御覽被
成候而古堀田ニ致候義御しかり被成候、夫の香貫村へ
御移り被成候、半右衛門・式右衛門参候得ハ、明日四
つニ平百姓庄兵衛、長百姓式人、組頭老人、宮内左衛
門・半右衛門参候様ニと御配符参候、柴田直右衛門様・
松沢勘左衛門様の両名主方へノ当テニ御座候、就夫ニ
半右衛門方へ宮内左衛門・式右衛門・彦左衛門・安右
衛門・庄兵衛・源左衛門・伊兵衛寄合申候、明日香貫
村へ半右衛門・式右衛門・彦左衛門・安右衛門・源左
衛門参ル筈ニ究申候、

閏八月廿五日丁亥、晴天、半右衛門・式右衛門・彦左衛
門・安右衛門・源左衛門・庄兵衛、上香貫村名主忠左
衛門殿所へ参候得ハ、御役人様御検見ニ野へ御出被遊

候間(耕)かうち 参候得ハ、有ル家へ御寄り六人ヲ被召寄
被仰候ハ、青木陸右衛門申付候古堀田ニ仕候事庄兵衛
不届候、就夫ニ先閉目とちニ申付候と而御仕置ハ可申付候、
庄兵衛義ハ両名主ニ預ケ候と被仰候、閉門仕参候様ニ
と中沢甚左衛門殿・米山惣内殿とち兩人ニ柴田直右衛門様、
松沢勘左衛門様并杉本幸助様も被居候の被仰付、閉門
申付早々被帰候、古堀堰し而田ニ仕候事隠田ニ御座候
と被仰候、村中出入無用と被申付、又々村中大小名主
方の触候、

閏八月廿六日戊子、晴天、おつる殿菅沼村彦右衛門殿へ
先参候、明日一色へ参ル筈、

廿七日己丑、晴天、時々曇ル、晩夜ニ入雨降ル、深山村
おつるどの菅沼の御厨一色村安右衛門殿方へ縁付参候
由ニ候、

廿八日庚寅、晴天、庄兵衛せどの横堀堀替新堀ハ、九年
以前午ノ年千福村の掘替願候故名主平次郎掘替させ候
由、又川長ケ堀上ケ候義ハ、三年以前子ノ年御検見之
節道幅せばく候と宮内左衛門願候ゆへ、青木陸右衛門
様・高木徳右衛門様被仰付候と権兵衛・弥十郎兩人咄

し承候、

廿九日辛卯、晴天、

九月朔日壬辰、晴天、式右衛門御袋理譽智円十七廻忌(四)

付庄円寺ニ而法供御座候、智円ハ安右衛門伯母也、明

二日が日也、

九月二日癸巳、晴天、深山村磯右衛門殿閉門見廻ニ庄兵

衛門方へ被參候而被寄候、善右衛門請人ニ向西寺へ參候、

三日甲午、曇ル、半右衛門・宮内左衛門・彦左衛門三人、

庄兵衛閉門訴訟ニ參候得共埒明不申候、

四日乙未、曇ル、晚方夜ニ入雨降り申候、

五日丙申、雨天、半右衛門江戸殿様御屋敷へ參候、子細

者佐野村勘兵衛借金之事、伊奈半左衛門様御添状ヲ持、

長門様御屋敷へ勘定罷出候故御尋ニ付罷越候、供ニ八

助參候、

六日丁酉、雨天、葛山村之内中里ノ九右衛門殿隱居悦道、

去ル四日之晚ニ被相果候間悔ニ參候、市ヶ原太兵衛方

が茶遣シ候様ニとて人參候、

七日戊戌、朝晴天、昼が曇ル、

八日己亥、朝晴天、昼が曇ル、宗門帳・五人組帳ニ判形

仕候、当番ハ半右衛門方ニ候得共、江戸へひけい金之

事ニ而參候故、相役宮内左衛門方ニ而判形致候、五人

組ハ去年之通頭安右衛門・五左衛門・吉左衛門・祖左

衛門・六左衛門、娘ちよ御立願ニ而三人待仕候、

九日庚子、晴天、佐野村勘兵衛參晰しニ、伊奈半左衛門

様御使者加藤武次右衛門様、鐘はさみ箱若等ニ而、大

久保長門守様へ家来ヲ召連被參、御添状と訴状と御目

ニかけ候得者、半右衛門ヲ呼寄セ詮義致シ返状可致と

被仰候、夫故伊左衛門殿先帰候様ニと被仰候故帰候由

申候、依事ニ御評定所へ御遣シ可被成由ニ御座候と咄

し申候、

九月十日辛丑、朝曇る、晚方雨天、石脇村之内ニ而綫橋

貞右衛門殿・久右衛門殿・伝右衛門殿・本郷弥平次殿・

佐野村藤八郎殿夫婦・おれん・上下十人參候、当村宮

内左衛門殿・伊兵衛殿(相)しやうばん(伴)ニ呼び申候、

十一日壬寅、晴天、式右衛門松永御陣屋へ人別宗門帳上

ケニ參候、

十二日癸卯、曇ル、安右衛門綫橋定右衛門殿案内致シ三

嶋伯母様と平田村ニて宝蔵院様へ參候、宮ノ前が雨ニ

逢申候、貞右衛門其日ニ被帰候、安右衛門ハ御薬師様ニ籠リ申候、式右衛門どの・彦左衛門殿松永村閉門訴訟ニ被參候、仙年寺普明寺御成候得共埒明キ不申候、

十三日甲辰、曇ツ晴ツ、宮後村弥市右衛門殿舅弥次右衛門殿、共ル九日ニ被相果候故悔ニ寄申候、半右衛門江戸ハ罷帰候、殿様ハ半左衛門様へ之御使者ニハ高木徳右衛門様御越之由、

十四日乙巳、晴天、深山村隠居、三嶋廻向へ被參候とて被寄候、半右衛門殿御日待ニ而皆々被呼候、

十五日丙午、晴天、沼津庄右衛門が半右衛門殿所へ参泊申候、

十六日丁未、晴天、定夫平兵衛三分一金初納致候様ニと申候、深山隠居被帰候、沼津庄右衛門參候、

十七日戊申、曇ル、今晚ハ廿三夜迄七夜待立待仕筈ニ御立願懸候、

十八日己酉、晴天、屋敷田麦時、

十九日庚戌、曇ル、

廿日辛亥、朝晴天、後曇ル、小雨降ル時もあり、夜ニ入雨ふり申候、中川次右衛門年三十一ニ而相果申候、仙

年寺・向西寺と普明寺ハ代僧ニ而松永村御陣屋へ庄兵衛閉門訴訟ニ被越候得共、松沢勘左衛門様計被成御座、柴田直右衛門様ハ去ル十八日ニ江戸へ御越被成候故埒明不申候、案内ニ彦左衛門參候、寺方馳走分ニ平八郎參候、綯橋久右衛門殿ヲ呼び、ちよ口中ノ薬貰申候、

九月廿一日壬子、雨天、

廿二日癸丑、晴天、ちよ祈祷、左京殿ヲ頼見入はなし仕候、

廿三日甲寅、晴ツ曇ツ、立待七夜仕廻申候、七夜之内ニ

心経千日百卷誦誦仕候、安右衛門娘ちよ年式ツニ而夜ノ八つ時分ニ死ス、改名報夢堂女トと申候、いはい位ニハ

日付廿四日と庄円寺重誉和尚様御付ケ被成候、銀右衛門殿ニ御日待有之候、

廿四日乙卯、小雨、

廿五日丙辰、雨天、

廿六日丁巳、晴天、安右衛門勢至菩薩様ヲ初、惣而七観音様へあまり仕合悪敷御座候ニ付キ一首、

ト断ハや誠離ハの卦ハで離ハレケリ
今からハ麗ハの麗ハを見ん

前度七夜待立待ニ仕候而何之印シも無御座候間一首、

南無七夜人も知たり立待の

しるしがなく八名こそおしけれ

廿七日戊午、晴天、深山村半之助昨日参候とて安右衛門

方へ参候、

廿八日己未、晴天、石脇村之内綾橋定右衛門殿へ参候、

銀右衛門、安右衛門、利八、安右衛門御袋・妻、銀右

衛門妻、下人八助、仁助、下女はつ・とら・ひめ、

廿九日庚申、晴天、夜ニ入小雨、善右衛門豆州へかせぎ

ニ参候、金老分安右衛門預り申候、惣兵衛殿無尺有之

候、兵左衛門買取候、深山村の使参候、明日一色を客

有之由、

〔九〕月晦日辛酉、雨天、

十月朔日壬戌、雨天、

御薬師様へ富貴万福と奉願一首、

南無薬師衆病悉除之願ならば

私が病ハならぬ世送り

二日癸亥、晴天、夜ニ入り雨天、松永村御陣屋へ半右衛

門罷越申候、

三日甲子、晴天、夜ニ入雨天、

うらめしや神もへつらいあるぞかし

賤が願の御慈悲見へざり

四日乙丑、晴天、仙年寺 普明寺 向西寺庄兵衛訴訟ニ松永へ参候

得共、埒明キ不申候、

五日丙寅、朝夜之内を雨ふり申候、道具屋仁右衛門昨日

銀右衛門殿方へ参候、

六日丁卯、曇ル、半右衛門三嶋へ参候、昨日又右衛門と

欣求秋葉を下向仕候、母人綾橋定右衛門殿へ御日待ニ

被呼申候、半之助も参候、

七日戊辰、曇ル、綾橋定右衛門殿を御日待祝参候、蕎麦

〔切〕斬振舞仕申候、

八日己巳、晴天、三嶋宮後村采女殿方を伝言御座候と当

村里右衛門申候、三嶋大社明神様御普請ニ付千本築有之候間、

皆々見物ニ被参候様ニと申候、今日八町ヲ築而廻り申

候、明日の社内ニ而築候由、千本築と申八町方町切之

十四人〔成力〕以前子共寄合、能衣服ニ而〔木遣〕気やり之者が添、弐・

三尺之棒皆が持廻り候由、

〔九日〕庚午、晴天、宮後を人参候、出候様

ニと安右衛門母人方へ申来候、

十月十日辛未、晴ツ曇ッ、

十一日壬申、曇ル、母人綾橋（ミ）被婦候、半之助も同道也、

十二日癸酉、夕部（ミ）雨ふり申候、

十三日甲戌、雨天、式右衛門殿被參候間、茶田を畑共ニ

親類衆へ三年之内預ケ置度由咄シ候ハ、銀右衛門殿も

半右衛門殿も我等親宮内左衛門も大形難成様（方）ニ存候と

申候、

十四日乙亥、曇ル、深良村之西安寺へ入仏ニ而三日三夜

有之候故、安右衛門妻、銀右衛門殿妻・御袋、平八郎

御袋被參候、

十五日丙子、朝雨天、後曇ル、仙年寺・普明寺・向西寺

三ヶ寺御訴訟ニ松永村御陣屋へ御越候得ハ、御知行所

不殘三分一金納ニ而御役所御手透無之故御逢不被成ニ

御帰被成候、御馳走ながら弥十郎殿も參候、式右衛門

殿も參候、扱又綾橋定右衛門殿方へ半右衛門との・宮

内左衛門殿・伊兵衛殿被參候、

十六日丁丑、曇ル、初テ大霜降ル、

十七日戊寅、曇ル、安右衛門御袋と妻、銀右衛門殿内義、

綾橋おれん、御宿およし・おろく、三嶋大明神様地ぎ

やう之千本築見物ニ參候、宝藏院被越候、伊勢ノ御師

殿被越候、

十八日己卯、曇ル、宮内左衛門殿娘ろく半右衛門殿妻ニ

伊兵衛殿仲人ニ而済ム、

十九日庚辰、曇ル、半右衛門との言入祝義宮内左衛門殿

遣候由、火之廻り番帳ニ安右衛門事治左衛門と改メ申

候、

廿日辛巳、雨天、夕部（拜講）雨ふり申候、銀右衛門殿江（惠比）へ

す（講）こうニ被呼申候、

十月廿一日壬午、雨天、宝藏院被申候ハ、銀右衛門方へ

母人三年懸候様ニと申候得ハ、尤ニ申候と物語有之候、

廿二日癸未、曇ル、時々小雨降ル、

廿三日甲申、曇ル、半右衛門殿へ（手斧）てうな立ニ被呼申候、

廿四日乙酉、曇ル、時々てる、平田ノ宝藏院被婦候、

廿五日丙戌、晴天、安右衛門綾橋之貞右衛門殿案内仕、

深山村磯右衛門殿へ參候、磯右衛門殿ハ十里木江被行

留守ニ而逢不申候、

廿六日丁亥、晴天、大根取申候、式駄有之候、

廿七日戊子、晴天、三分一金式分半右衛門殿へ渡ス、請

取手形ニ治左衛門と有ル、

廿八日己丑、晴天、

廿九日庚寅、雨天

十一月朔日辛卯、晴天、彦左衛門松永へ参候、

二日壬辰、曇ル、時々小雨、向山ニ而真木伐初申候、但

五日郎兵衛切ル、

三日癸巳、曇ル、

四日甲午、晴天、治左衛門沼津次兵衛殿へ参、真木遣ス

答ニ相定候、

五日乙未、雨天、元右衛門殿無尽、次左衛門所へ寄合申

候、中間相談ニ而葛山村佐兵衛方へ式両式分式朱とら

せ申候、則式両式分当村弥十郎方へ被預候、脇懸錢八

百八十卷文つゝ、四貫五百文わり、綯橋定右衛門殿被参

候、

六日丙申、晴天、綯橋へ参候、

七日丁酉、曇ル、晩方雪少々ふる、(流 球)りうさう人泊り三嶋

泊、

(八日)

十一月

九日己亥、晴天、□野坊被参候、

戊戌、晴天、

十日庚子、晴天、

十一日辛丑、晴天、

十二日壬寅、曇ル、晩方雨、治左衛門深山へ(矢メ)やじめの相

談ニ登る、おつや□迎馬参被越候、綯橋久右衛門・喜

兵衛・本郷与四右衛門登ル、

十三日癸卯、曇ル、治左衛門罷帰候、久右衛門・与四右

衛門・喜兵衛もやしめ(矢メ)ノ相談、深山ニ而庭買百文ニ付

十式わ、綯橋ニ而中買百文ニ付六わ、沼津ニ而四わニ

目足シ候答ニ相済申候、

十四日甲辰、晴天、

十五日乙巳、晴天、治左衛門沼津へ罷越申候、

十六日丙午、晴天、治左衛門深山へ罷越候、無尽仕候、

十七日丁未、晴天、宝蔵院無尽仕候、

十八日戊申、晴天、半右衛門殿平田之無尽へ人数ニ可成

前度申、只今ニいたり成間敷と申候故、平田宝蔵院狂

哥、

約束之事ハいかゞと問よならば

我ハそこニハいぬとこたへよ

半右衛門恥ケ敷おもふ立腹ぶりいたし、宝蔵院ニ参候

様ニと□使越候得共、用あらば此方被參候へと被申候、
半右衛門是非なく返哥之まねいたし候、

もらうてもまたそのくせのうせざるハ

あたまのくろき犬と思ふぞ

宝蔵院見之而、貫ふ無心ハ不申不聞、と書付被成被返
候、是ハ半右衛門ふりニつまり、句ニも不付事申候、

十一月十九日己酉、晴天、治左衛門・半之助三島明神様

へ參候、惣兵衛殿無尽三分壹貫文ニ請取申候、磯右衛
門殿内方參候、

廿日庚戌、曇ル、晩方々雨天、深良村ニ小家火事有ル、

廿一日辛亥、曇ル、深山々矢々切手人数書付參候、

廿二日壬子、曇ル、治左衛門深山へ參候、善兵衛居跡ニ

加平次參筈ニ夕部銀右衛門殿口入ニ而濟候由、

廿三日癸丑、晴天、庄兵衛事ニ寺方松永へ被參候、御免

狀參候、

廿四日甲寅、晴天、御免狀裏判仕、治左衛門写取申候、

去年免也

一田方五ツ壹分壹厘

一畑成田七ツ六分五厘

一畑方式つ四分壹リシ

一屋敷三ツ五分

申ノ改
一新畑壹つ三分

丑ノ改
一新畑七分

一米六斗式升四合 山手役

当年ハ升取伊兵衛致し、去年ハ七右衛門也、

十一月廿五日乙卯、曇ル、晩方雨、深山村磯右衛門殿迎

ニ狀を為持白心ヲ遣シ申候、日和次第明日カラ參と申
來候、半右衛門殿ニ棟上ケ之祝義有之、銀右衛門殿・

治左衛門・宮内左衛門殿・伊兵衛殿被呼申候、

廿六日丙辰、雨天、

廿七日丁巳、晴天、御厨一色村々茶買參候、深山へ書狀

繼遣申候、佐野村藤八郎殿へ駄賃馬頼ニ參、金子壹分

預置申候、

廿八日戊午、晴天、磯右衛門殿・十卜屋參、多可出由被

申候、

廿九日己未、晴天、治左衛門、沼津矢部九郎左衛門殿へ

參候、

晦日庚申、雨天、

十二月小朔日辛酉、晴天、

二日壬戌、晴天、綫橋へ罷越、上ケ田村伊左衛門殿娘、

当村彦右衛門嫁ニ參候、

三日癸亥、晴天、半右衛門家ふき仕廻申候、上ケ田（書）彦

左衛門殿方へ留入御座候、

四日甲子、晴天、治左衛門沼津へ罷越候、

五日乙丑、晴天、定右衛門殿へ罷越逢申候、治左衛門
銀右衛門方
定右衛門

夕半右衛門殿家見祝義遣し申候、

六日丙寅、晴天、治左衛門深山へ罷登り矢ノ木沼津ニ而

百七十把バニ買候と彦兵衛申候由、綫橋ニ而喜兵衛八百

七十五可わと申候由咄し、中継も新丁可ニ成候由申候得ハ、

矢ノ山伐惣而止させ可申由ニ而明日沼津へ書状可遣と

被申候、弥々村中へも触れ廻し可止由被申候、名主半

右衛門松永村へ三分一納ニ參、被泊申候、

十二月七日丁卯、晴天、磯右衛門どの夕矢部九郎左衛門

殿へ山伐止メ申とて状遣し被申候、村中へも触廻し可

申候、治左衛門深山夕罷帰候、松永又々金子遣候故半

右衛門罷帰候、

八日戊辰、晴天、

九日己巳、晴天、深山村磯右衛門殿番所夕朝五つ前ニ參

候様ニと時付配符參候とて被參候所ニ、綫橋中買衆

久右衛門門与四左衛門三人之者留候故、山万束之内式万束分ハ勘

喜兵衛衛定辻ニ而可渡と申候ニ付被帰候、三嶋夕無尽金取ニ參

候、金式分遣シ申候、

十日庚午、晴天、治左衛門方夕深山村へ書状遣し申候、

宝藏院被參候、

十一日辛未、曇ル、宝藏院被帰候、

十二日壬申、晴天、当村権左衛門弟加平次、善兵衛殿居

跡ニ今日參候、但シ銀右衛門殿口入、

十三日癸酉、晴天、昼夕曇ル、当村善兵衛殿内方被參、

娘しめニかね付（鉄漿）させくれ候様ニと被申候、治左衛門申

候ハ、我等義ハ（簡略）かんりやくいたし罷有候間、親ノまね

ニ成而も力ニも難成候間、余人ニ而宜敷方御頼候得と

申候得共、達而被申候故子分ニ為致申候、

十四日甲戌、曇ル、善兵衛殿夕おしめ祝義として赤飯參

候、（又カ）治左衛門女共少々祝義ヲ為持善兵衛殿方へ參

候、扱又伝四郎殿子三之丞名替伝兵衛と申候、長右衛

門殿ニ勇熊之助名ヲ仁右衛門と替候、就夫ニ本通り志

返へ人廻候、元服致シ名替候故酒壺ツ進申度候間、参候様ニと有之故、皆々罷越候、綾橋定右衛門殿参候故、吉左衛門がゑんしやうたき子ニ頼候段咄し申候、

十二月十五日乙亥、晴天、善兵衛殿内方おしめ女呼申候、十六日丙子、晴天、すゝはらい仕候、

十七日丁丑、晴天、治左衛門義沼津木屋へ参候、五郎三郎殿へも寄り勘定致シ罷帰候、

十八日戊寅、晴天、

十九日己卯、晴天、治左衛門沼津へ買出ニ参候、

廿日庚辰、晴天、斗立御直段八斗かへニ名主方ニ而勘定

有之候、定右衛門殿が吉左衛門方へ金式分請取申候、
(流 球)
りうきう人小田原泊り、

廿一日辛巳、朝雨天、昼が雨止申候、曇ル、りうきう人(鶺鴒)三しま御泊り、

廿二日壬午、晴天、長四郎分金式兩式分、源左衛門ニ預

ケ申候、証文治左衛門方ニ取置申候、りうきう人御上りニ付人馬出シ申候、吉原御泊り、

廿三日癸未、雨天、半右衛門罷帰候、りうきう人ハ江尻御泊り、此方も出シ申候人足ハ吉原が江尻迄相勤申候、

廿四日甲申、雨天、人足江尻迄罷越帰り申候、

廿五日乙酉、晴天、治左衛門皆済仕候、

十二月廿六日丙戌、晴天、白心ヲ頼深山へ歳暮ニ遣申候、

隠居へ米酒、大屋へ鮭式本越申候、磯右衛門殿へ前度金式兩式分遣し申候、内巻面白心致持参候、松永が御

召状参、名主半右衛門・組頭彦左衛門・百姓惣左衛門と源左衛門并ニ閉門ニ而居申候庄兵衛罷越候得ハ、閉

門御赦免被遊候、日数百廿日之閉門也、戸明ケニ足輕

米山惣内殿と鍵かつぎ三郎左衛門と申者被参候、為過

代と松苗三千本植候様ニと被仰、御証文指上候、

廿七日丁亥、晴天、

廿八日戊子、雨天、仙年寺・普明寺・向西寺と庄兵衛、

閉門御赦免御礼ニ罷越候、名主も御礼ながら歳暮ニ松永御陣屋へ罷越候、下和田村宇平次殿子息団七郎殿、茶畑村之内滝頭庄左衛門跡へ他跡ニ参候、

廿九日己丑、雨天、山ハ雪降り申候、里ハ雨雪也、

庄兵衛殿せどの横堀、其ま、置堙(塞)不申候様ニ被仰付、

御林ニ松苗三千本植候様ニと被仰付、則御証文ニ庄兵衛と長百姓惣左衛門・源左衛門、組頭彦左衛門と名主

半右衛門判形仕り罷掃候、五人判、

山崎市左衛門様

宝永八年辛卯、年徳巳午之間、万吉、

正月朔日庚寅、晴天、東ニ少シうす黒ク赤き雲有ル、昼

々ならいふき申候、村々年礼仕廻申候、

二日辛卯、晴天、銀右衛門、上ノ原・上ヶ田村・葛山村・

千福村迄年頭ニ參候、名主・組頭衆、松永村御陣屋へ

年礼ニ參候、郡代山崎市左衛門様、御代官柴田直右衛

門様・松沢勘左衛門様、御三人被成御座候、

三日壬辰、雨天、昼々雨ハなし、治左衛門・銀右衛門・

宮内左衛門・伊兵衛・式右衛門五人、半右衛門殿へ被

呼候、

是る別紙帳面仕立申候故、爰ニハ印シ不申候、

りうきう人御下り

宝永七
寅ノ十一月七日晩三嶋泊り、御人数八十人計り、薩摩ノ

御人数大勢也、御登リハ十二月廿一日晩三嶋泊り、同

廿二日晩吉原泊り、御宿村人馬ハ同廿三日ニ吉原々

尻御泊り迄相勤申候、才料ニハ名主半右衛門參候、国

役ニ而人馬不残出し申筈ニ御座候所ニ、伊奈半左衛門

様御代官所砂場故御訴訟被成候得ハ、半左衛門様領之

分ハ皆御赦免被成人馬出し不申候、駿府御代官鈴木三

郎左衛門様と申候、御手代ハ沼津陣屋ニ被居候、

宝永七年寅ノ年、りうきう人御下りニ付、

高百石ニ付而人足六人宛、馬老正余つ、

一高三百八拾六石四斗五升 御宿村分

一人足四十八人 上下共ニ

一才料式人 上下共ニ

一馬九疋余 上下共ニ

御下り之節ハ人馬出し不申、御上り之節人馬才料共ニ

出し申候、就夫ニ御下り之時ノ人馬割金ニ而御上り之

時出シ申候

名主 半右衛門

同 宮内左衛門

組頭 彦左衛門

新田 半三郎

五右衛門

一半左衛門様御代官所御厨ハ人馬出し不申候、是ハ砂場

故也、惣而半左衛門様領石わき(脇)・佐野も不出候、

御宿村御代官替・御地頭替

一 楨野右馬丞様御知行所

慶長七年時分

一 井出志摩守様御代官所

慶長八・九年

一 大久保治右衛門様御知行所

式万石御取被成候由承候、慥ハ不知候

一 今宮惣左衛門様御代官所

寛永三年寅ノ年

一 駿河大納言様御知行所

郡代ニ村上兵右衛門様と申有之候由承候

寛永九年申ノ年時分

一 下田与四右衛門様御代官所

豆州三嶋領之節也

寛永十年時分

一 長谷川藤右衛門様御代官所

寛永十九年午ノ年

一 野村彦太夫様御代官所

延宝七未ノ暮方同八年甲ノ年

一 稲葉美濃守様御知行所

貞享(マコ)

一 国領半兵衛様御代官所

是ハ御吟味方御預り

貞享四卯ノ年

一 小長谷勘左衛門様御代官所

元禄五申ノ年

一 市野惣大夫様御代官所

元禄十丑ノ年

一 伊丹左京様御知行所

壹万石之内御宿村

同年

一 当分御預り

内山七兵衛様

大草太郎左衛門様

野田三郎左衛門様

一 長谷川藤兵衛様御代官所

元禄十一年寅ノ年

一 外山小作様御代官所

後ニハ外山五郎右衛門様と申候、御名替

一 守屋助治郎様御代官所

元禄十四年巳ノ六月

一 能勢権兵衛様御代官所

宝永三年戌ノ一月

一 大久保長門守様御知行所

壹万壹千石之内御宿村也

御割付ハ能勢権兵衛様ヲ出申候、御年貢三分二御取被

成、三分壹ハ長門守様へ御取被遊候、是ハ御公儀ヲ被

仰出候而、右之通ニ上納仕候、

3、正徳二年日記

同 木村伴右衛門様

(表紙)

大窪長門守様御知行所

正徳式年

万書留日帳

駿州駿東郡御宿村

辰ノ正月朔日

湯山次左衛門廣親

(横帳)

正徳式年壬辰ノ年

一年徳明キノ方、亥子ノ間万吉

一金神寅卯・戌亥

大二・三・五・七・八・十、

小正・四・六・九・十一・十二、

大久保長門守様御家老 本庄金左衛門様

御列座 天野孫兵衛様

同 鈴木安兵衛様

同 本庄弥市右衛門様

正徳式年壬辰ノ年

正月朔日乙酉、朝曇ル、昼ハ晴天、昼之八ツ時分丸雪ふ

り申候、村之年礼仕廻候、

二日丙戌、晴天、次左衛門深山村へ年礼ニ罷越候、半右

衛門・式右衛門・彦左衛門、松永村御陣屋へ年礼參候、

山崎市左衛門様被成御座候、

三日丁亥、雨天、雨雪也、次左衛門年礼ニ石脇村・千福

村・葛山村へ參候、今朝之初夢ニ、かり又新川ニ而大竹

二ツニわり、其半分ニ而誰やら男其半分竹ニ而さかなす

くひ申候、又次左衛門今耄ツ之半分ニ而さかなす

申候、其時へびかハズをのみ申候、そのへびヲ跡が又

々へび吞ミ申候を夢ニ見たり、扱々ふしぎ成ルこハき

事と後夢覚申候、朝丑寅時分之夢也、さかなハゑびす

の御つげ、へびハ錢神之御つげ故御酒をあげ、祝之文

七返宛となへ、晚 夢ひらき仕候時夢合之一首、

きやうからハかハズ沢山くひりやうの

錢神そふてふくゑびすかな

正月四日戊子、曇ル、

五日己丑、雨天、次左衛門年頭ニ三嶋平田へ罷越候、

六日庚寅、晴天、時々曇る、次左衛門沼田村善七郎殿方

へ年頭ニ参候、帰りニ神山村新右衛門どの方へも寄り

申候、

七日辛卯、晴天、伊勢大神宮様へ御初尾銭を差上ケ候ニ付

一首、

心だにまことの道におもふ身の

いのるに尚も神や守らん

御宿村式右衛門、五千石惣代ニ年礼ニ江戸へ参候、

八日壬辰、晴天、当村の参夫彦九郎、伝兵衛、五郎兵衛、

文四郎、伝三郎、半七郎、半三郎、弥左衛門居跡源太

郎、上ケ田村実誉和尚様、又七郎、治郎吉、其外参候、

次左衛門夢見、人之首を切候を見候、男ノ夢一十首と

申候間、朝三宝荒神へ御酒ヲ備へ祝ノ文ヲ唱へ一首誦、

廣親が頭ニ成らん夢のつけ

今日が明日ハ日々 よろこび

昨七日ニ大村采女殿年頭ニ参候、

正月九日癸巳、晴天、昨八日ニ平田の宝蔵院・三光坊・

千勝参候、

十日甲午、晴天、宝蔵院・采女殿被帰候、

十一日乙未、晴天、次左衛門昼深山村へ年礼ながら隠居

気色見廻ニ参候、次左衛門所ニおよしどの泊り申候、

十二日丙申、朝曇ル、後晴天、

十三日丁酉、晴天、

十四日戊戌、晴天、祖左衛門殿内方去年の相煩候ニ付、

小林村与右衛門殿へ養生致シ居申候が、今日死去致申

候、次左衛門妻深山村の罷帰候、

十五日己亥、晴天、沼田村の姉者人、神山村のおかね参候、

十六日庚子、晴天、姉人・おかね共ニ綯橋・千福村へ参

候、三右衛門殿引越候、与兵衛所へ、

十七日辛丑、晴天、姉者人千福村の御宿村迄被帰候、式

右衛門・彦四郎共ニ江戸の罷帰候、

十八日壬寅、晴天、晩方曇ル、沼田村姉者人・神山村お

かね被帰候、彦左衛門方へ留主の見廻として寄合入申

候、人数次左衛門・庄兵衛・平八郎・新八郎・加平次・

庄九郎・弥平次・新六・文左衛門・源左衛門・惣左衛

門・伝助・伊兵衛、ノ十三人、

式右衛門殿方ノ頭百姓衆へ使參申候、江戸御屋敷御年

頭首尾能勤相罷帰候間、祝ニ酒巻ツ可進と申來候、宵

之内皆々參候得者、吸物之上ニ酒出申候、扱又式右衛

門殿様ノ御拝領ハ金子百足ニ千鯛拾枚被下候、本庄金

左衛門様ノ扇子箱三本入被下候、熊沢中右衛門様ノう

みたけニさきり箱巻箱被下候、其外之御役人様方 御振

舞ニ被呼候と申候、当年ノ夫役式人ニ被仰付候、只今

迄ハ四人ニ候得共、去冬御訴訟仕候故百石半人ニ罷成

候、

正月十九日癸卯、朝晩曇ル、昼ハ晴天、深山村磯右衛門

殿当村祖左衛門殿へ悔ニ被參候而、被寄候、

廿日甲辰、晴天、晩夜ニ入雪少々ふり申候、銀右衛門方

へ朝多へすかうニ被呼申候、

廿一日乙巳、晴天、三嶋ノ弥市右衛門殿被參候、夜ニ入

庚申様へ立願仕候、

廿二日丙午、晴天、

廿三日丁未、晴天、

廿四日戊申、朝曇ル、後晴天、深山村ノ吉左衛門參候、

弥十郎殿方江庄円寺ニ靈受坊之談氣有之候、

廿五日己酉、朝曇ル、次左衛門朝丑寅時分之夢ニ、座敷

居有候得ハ、庭前ニ松木巻本生て御座候、其松ノ木葉

ニ而松虫前々鳴候様ニ存候所ニ、其時ニかぎりなき不

申候と見物仕候処ニ、右ノ發句仕候、

松虫も今ハすゞしの風と成ル

と申候と夢ニ見而目覺申候、ふしぎの夢と存、朝荒神

へ御酒を備へ祝之文唱へ申候而付句仕候、

松虫も今ハすゞしの風と成ル

身ハ安楽の世送りやせん

一次左衛門・弥十郎殿深山村へ見廻ニ罷越候、隱居氣

色悪敷候、兩人ながら泊り申候、參宮人下向仕候、

正月廿六日庚戌、晴天、弥十郎殿・次左衛門深山ノ罷罷

候、風はげしく寒氣也、

廿七日辛亥、晴天、風吹寒氣也、次左衛門妻おつや深山

へ隱居氣色見廻ニ罷越候、

廿八日壬子、晴ツ曇ツ、

廿九日癸丑、時々曇ル、葛山村名主加左衛門殿朝死去被

致候、年五十五歳也、

二月朔日甲寅、晴ツ曇ツ、御大黒様江黒大豆巻升をしゆ

を壹返ニ壹丸宛差上申候、晚五ツ時分ヲ夜半迄か、り申候、

二日乙卯、曇ル、時々てり申候、大黒様へ一首読、

御りしやう利生に悪事災難飛びさりとて

目すらぬ間ニも富来れかし

磯右衛門家来深山村吉左衛門参候、隠居気色昨日ヲ又々悪敷候故、

弥十郎殿迎ニ参候ニ付、弥十郎殿被登候、

三日丙辰、曇ル、八ツ下りより雨降り申候、次左衛門・

銀右衛門殿・庄円寺使僧靈受坊、須山隠居太兵衛殿見廻ニ罷越候、銀右衛門殿と靈受坊被帰候、次左衛門ハ

泊り申候、

二月四日丁巳、晴ル、次左衛門深山ヲ罷帰候、

五日戊午、曇り、風吹申候、昼時分雪ふり申候、

六日己未、晴天、風吹キ申候、善右衛門深山へ便宜聞遣

し申候、弥十郎殿深山ヲ被帰候、半之助参候、

七日庚申、晴天、定右衛門殿家やねりニ罷成候、次左衛門石わき村と半之助、石脇村名主五右衛門殿ニ而若い衆探仕候

故見物ニ参候、

庚申様へ一首、

もろう共よしややらしな今からハ

ゆ山ニおいて我ニなびけや(音)

八日辛酉、晴天、定右衛門殿家ふき初メ申候、

九日壬戌、晴天、定右衛門殿家ふき仕廻申候、

十日癸亥、曇ル、昼ヲ雨天、山々雪ふり申候、

庚申様へ一首、

かのよしをのびくノなしにゑせしめて

さも面白き留主居ニそ見ん

十一日甲子、曇ル、彦八郎所甲子待番ニ而、人数不残寄

合申候、

十二日乙丑、晴天、西之風吹キ申候、善右衛門沼田村へ

遣候、

十三日丙寅、晴天、おつや深山ヲ罷帰候、宝蔵院被参候、

駿河屋五郎右衛門殿去ル九日ニ相果候由承候、

十四日丁卯、晴天、宝蔵院被帰候、沼田村ヲ姉者人被参候、

十五日戊辰、晴天、綾橋岡定右衛門殿へ家見ニ遣候、石わき村

平田村 宝蔵院・沼田ニ居ル柴怒田村善七郎・新右衛門・次左衛門神山 御宿村

衛門ニ惣代ニ参候ハ次左衛門妻・善七郎御袋、

二月十六日己巳、雨天、姉者人、おつや綾橋より罷帰候、

深山ノ弥十郎殿迎ニ吉左衛門參候、

十七日庚午、曇ル、弥十郎殿深山へ被登候、おつやも參次左衛門妻

候、沼田村姉次左衛門者人被帰候、弥十郎殿深山ノ罷帰候、太隠居

兵衛殿氣色悪敷御座候、当月中ニ大形相果可被申と被

申候、

十八日辛未、晴天、次左衛門深山村へ見廻仕罷帰候、

十九日壬申、晴天、深山村隠居太兵衛殿昼ノ八ツ下リニ

死去被致候とて申来候間、次左衛門罷登候、(甲)とふらい

ハ夜鳥過西ニ候、子ノ年ニ而六拾五歳也、大平村道致老

被參候、

廿日癸酉、朝雨天、後照ル、半右衛門殿江戸へ昼立ニ罷

立候、

廿一日甲戌、朝晴天、昼ノ雨天、次左衛門罷帰候、悔ニ

庄門ノ使僧 靈受坊・銀右衛門殿・加平次殿同道ニ而被登候、

廿二日乙亥、晴天、風吹き申候、さとや作り申候、

廿三日丙子、晴天、庄門寺ニ靈受坊ノ談義有之候、

廿四日丁丑、晴天、

廿五日戊寅、晴天、おつや迎ニ深山へ善右衛門遣申候、

深山ノ馬ニ而送り申候、

廿六日己卯、夜ノ内より雨ふり候、昼前風吹き申候、

廿七日庚辰、晴天、

二月廿八日辛巳、雨天、式右衛門松永村御陣屋へ參候、

廿九日壬午、朝雨天、昼ノ晴天ニ成ル、石わき綯橋之岡平左衛

門殿息女おとりどの、古沢村伊予守殿へ參候、

晦日癸未、晴天、

三月朔日甲申、晴天、半右衛門夜ニ入江戸ノ罷帰候、道

致老深山村ノ迎參被登候、

二日乙酉、雨天、

三日丙戌、曇ル、朝小雨降ル、彦九郎西国ノ罷帰候、上

ノ原半三郎・上ヶ田村次郎右衛門同道ニ而罷帰リ申候、

沼田村ノ節句參候、次左衛門、名主忝式右衛門方へ長

四郎地ノ事咄候、

四日丁亥、曇ル、治左衛門義葛山村新左衛門殿方へ參、

長四郎田地敷金ニ請取被申間敷申候へハ、拾兩ニ而五

兩之のセ金致し受取可申候、年季拾年、扱又敷金なら

バ六・七兩ニ而買可申候、最早時節柄ニ候間、近々ニ

ニ無之候ハ、買申間敷と被申候、次左衛門申候ハ、先

名主方へ咄し仕其上埒明候ハ、又々可參と申罷帰、宮

内左衛門・式右衛門方へ咄候得ハ、有ル直段ニ買候ニ

ハのセ金入間敷候、拾両にてのセ金なしニと被申候、

次左衛門申候ハ、有ル直(マ)と申にてハ無御座候、四・五

年究候へ共、外ニ買手無之所ニ新左衛門殿買可申と被

申候、幸ニ御座候間判形被致可然と申候、先御公儀様

ヲ窮候而之事に可仕と被申候故罷帰候、

五日戊子、晴天、

六日己丑、朝晴天、昼過ル曇ル、

三月七日庚寅、朝曇ル、晩方照ル、深山村磯右衛門殿方

へ別火見廻ニ白心ヲ遣候、

八日辛卯、晴天、深山村名主磯右衛門殿寺方への礼なが

ら被參候、半右衛門方へ頭百姓寄合有之候、訳ケハ当

正月御配符山崎市左衛門様ル參候懸ケ諸勝負仕間敷事、

御代官其外下役下々迄輕き音物成共致ス間敷旨、

一此度被仰付候ハ、御用金当村へ被仰付候ニ付誰成共か

り出し可申候間、万一御所替何様之義出来候共、判形

之者計之やつ(冠)つかいニ掛ケ間敷旨名主・組頭・年寄百姓

連判可致置と被申候、頭百姓申候ハ、先々組子衆へ知

ら七其上判形可仕と申皆々罷帰候、伊奈半左衛門様先

月廿九日ニ御遠行之由承候、

九日壬辰、晴天、寺ノ五兵衛昨晚江戸ル御奉公ヲ引罷帰

候とて參候、

十日癸巳、晴天、江戸より三九郎參候、

十一日甲午、晴天、

十二日乙未、晴天、三嶋宮之内国分寺薬師如来之開帳へ

參詣仕候、当月八日ル同廿八日迄之開帳之筈ニ御座候、

次左衛門・善右衛門兩人參候、

十三日丙申、朝晴天、晩方雨天也、

十四日丁酉、雨天、

十五日戊戌、朝雨天、昼過ル晴天ニ成ル、沼田村善七郎

殿參候、

十六日己亥、晴天、大堰仕候、宝蔵院被參候、沼田村善

七、千福へ參候、

十七日庚子、晴天、宝蔵院被帰候、沼田村善七郎被帰候、

上ケ田村又七郎内義參候、白心深山ル帰候、でんじや

う參御座候、御高札場西之神前へ立替候、右ハ六左衛

門前次左衛門分付地ニ替、

三月十八日辛丑、雨天、昨日御高札場西之神辻合ニ立替

申候、御高札も替候、松永御陣屋ヲ參候、本御公儀様

ハ去年之五月ヲ御制札替候御文言ニ御座候、御高札
場前ハ六左衛門前次左衛門分付□地之所ニ有之、其以前
ハ堂之前地藏地之内ニ有之候、

十九日壬寅、曇ル、時々小雨降ル、

廿日癸卯、朝雨天、後晴天、半右衛門殿へ參定書ニ判形
仕候、則写取所持仕候、

廿一日甲辰、晴天、塩水汲ニ沼津浜へ善左衛門遣候、佐

野ニ馬町初り申候、例年之通り也、

廿二日乙巳、晴天、次左衛門・半之助、佐野村馬町ニ輕

ワノ有之間見物ニ參候、次左衛門母人およしどの三嶋
宮之内薬師開帳へ參詣仕候、深山村磯右衛門殿・直右

衛門殿濱へ被參候、

廿三日丙午、曇ル、昼時分照ル、

廿四日丁未、朝曇リ、晴天也、

廿五日戊申、曇ル、晩方ニ雨天、

廿六日己酉、朝雨天、後晴天、苗代仕候、毛白四升西屋
西国四升東屋

鋪ノ分也、

廿七日庚戌、晴天、銀右衛門殿内方三嶋薬師開帳へ被參

候、

廿八日辛亥、晴天、

廿九日壬子、晴天、後曇ル、三嶋ヲ理報およしどの、

銀右衛門妻
おしげ殿被帰候、三嶋伯母様御越被成候、

晦日癸丑、晴天、

四月朔日甲寅、晴天、先月廿六日ハ少し氣分悪候間、同

廿八日ハ弥十郎殿薬を欠給候得共、合逢不申候故、銀右

衛門殿御薬もらい申候、

四月二日乙卯、晴天、白心姥子へ湯治ニ參候、定夫平兵

衛申来候ハ、兵左衛門方へ借シ金手形見度候間持參候

様ニと申候、私氣分悪敷候間成間敷と申候、手形ハ壹

両之内少シ拔ケ候由平兵衛ニ申遣候、

三日丙辰、晴天、湯山次左衛門
三嶋宮後村伯母様御帰り、

四日丁巳、朝曇ル、後晴天、沼田ヲたね理報迎ニ人參候、

五日戊午、晴天、

六日己未、晴天、次左衛門母 銀右衛門
理報老・内室、沼田村善七郎方へ被登

候、善右衛門義普明寺へ請切ニ罷越候、白心・庄兵衛

殿・新六郎、姥子之湯ヲ罷帰候、

七日庚申、晴ツ曇ツ、

八日辛酉、晴天、時々曇ル、おしげどの沼田村が被罷帰候、

九日壬戌、晴天、次左衛門所へ名主宮内左衛門参、長四

郎田地埒明候間、長四郎借金手形有之ハ金壹分ニ付永

九十壹文引ニ仕替候て払申候間、其方分も三分ニ而ハ

金壹分總九百六十式文取ル筈と言、次左衛門申候ハ、

手形ニハ金三分永百五十文也、此中曾左衛門どの参被

申候ハ、本金式兩壹分ヲ手形ニハ式兩三分と有之候ニ

付証文之通ニ差引仕候故、壹兩三分請取、總四文相返

申候と申候、左様ニ仕候へハ式分余ニ可成ルと申候、

宮内左衛門申候ハ、書出シニ三分と有之由申候、曾左

衛門殿も書出し之通ニ仕候と申候故、金式分請取、九十

割四貫式百五文ニ仕候四文相返し申候、扱又曾左衛門殿や平兵衛前度申候ハ、

曾左衛門分も兵左衛門書出とハ相違仕候へ共、手形ニ

有之候へハ槩と申候而式兩三分之勘定ニ仕候由、次左

衛門分手形内永百五十文捨、三分ハ兵左衛門書出シニ

有之候と而三分之勘定ニ仕候、宮内左衛門申候ハ、手

形なしハ半分ニして又九十壹文引懸候由、

四月十日癸亥、朝曇ル、昼が雨、今日平野屋七郎兵衛金

元ニ而駿河屋矢倉沢通り深山へ参、沼津迄ノ材木見分
之由、

十一日甲子、雨天、小雨也、

一曾左衛門殿甲子待番ニ御座候ニ皆々寄合申候得共、

次左衛門義ハ少々病氣故不参候、

十二日乙丑、曇ル、晩方小雨、

十三日丙寅、雨天、

十四日丁卯、晴天、大平村道致被参候、

十五日戊辰、晴天、善兵衛殿隠居普請被致候故、家見之

印遣候、

一しやうでん殿へ一首、

かみ風にふき立られてうか／＼と

(返事)へんしも早くながくよしかな

五・六年分兩人年数
一地蔵経之げ(總)二万四千四百六十返となへ候、

十六日己巳、雨天、

十七日庚午、晴天、弥十郎殿へ薬代式百文遣申候、

十八日辛未、曇ル、

十九日壬申、曇ル、

廿日癸酉、雨天、晩方晴天、

廿一日甲戌、晴天、千福村新八郎殿内方昨晩死去、歳三

十四歳也、当村惣兵衛殿娘也、夫故惣兵衛殿へ届仕候、

廿二日乙亥、朝晴天、晩方神鳴り雨少し降申候、甲州市

子参、半右衛門所ニ而口を寄せ申候、

かや事

廿三日丙子、晴天、庄兵衛どの下女きくう七候由、

五人組頭

廿四日丁丑、晴天、半右衛門殿所へ宵之内寄合有之候、

沢ケハ御用金高百石ニ付三拾兩宛ニ被仰付候、当暮三

分一金ニ而式割ヲ懸ケ相済シ可申と松永村御陣屋ニ而

大窪長門守様御郡代山崎市左衛門様被仰付候、三分一

金ニ而不足之所者米代ニ而御済シ可被成由、銘々出し

ニ可致かと名主衆被申候、皆々申候ハ、当分調可申様

無之候間、脇かり可然と申候故、三嶋町か何方ニ而も

脇かり致筈ニ相談相究申候、

四月廿五日戊寅、晴ツ曇ツ、当村庄兵衛殿下女かや、去

ル廿三日ニ欠落致シ見へ不申由、就夫に沢地村・巻丁

田村尋候へ共不居候、岩波村へも人遣シ候得共見へ不

申候、今日切蒔物仕廻申候、

廿六日己卯、雨天、茄子植候、深山村磯右衛門殿酒匂御

役所へ被参罷帰候とて次左衛門所へ被寄候、庄兵衛所

之下女かや、沢地村親之所ニ居候由、

廿七日庚辰、晴天、晩方曇り小雨降り申候、曾左衛門ど

の女房、伊豆国大場村医者之娘呼び申候、仲人惣ケ原

善兵衛殿・千福村事頓坊、

廿八日辛巳、晴天、祖左衛門殿女房村へ目見得ニ庄兵衛

殿女房案内にて罷出、次左衛門所へも参候、

一庄兵衛・次左衛門兩人、深良村酒屋治兵衛殿へ御用金

かりニ罷越候、十月中ニ埒明キ候様ニ被成候ハ、四・

五十兩も御用ニ立可申と被申候ニ付、庄兵衛・次左衛

門申候ハ、十月末、十一月朔日時分々蔵付仕候間、十

月中ニ返済ハいかゞニ候間、先ニ罷帰り名主方へ相談

仕、十二九ツハ御無心可申と而罷帰り、半右衛門殿へ

右之通り咄し申候、

一夜ニ入綾橋定右衛門殿被参候、宝蔵院気色悪敷御座候

ニ付、見廻ニ次左衛門可参と申候へハ、定右衛門殿明

日ハ三嶋へ用事有之参候間、平田迄寄り可申候間、我

等参ル事止申候、

廿九日壬午、朝晴天、晩方曇ル、深良村次兵衛殿へ御用

金かり可申と存、半右衛門・宮内左衛門・彦左衛門・

庄兵衛・治左衛門、五人のかり分ニ致シ預証文遣シ候
得ハ、預リ主大勢ニハ成間敷と申埒明キ不申候、深良
村へ証文持參ハ彦左衛門・庄兵衛兩人參候、平田村宝
藏院患敷御座候間、便宜聞ニ欣求遣候、気分も快氣ニ
趣候由、

名主

五月朔日癸未、曇ル、半右衛門松永村御陣屋へ御用金利
米ニ而御用ニ立可申と申候間、如何可仕とて窺ニ參候
得ハ、米不足ニはかり不申候間金利足ニと被仰、庄兵
衛ニ三十兩もかり出させ候様ニと御意被成候由、

二日甲申、晴天、深山村磯右衛門殿内方、当村庄兵衛方
へ日帰ニ被參、次左衛門所へも被寄候、

三日乙酉、曇天、白心深山村へ庄兵衛殿ニ被頼參候、蓮
馨寺方より切たばこ次左衛門方へ參候、

四日丙戌、朝曇ル、昼々雨天、白心豆州大場へ參候、
五日丁亥、曇ル、昼々晴天、沼田村の節句被越候、使庄

兵衛、

六日戊子、晴天、白心平田へ其日帰りニ罷越候、

七日己丑、晴天、昼過る雨ふり申候、又右衛門義銀右衛
門方へ參申候ハ、古道ノ田すき可申と存候へハ、兩名

主方よりおさへられ申候間すき不申候由申來候、

八日庚寅、曇ル、又々今日又右衛門參申候ハ、兩名主方
ニ而被申候ハ、田仕付申事無用之由ニ候間作り申間敷
候と申候、

九日辛卯、曇ル、晩方雨ちら／＼ふる、

十日壬辰、雨天、吉左衛門女房平産仕候、女子也、

十一日癸巳、雨天、昼々雨不降候、

十二日甲午、曇ル、時々小雨、

五月十三日乙未、雨天、屋敷之田植申候、

十四日丙申、朝曇ル、後照ル、

十五日丁酉、晴天、平田村三光坊參候、

十六日戊戌、朝晴天、晩方小雨、三光坊早朝ニ罷帰候、

定夫平兵衛申來候ハ、次左衛門ニ明日御陣屋へ奉公人
之書立持參候様ニと申候、又々御用金御用も御座候間、
先ニ相止申候、

十七日己亥、雨天、

十八日庚子、曇ル、他所へ罷出候奉行人相改申候書立、

上ノ原半三郎触下る兵右衛門今日松永村御陣屋へ遣候
由定夫平兵衛申候、哥久保古道之田又右衛門植申候、

十九日辛丑、雨天、

廿日壬寅、朝曇ル、昼ハ雨天、次左衛門妻今朝日ハちばれ（血 腫）

物仕候ニ付、千福村宇右衛門殿ニ見ニ而貴候而其上葉を

買申候、必々針ハ御無用、おのずから（職）うみ出可申候間

御薬拾振程も用候様ニと被申候、針ニ而ハち上り出不

申候由、

廿一日癸卯、雨天、

廿二日甲辰、朝雨天、昼ハ晴天、銀右衛門殿内方平田村

へ光明院十三廻（回）忌ニ付被參候、長右衛門居跡平十郎、

今朝ハ急病ニ而大分相煩候ニ付、次左衛門見廻申候、

一半右衛門方ハ銀右衛門方へ參候様ニと夫參候ニ付被行

候へハ、哥久保古道之田最早植付被申候間、一作取、

当秋其跡ヲ駿河屋不參候ハ、半右衛門土取上ケ、古道

前々之通道ニ可仕候間、其節無相違可禿由手形致置候

様ニと被申候由、銀右衛門殿被申候ハ、何時ニ而も駿

河や參候ハ、禿シ可申候、若不參ニ而も（貴）キ殿入用ニ而

土取上ケ被返候ハ、少も相違無之候間、証文ニハ不及

候と申被罷帰候由被咄候、

五月廿三日乙巳、曇ル、時々小雨降り申候、

廿四日丙午、朝雨天、昼ハ晴天ニ成ル、次左衛門妻、千

福村宇右衛門殿へ又々罷越、見而貴申候、

廿五日丁未、曇ル、晚方晴天、沼津義左衛門殿・駿河屋

伊兵衛殿被參候由、平田村へおしけ迎ニ道清遣し申候、

廿六日戊申、照ツ曇ツ、平田ハ銀右衛門殿内方被帰候、

廿七日己酉、雨天、水出申候、

廿八日庚戌、晴天、晚方曇ル、

廿九日辛亥、晴天、式右衛門殿松永村御陣屋へ參候、定

夫平兵衛村中へ触廻り候ハ、明晩御日待仕、明後日百

万（通）返繰り候様ニと申来候、

晦日壬子、朝曇ル、昼過ハ雨天、

六月朔日癸丑、晴天、村中遊び申候、庄円寺へ男女共寄

合、百万返御念仏唱へ申候、方々ニはやり病有之候ニ

付、祈祷ニ繰り申候、老人ニ付銭式文宛、本郷不残平

兵衛ニ為集候、

二日甲寅、曇ル、千福村宇右衛門殿へ葉之礼ニ白心遣し

申候、

三日乙卯、雨天、亀之丞煩ニ付、葛山村大善へ占ニ善右

衛門遣申候、

四日丙辰、雨天、大善院被参、亀之丞祈祷仕候、

六月五日丁巳、晴天、又々大善院被参、亀之丞祈祷被致候、

一次左衛門当卦見而貫申候、当年八十八夜・廿三夜信心致スベシ、扱又卷生五月廿二夜七月廿二夜と又々年ニ六度つ、廿六夜待致候ハ、悪事災難をのがれ、米錢五穀ニ事欠有間敷候間、信心致候様ニと被申候、

六日戊午、晴天、千福村新八郎御袋死去、かろうと水三寸五分ニ水役人あてがい候、

七日己未、晴天、かろうと水、今日ハ六寸上ゲ申候、深良次兵衛殿今日ハ式寸五分ニあてがい可申と被申候得共、夕へ盜れ候間成間敷と申、六寸ニ上ケ候、

八日庚申、曇ル、晩方小雨、

九日辛酉、雨天、葛山村大善院へ祈祷之礼ニ次左衛門罷越候、

十日壬戌、曇ル、

十一日癸亥、曇ル、深山村磯右衛門殿内方老周忌有之候而、庄兵衛殿被参候、

十二日甲子、曇ル、晩方晴天、庄兵衛殿親父剃髮被致候、

改名休甫と申候、勿論俗之時を付而被居候、深山村磯右衛門殿内方被帰候、宮内左衛門殿夫妻・およし・おろく、箱根廻向へ被行候、

十三日乙丑、曇ル、昼前時々雨降り申候、宝藏院被参候、

十四日丙寅、朝晴天、八ツ下りを晩方雨天、宮内左衛門殿皆々箱根を被帰候、かろうと堰番水初り、

十五日丁卯、朝晴天、晩方曇ル、半右衛門殿鎮守様神入、平田村宝藏院被致候、

六月十六日戊辰、朝照ル、晩方曇ル、沼田を善七郎殿被参候、

十七日己巳、朝曇ル、昼を晴天、宝藏院被帰候、善七殿三嶋へ被行候、其日帰りニ而又々銀右衛門殿所ニ被泊候、

十八日庚午、晴天、善七郎殿被帰候、

十九日辛未、晴天、石脇村岡平左衛門殿御厨古沢村祐宜伊予守殿、銀右衛門・次左衛門兩人所へ定右衛門殿案内にて被参候、土産蔵半紙・扇子持参被致候、茶摘初メ申候、

廿日壬申、晴天、次左衛門義沼田村善七郎方へ罷越泊り

申候、

廿一日癸酉、晴天、沼田が次左衛門罷帰候、

廿二日甲戌、晴天、

廿三日乙亥、晴天、沼田村姉者人、原宿之御地藏様江被

參候と而左右衛門御寄七被成候、又々深山村磯右衛門

殿・天岳寺之御住持兩人、是も御地藏様へ參詣被成候

とて御寄り被成候、

廿四日丙子、晴天、甲子待去ル十二日理右衛門番ニ候得

共、須走へ參居不申候故、今日未進分里右衛門所ニ而

待申候、沼田村姉者人原宿が銀右衛門所迄被帰候、大

畑村山論江御檢使御越被成候而、此比内山御見分被遊(頃)

候由承候、大畑村組大畑村・富沢村・一色村・水窪(村)、

相手ハ二本松新田・平松新田、今日御宿村・葛山村名

主御檢使方へ被呼候、

六月廿五日丁丑、晴天、

廿六日戊寅、晴天、平田村宝藏院・沼田村姉者人・石脇

村おれん・伯母者人、節營妙忠廿五年忌ニ候間右之衆

中被參候、千福村新八殿鳥前(西)ニ死去被致候、

廿七日己卯、晴天、千福村新八殿夕部鳥前ニ相果候由承

候、

廿八日庚辰、曇ル、時々晴ル、又時々小雨ふる、宝藏院

被帰候、姉者人被帰候、

廿九日辛巳、晴天、

七月朔日、壬午、雨天、惣左衛門母、朝夜之内死去被致

候、

二日癸未、雨天、

三日甲申、雨天、

四日乙酉、晴天、定夫平兵衛申来候ハ、例年之通組下人

別相改出し候様ニと申候、

五日丙戌、曇ル、晚方小雨、

六日丁亥、雨天、

七日戊子、雨天、向西寺ノ石橋、夕部誰かはづし候由承

候、

八日己丑、晴天、

九日庚寅、晴天、板(位)いはい三本庄円寺へ遣し申候、

十日辛卯、晴天、昼時曇ル、ならひ風吹申候、

十一日壬辰、晴天、次左衛門妻深山へ墓(カ)参りニ其日帰り

ニ罷越候、善右衛門を召連候、

七月十二日癸巳、曇ル、時々雨降り申候、三嶋蓮馨寺御
見廻有之候、

十三日甲午、雨天、

十四日乙未、朝曇り小雨、後ハ晴ツ曇ツ致候、又々夕部

向西寺ノ石橋はづし候由、誰やら両三度はづし候由、

彦内乱気仕色々之事ヲ申、其上向西寺を大分悪口仕候

由、庄九郎・弥平次、名主方へ内証ニ而断候由、就夫

ニ彦内名主方へ被呼候、

十五日丙申、曇り、昼過雷雨ふり申候、

十六日丁酉、曇ル、水役人方へ日損場書出し仕候、

十七日戊戌、曇ル、次左衛門所ニ古来々所持仕候古水帳

有之由書出候、

十八日己亥、朝夜之内々大雨、昼々小雨、夕へ定右衛門

殿被參被申候ハ、明後十九日ニ小田原へ罷立候由、

十九日庚子、朝夜之内々大雨、昼々曇ル計、雨ハなし、

廿日辛丑、晴天、

廿一日壬寅、朝卯ノ刻雨ふり申候、時々雨時々照ル、

廿二日癸卯、晴天、名主半右衛門殿方へ宮内左衛門殿・式右衛

門殿・伊兵衛殿・治左衛門寄合相談仕候ハ、彦内名主方

へ断候ハ、向西寺用水寺中へ廻シ申候事迷惑ノ段申候、

并三郎兵衛も田地へ水指シ難義之由申候、是ハいかゝ

可仕候哉、先年ハ向西寺ノ用水ハ下川水くみ申候、是

ハ廿年以前盆計用水通しくれ候様ニとぎろん被申候ニ

付水通し候へハ、夫以来引候由ニ候間、先規之通用水

ハ下川くみ候様ニ可仕候、然共寺之義ニ候間苗代々盆

迄引候様に可申渡候、先々且那庄兵衛殿・平八郎殿・

庄九郎殿・三郎兵衛殿方へ人遣し呼寄せ申渡候へハ、

平八郎殿・庄兵衛殿合点不仕候、最早当住迄三代引候

間罷帰、弥十郎殿其外へ相談仕、寺へも其由申候而と

もかくもと申候而罷帰候、当住当年迄十七年被居候、

七月廿三日甲辰、晴天、

廿四日乙巳、晴天、

廿五日丙午、晴天、定夫平兵衛触而參候ハ、来ル廿八日

風祭致シ遊び候様ニと申候、

廿六日丁未、晴天、夜ニ入雨、

廿七日戊申、風雨仕候、然ハ所ニ立木中折レニ吹折申

候、弥六稻ニも当り申候、

廿八日己酉、曇ル、時々小雨也、風祭リニ而村中あそび

申候、明日が岩波村ニ操初り候と札ヲ配候、

廿九日庚戌、曇ル、深山村が土屋直右衛門殿日帰ニ参候、

半右衛門殿松永村御陣屋へ八朔之御祝義ニ被行候、

晦日辛亥、朝曇ル、昼が照ル、石屋市郎兵衛・弟子竹右

衛門兩人参候而、銀右衛門殿ニ而釜石切り初申候、

八月朔日壬子、朝曇ル、後ハ時々照ル、岩波村ニ操り有

之候、太夫ハ都八太夫、見物ニ皆々参候、

二日癸丑、晴ツ曇ツ、治左衛門岩波村操へ見物ニ参候、

太夫ハ都八太夫、脇佐平太・太内、

三日甲寅曇ル、茶摘仕廻候、

八月四日乙卯、晴天、駿河屋市兵衛殿駿府が被参候、次

左衛門所へも被立寄候、半右衛門殿と市兵衛殿、伊兵

衛殿と立合勘定仕候、銀右衛門・式右衛門立合候、

五日丙辰、晴天、岩波村へ操りへ次左衛門・半之助、吉左

衛門・庄兵衛・助八・平八郎見物ニ罷越候、沼田村瀬戸善

七郎殿参り次左衛門所へ被寄候、すぐ千福村へ被行候、

六日丁巳、晴天、瀬戸善七殿被帰候ニ付同道仕、次左衛

門も罷登候、柴怒田村新田江廻り罷越候、立身大福帳

七卷善七郎殿へかし申候、

七日戊午、雨天、次左衛門沼田村善七郎殿方ニ逗留仕候、

八日己未、曇ル、時々小雨、次左衛門沼田が罷帰候、神

山村武藤新右衛門殿方へも寄り申候、善七郎殿が一休

咄しの本四巻物かり申候、三右衛門殿子松之助参宮仕、

下向仕候とて参候、

九日庚申、曇ル、時々小雨、松之助江戸が参宮仕候ニ付

参候とて寄候、

十日庚申、曇ル、時々雨降ル、次左衛門緋橋定右衛門殿

へ見廻申候、晚七ツ時分大風雨仕候処ニ雷鳴り申候へ

ハ、風止大風無之候、夜ニ入晴天ニ成ル、

十一日壬戌、晴天、三嶋蓮馨寺和尚様次左衛門方へ御見

廻候而被仰候ハ、庄円寺入仏彼岸之内致苦ニ、三嶋旦

那衆被参候而、隠居へ異見被申候而、入仏有之筈ニ御

座候、仏前入用ハ我等請取ニ仕候間、其節ハ御心能ク

御出合候様ニと御意被成候由、次左衛門義ハ他出仕候

故御目ニかゝらず候、

八月十二日癸亥、曇ル、時々照り申候、

十三日甲子、朝雨天、後ハ曇ル計り、甲子待新八郎所也、

沼田村善七郎殿千福村へ罷下り申候、

十四日乙丑、雨天、次左衛門所へ庄円寺重誉和尚様御出

被成御嘶シ被遊候ハ、先日三嶋小中嶋玉子屋三右衛門、

むかい宿武兵衛参候而我等方へ異見申候ハ、入仏彼岸

之内致候様ニと申候、唯一夜念仏成共相勤メ早々にも

御仕廻、其上三嶋へ隠居成候様ニと様々申候、我等申

候ハ、とふにも入仏仕度候へ共、支度無之候故相延び

申候と申候へハ、三右衛門申候ハ、かりそめ之事ニ致

候様ニと申候ニ付、当彼岸之内中日之翌日ハ入仏可仕

候間、心能取持くれ候様ニと御意被成候、右之趣銀右

衛門殿へも次左衛門咄候、沼田村善七殿立寄罷登候、

十五日丙寅、時々雨、照ル時も御座候、半右衛門殿方へ

祭礼ニ被呼申候、庄円寺入仏ニ付旦那方ハ少々宛寄進

可仕相談仕候、

十六日丁卯、曇ル、時々雨降り申候、

十七日戊辰、朝曇ル、後晴ル、宝蔵院・千勝被参候、

八月十八日己巳、曇ル、平田ハ三光坊参候、

十九日庚午、雨天、風も少々吹申候、大水出申候、

廿日辛未、曇ル、時々照ル、宝蔵院・三光坊被帰候、

廿一日壬申、晴天、霊受坊昨晚参候とて御見廻也、

廿二日癸酉、晴天、

廿三日甲戌、曇ル、昼ハ小雨ふり申候、夜ニ入鬮諍仕、

吉左衛門女房葛山村中里へ参候、

廿四日乙亥、晴天、庄円寺入仏ニ村三嶋蓮馨寺ヲ作り花

其外座り物持参仕候、玉子屋三右衛門殿参候、晚方伊

右衛門殿も被参候、

廿五日丙子、晴天、

廿六日丁丑、晴天、三嶋六反田町蓮馨寺御越被成候、去

ル廿三日ニ沼田村善七郎殿内方平産仕候、女子也、就

夫ニ善右衛門を遣申候、

廿七日戊寅、晴天、庄円寺入仏開眼御座候、導師重誉、

葛山村仙年寺・上ヶ田村浄念寺・三嶋蓮馨寺、其外寮

舎衆大勢呼被成候、

廿八日己卯、晴天、葛山村之内中里与四兵衛方へ次左衛

門当村兵左衛門を同道仕罷越、吉左衛門女房相帰シ候

様ニ異見申、得心為致罷帰候、晚方吉左衛門女房おと

ら罷帰候、次左衛門所へ吉右衛門礼ニ参候、

一庄円寺へ三嶋遊願寺住持和尚被参法談被致候、談義を

仕廻候而早々其日帰りニ被帰候、

八月廿九日庚辰、晴天、晚ハ曇リ申候、中里之与四兵衛、

礼ニ次左衛門所へ參候、

晦日辛巳、曇ル、庄円寺ニ而入仏ニ付三日三夜惣廻向、

日中ニ仕廻申候、庄円寺重譽上人・上ケ田村浄念寺弁智和尚・三嶋蓮馨寺玄治和尚と上人三人ニ而廻向也、

其外長老道心者衆大勢也、

九月朔日壬午、曇ル、晚方晴天、

二日癸未、曇ル、昼夕雨天、

三日甲申、曇ル、龜之丞誕生日ニ御座候間御日待仕、氏神様へも參詣仕候、

神様へも參詣仕候、

四日乙酉、雨天、湯山次左衛門廣親、

一首、

我恋に心からそまれよしのかみ

又一首、

たちまちに湯山の桜咲初て

あつばれよしの花の色かな

聖天様

道致一首、

一植置て菊のつばみの花ハよし

悦びひ、け神のちかひに

五日丙戌、曇ル、明日内検見有之候と触而平兵衛參候、

道致被帰候、

六日丁亥、晴天、内検見仕候、本田ヲ仕廻畑成田少々見

申候、宝蔵院被參候、沼田村龜之助罷帰候、送りニ善

右衛門參候、御検見御奉行来ル九日に御着之由、鈴木安

兵衛様并ニ柴田直右衛門様、松永村御陣屋ニ被成御座候

御郡代山崎市左衛門様、豆州古奈村ニ被居候御代官様

中村武右衛門様御越被成候由承候、白心平田ヲ被帰候、

九月七日戊子、晴天、深山村名主磯右衛門殿・組頭衆、

水窪村ニ酒勾役人被居候と而被行候、帰りに磯右衛門

殿被寄候、追付 御巡見御奉行様御越之筈ニ付、大方深

山村も御宿ニ可罷成候間、兼而用意仕候様と而被仰付

候由、尤宿ハ行当り次第御領・私領ニかざらず御泊り

之由ニ御座候へ共、深山・下和田・今里も支度致シ置

候様と而被仰付候由物語有之候、夜ニ入候得共御用多

候と而被登候、御宿村之内検見仕廻候、

八日己丑、曇ル、

九日庚寅、曇ル、時々小雨降り申候、御検見御奉行様從

江戸暮六ツニ御宿村へ御着被遊候、豆州肥田村々寺方衆式ヶ寺訴訟事有之被參、庄兵衛殿ニ被泊候、

十日辛卯、雨天、御検見に江戸戸御家老鈴木安兵衛様、

御代官柴田直右衛門様・和田善太夫様、豆州古奈村ニ被居候御代官中村武右衛門様御越被遊候、雨天故御検

見無之候、豆州寺方訴訟相叶被帰候、就夫ニ閉門之名

主次郎右衛門殿、長百姓与四右衛門御礼ニ參候、

十一日壬辰、晴ツ曇ツ、御検見御奉行様本田箱根水懸リ

共ニ御仕廻被遊候、鈴木安兵衛様ハ晩方上ノ原松木御

林御見分ニ御登リ被遊候、就夫ニ御検見御仕廻ニ而、

柴田直右衛門様・中村武右衛門様、和田善太夫様、宮内

左衛門方へ御帰候而、安兵衛様御迎に式右衛門・彦左衛

門・次左衛門・惣左衛門・庄兵衛・源左衛門・九右衛門參候、

九月十二日癸巳、曇ル、西日ハ晴天ニ成ル、御検見衆石

田村へ御帰リ被遊候、

十三日甲午、曇ル、

十四日乙未、曇ル、銀右衛門殿ニ御日待有之被呼申候、

十五日丙申、晴天、御巡見御奉行様去ル九日ニ江戸より三

嶋へ御着被成候而伊奈半左衛門御代官所不殘御厨砂場

まで御覽被成、駒門村々佐野村へ御移リ被成候と而御

宿村ヲ御通り被成候故、名主半右衛門・式右衛門、組

頭彦左衛門罷出姥が沢にて御目ニカゝリ、大久保長門

守様御知行所御宿村名主・組頭、乍憚御案内之為メ罷

出候由申上ケ、御宿村次左衛門前ニ而御暇乞申上ケ罷

帰候、尤御領計之御巡見ニ而、私領ニ講者無御座候得

共、御宿村ヲ御通り被成候故御目見得仕候、

御巡見御奉行様御三人

一御頭人 森山又左衛門様

一御相役 境野六左衛門様

一御目付 園部善左衛門様

上下廿八人

十六日丁酉、朝雨天、晩方晴天ニ成ル、夕へ庄円寺へ湯

山不殘被呼申候、

十七日戊戌、晴天、三しま勸進相撲有之候而、此辺よ

り皆々參候、関脇石脇村又八郎ニまけ禿レ候由、

十八日己亥、曇ル、晩方小雨、明日昼時分人別宗門判形

取由、定夫平兵衛申來候、

九月十九日庚子、曇ル、名主半右衛門方へ村中昼ひ寄合、

人別宗門・五人組帳之判仕候、扱又半右衛門殿御日待致シ候故、次左衛門被呼申候、神山村おかね昨日千福村觀音様へ參詣仕候と而帰りニ寄り、次左衛門兄銀右衛門殿方ニ泊リ申候、

廿日辛丑、雨天、

廿一日壬寅、雨天、

廿二日癸卯、朝雨天、昼ひ晴天、神山村おかね罷歸候、

廿三日甲辰、晴天、半右衛門殿は次左衛門・伊兵衛・彦

左衛門參候様にと定夫平兵衛申來候間越候得ハ、彦内宗門帳ニ判形不仕候間何とぞ異見申候様ニと被申候間、彦内方へ右三人參、様々異見申候得共承引不仕候、右之通彦内合点不仕候由名主へ申通じ罷歸候、夜ニ入庄円寺重誓和尚様御異見ニ彦内方へ御越被成、色々様々御異見致仰候得共、承引不仕候、

廿四日乙巳、朝曇ル、後晴天、名主半右衛門殿・組頭彦

九郎殿、松永村御陣屋へ彦内宗門帳ニ判形不仕候由御注進ニ罷越候而、(山崎)山市左衛門様は明廿五日五人組・名主・組頭、彦内ヲ召連參候様ニと申來候間、名主半右衛

門殿方へ彦内五人組之者、扱又次左衛門・伊兵衛・彦左衛門寄合候而、御召狀參候由彦内方へ申遣シ候得ハ、

彦内申候ハ、我等義ハ判形不仕候間、何之御用も有間敷候間伺公仕間敷由定夫平兵衛ニ申越候間、扱々不屈キ成ル義哉、不參候而ハ弥重罪ニ罷成候間、何とぞ伺公仕候様ニ異見可申と而、彦左衛門・式右衛門・半右衛門參リ異見申候得共、合点不仕候、

九月廿五日丙午、晴天、彦内を松永へ召連可參と半右衛

門・式右衛門・彦左衛門・庄九郎・弥平次、支度仕罷出候得共、彦内我假申不參候間無是非不參候、御注進ニ式右衛門・庄九郎計參候、御陣屋は下役渡部義右衛門殿と申御役人御越、彦内方へ被參、其方ハ宗門帳ニハ如何成子細御座候而判形不仕候哉と被仰候得ハ、彦内とかふ可申上様無之候と申上候、渡部義右衛門殿被申候ハ、大切之宗門帳ニ判不仕、其上山崎市左衛門様は御召しに不參候、両科申分ケ有之候ハ、申候様ニと被仰候、前度は名主へ申達候訴訟も段々有之候と申上候得ハ、夫ニハ構不申候、先者両科故手錠申付候と而手錠被仰候、夜ニ入五ツ時分之事也、渡部義右衛門殿

ハ半右衛門方へ御帰り被成候、夫夕夜通シ松永村江御
帰り被成候、

廿六日丁未、晴天、半右衛門・式右衛門松永へ参候、深

山村磯右衛門殿・茂助殿・孫左衛門殿被寄候、

廿七日戊申、晴天、夜雨仕候、

廿八日己酉、晴天、定夫平兵衛触而参候ハ、惣而鳴り物

御法度之由、分ケハ殿様御舎兄大窪木工様、御逝去去被

遊候ニ付如此ニ御座候、御歳八十七歳之由噂ニ承候、

廿九日庚戌、晴天、

十月朔日辛亥、朝曇ル、昼夕雨天、夜ニ入大雨、余程風

吹申候、

十月二日壬子、曇ル、宮内左衛門・伊兵衛皆々彦内ニ異

見申、宗門帳ニ判形為致候、

三日癸丑、晴ツ曇ツ、名主衆松永村へ宗門改請ニ参候、

四日甲寅、晴天、湯山次左衛門三嶋久保町原金兵衛殿方

へ罷越候、子細ハ御用金五十兩御陣屋へ差上ケ申候ニ

付証文相渡シ申候、手形ニハ当十月夕十一月中ニ返済

之筈ニ相定、五十式兩之預リ証文也、預リ主半右衛門・

宮内左衛門・彦左衛門、請人上香貫村忠兵衛判形仕候、

右五十兩之金子、去ル朔日ニ上香貫村忠兵衛殿方へ受

取、山崎市左衛門様へ差上ケ申御請取証文取置候間、

此方証文と引替ニ仕候、治左衛門罷帰半右衛門殿へ相

渡シ申候、上香貫村組頭次兵衛、右御証文と忠兵衛殿

判持参候、次左衛門義宮後村伯母様へ寄り逢申候、

五日乙卯、晴天、沼田村善七方へ子々見ニ次左衛門妻、

銀右衛門名代去ル廿五日、
半之助・おれん参候、

六日丙辰、曇ル、昼夕雨天、

七日丁巳、曇ル、沼田村夕罷帰り申候、

八日戊午、曇ツ晴ツ、

九日己未、晴天、次左衛門妻伴亀之丞養生ニ深山村へ参

候、小児之方伊兵衛殿切者之由承参候、

十月十日庚申、晴天、

十一日辛酉、曇ル、庄円寺ニ蕎麦斬振舞有之候ニ付被呼

候得共、次左衛門斟酌仕り不参候へハ送り膳参候、

十二日壬戌、晴天、

十三日癸亥、雨天、亀之丞深山夕罷帰候故、便聞ニ白

心遣し申候、雨大分降り申候へ共白心罷帰候、深山ニ

被居候伊兵衛殿ハ葉無之候と而葉被出申候間、さん淑七

うの魚取用申候、夫が氣力能候間、老廻りも為用遣シ
可申候との事ニ候、

十四日甲子、晴天、次左衛門所ニ而甲子侍仕皆々寄合申候、

大黒様へ三首

前葉の貧苦もさゆる大黒の

(マゴ)
御名を唱ふる声ノ下ニ而

こよひが万宝泉がわき初而

ひかりかやく我屋成けり

福願ふ人を空しく成スならハ

天下ニ而誰も祭らし

大吉日

十五日乙丑、曇る、

十六日丙寅、曇ル、去ル十三日ニ公方様御他界被為遊候

西ノ御年ニ而五十六歳之由啓承候
由御配符松永が参候由、定夫平兵衛触而参候、鳴物惣
而さわがしき事無用との事也、次左衛門妻深山が罷帰

候、送りニ磯右衛門殿下女まつ参候、

十月十七日丁卯、曇る、昼過が雨降り申候、

十八日戊辰、晴天、

十九日己巳、曇ル、彦内手鎖之夜番銀右衛門方へ当り候

故、善右衛門を請遣候、

二十日庚午、晴天、宮内左衛門殿家来母はる年六十八ニ

助右衛門

而死ニ申候、彦内手錠夜番次左衛門方へ当り候故、請

善右衛門遣候、

廿一日辛未、曇ル、

廿二日壬申、雨天、

廿三日癸酉、晴天、才三郎殿一昨晚江戸が参候とて逢ニ

治左衛門所へ被見廻候、次左衛門妻つやニ様々異見申
候、

廿四日甲戌、曇ル、昼小雨降ル、去ル十三日ニ御他界被

遊候公方様御遣言ニが御尊骸増上寺へ御入被為遊候由、

ゆうてん和尚様御代なり、

一鍋松若様御世継、御後見尾張様・紀州様・水戸様御三

家、御家老ニハ陸奥様・薩摩様御兩人、御守ニハ掃部

様・大久保加賀守様御兩人、御内様御後見越前様、右

之通御遣言ニ被仰付候由風聞ニ今日承候、

廿五日乙亥、曇ル、弥十郎殿ニ而葉貫龜之丞ニくれ候ゆ

へ、葉代五百文遣し申候、

廿六日丙子、曇ル、

廿七日丁丑、晴天、彦内手鎖改ニ田村政右衛門殿被參封

候故善右衛門頼遣候、郷御蔵ふきはじめ申候、

付替候、政右衛門殿被帰候送り馬長右衛門遣候、沼田

八日戊子、晴天、

村善七郎被參候、綾橋へ被行候、

九日己丑、晴天、中川庄兵衛殿内義平産仕候、晩夜ニ入

十月廿八日戊寅、曇る、駒門村権右衛門相煩候ニ付、大

候而生ル、男子、

平村道致老祈祷ニ昨日被登候、

十一月十日庚寅、晴天、夜ノ五ツ過ニ地震少々ゆり申候、

廿九日己卯、晴天、後曇る、初霜ふり申候、

十一日辛卯、曇ル、昼過ニ道具屋仁右衛門參候、およし

卅日庚辰、晴天、沼田村善七郎殿被帰候と而銀右衛門方

どの三嶋へ參候、与兵衛罷帰候、大村采女殿去ル七日

へ被寄候、

ニ被帰候由、

十一月朔日辛巳、曇る、時々小雨降り申候、駒門村権右

十二日壬辰、晴天、道致老被帰候、郷御蔵付有之候、蔵

衛門祈祷ニ、太平村道致八幡宮ニ而立待被致候、

番市藏年内ニ半俵と究申候、

二日壬午、晴天、当村伝四郎參申候、居屋葺替仕候間萱貫申

十三日癸巳、晴天、石脇村伝兵衛殿居跡忠三郎殿、十死

度由申候、

一生ニ相煩候ニ付次左衛門罷越候、今日も御蔵米計リ

三日癸未、晴天、西之風大分吹き申候、

申候、次左衛門蕎麦きり振舞ニ庄円寺へ被呼候、

四日甲申、晴天、

十四日甲午、晴天、晩方曇ル、おしか年三ツ祝ニ付次左

五日乙酉、晴天、平田村へ白心罷越候、郷御蔵普請初申

衛門家内不残銀右衛門方へ被呼候、

候、

十五日乙未、晴天、深山村大屋磯右衛門殿息女およね

六日丙戌、晴天、彦内手錠番ニ銀右衛門代ニ次左衛門參

三ツニ而かみ置祝參候、三嶋大村采女殿息女おむく

候、但昼番、郷御蔵やねり申候、

三ツニ而かみ置祝參候、伊勢御師太郎兵衛殿被參候、

七日丁亥、朝晩晴天、昼曇ル、次左衛門方へ夜番当り申

高野山甘露院被參候、

一彦内久々手錠ニ罷在候ニ付何共災止ニ存、五人組頭中へ触を廻し庄円寺へ寄合訴訟相談仕候、先明朝彦内方へ源左衛門殿・惣左衛門殿參、異見申様子承申筈ニ候、十六日丙甲、晴天、郷御藏米計、源左衛門、惣左衛門兩人、

彦内方へ異見ニ參候得共承引無之候、御藏場ニ兩名主被居候間、次左衛門、惣左衛門・源左衛門罷越、右之意趣咄し訴訟仕度由申候へ、式右衛門申候ハ、先々今晚寄合いたし様子次第と申候、文左衛門番人ニ參候得ハ、番ハ請不申と罷婦、名主方へ様子咄し申候、半右衛門方へ名主・組頭・年寄百姓寄合相談仕、明日松永村へ御注進ニ名主・組頭・五人組之内ニ而老人參ル筈ニ候、十一月十七日丁酉、曇る、治左衛門家内不残、西之町江參候、彦内事ニ式右衛門・彦左衛門・庄九郎松永村御陣屋へ御注進ニ參候、

十八日戊戌、曇ル、宵之内丸雪ふり申候、松永々式右衛門・彦左衛門・庄九郎罷婦候、御下役衆ニ窺申候得ハ、山崎市左衛門様へ申上候ハ、彦内を松永へ被召寄、百姓に番為致段々詮義仕、埒明不申候ハ、百姓ニ江戸へ為送、何程手間とれ可申も知れ不申候間、惣百姓難儀

ニ罷成候間、先々唯今之通ニ致置候様ニと被申候由、縦彦内番置不申と而番不仕候而ハ御公儀之御意を背ニ罷成候、彦内申事大切ニ候哉、又々公義之被仰付大切ニ候哉、積り致シ見候様ニと被申候由ニ而罷婦候、

十九日己亥、晴天、半右衛門方へ頭百姓之寄合有之候、訳ケハ彦内番組下へも急度申渡シ為相勤候様ニとの事、扱又今日御配符參候、子細ハ彦内義ニ付山崎市左衛門様廿一・二日兩日之内ニ天氣次第可參候間、迎人足五、六人越候様ニとの事也、扱又彦内番明日夕上ノ原へ當申候由被咄候、

十一月廿日庚子、晴天、米計也、

廿一日辛丑、晴ツ曇ツ、今朝石脇村伝兵衛居跡忠三郎死去仕候ニ付、治左衛門・半之門梅ニ罷越候、

一彦内御詮義ニ松永村御役所々山崎市左衛門様、御下役田村政右衛門様、御足輕米山惣内殿、御郡代鐘かつぎ老人、市左衛門様草履取老人、以上五人御越被成、半右衛門方ニ御泊り被遊候、彦内と五人組之者不残半右衛門方へ被召寄段々御吟味被遊候得共、不埒故乱氣之由ニ被仰候、名主・組頭・好身之者ニ御預ケ、惣百姓番ニ迷惑可仕候と而百姓番御赦

免之由被仰候事、次左衛門物影ニ而承候、政右衛門殿

被申候ハ、何ニ而も訴訟、名主・組頭取次不申候ハ、

可申出候、慥成事ニ候得ハ、御聞被成と被申候、

廿二日壬寅、朝晴天、昼曇ル、晩方雪少シ降ル、御役

人様方御帰被遊候、彦内番前之(如)とく村番ニ名主申付

候、

廿三日癸卯、晴天、次左衛門義彦内方へ見廻候得ハ、御

訴訟ニ罷出候へ共、不埒ニ而誤リ証文指上ケ申候由、

五人組ハ申分無之手形上候由、

廿四日甲辰、朝曇ル、後ハ晴ル、上方(長谷)ハせの観音様御

形御札を持出家參、近年千福村・石脇村迄ハ參申候得

共、当村へハ初而伺公仕候と申候、次左衛門申候ハ、

御守納申間敷と申候得共、御形計置候、御初尾少々出

申候、帳面次左衛門と書印シ參候、此上ハ当村へも毎

年参度由申候、次左衛門申候ハ、夫ハ名主方へ内々被

申候へハ濟義も可有と申候、

十一月廿五日乙巳、曇ル、夜ニ入雨、龜之丞葛山村天神

様・大畑村大日様へ御立願有之、參詣ニ遣し申候、案

内ニ堂ノ欣求參候、治左衛門妻連而參候、供ニハ下女

つまを召連申候、

一三右衛門殿無尽、治左衛門所ニ而仕候、取金三兩壹分

壹朱ニ次左衛門受取申候、為此質物向山ニ而新下畑・

茶園共ニ入置申候、証人弥十郎兵衛 小掛八百六十八文つ、

四貫百文割也、

廿六日丙午、晴天、郷藏番当リ申候、

廿七日丁未、晴天、郷御藏米三嶋久保町原市兵衛殿へ払

申候、治左衛門名主方へ參檢見帳ニ而手前分ノ檢見引

写申候、本田と畑成田引方ノ計写申候、

分米合五石四斗三合

分米合六石壹斗壹升貳合 畑成田

和田 善 大夫 印

辰ノ九月 中村 武右衛門 印

柴田 猶右衛門 印

御宿村 名主中

手前分 一上田十五歩 壹丁田

分米七升五合

同断 一下田壹畝十五歩 松ノ木田

分米壹斗五升

同上
一上畑成田四畝歩 水久保

分米三斗貳升

一文永分
一 中畑成田貳畝貳歩 駒形加藤屋敷

分米壹斗四升五合

一 深山村磯右衛門殿書状を持猶右衛門殿被參候、金第 訳ケハ
おしゆん義神山村源七郎方へ貰候が、いかゞ可仕との
事、次右衛門申候ハ、大形ハ御無用ニ被成可然と申越
候、直右衛門殿被帰候、

十一月廿八日戊申、晴天、郷御藏米三嶋へ今日も払候、

十一月廿九日己酉、晴天、次左衛門深山村土屋磯右衛門
殿へ参候、泊り申候、半右衛門殿前ニ喜藏家普請初申
候、

十二月朔日庚戌、曇ル、次左衛門深山ニ而駿河屋借金ニ

付、沼津三枚橋矢部九郎左衛門材木沼津渡場着仕候而、
金子払可申との請負証文ニ通有之候間写参、銀右衛門
殿方へ相渡申候、又々磯右衛門殿方へ銀右衛門殿方へ

の送状も持参仕候、三嶋伯母様御越、およしどの罷帰
候、

二日辛亥、朝曇ル、後時々照ル、三嶋伯母様被帰候、伝

四郎どのへ家見酒入申候、

三日壬子、朝曇ル、後晴天、

四日癸丑、晴天、新六家普請、葛山村元右衛門木買申候、

五日甲寅、曇ル、新六郎屋普請やねりニ罷成候、

六日乙卯、曇ル、時々小雨降ル、

七日丙辰、晴天、昨朝五郎兵衛継子死申候、新六方へ家

見酒入申候、

八日丁巳、朝曇ル、昼前々雨天、善右衛門方へ費用錢五

百五十文渡、内三百今老文ハ前度払申候、今日貳百六十

三文渡ス、内十六文且きやうの油代也、手間拾六人半遣

申候、差引無之候、定夫平兵衛参申候ハ、御免状参候

間判形持参仕候様ニと申来候、沼田村庄兵衛・千福村

宇右衛門殿藏普請へ見廻ニ参罷帰候とて寄候間、おか

ね事伝言仕候、

九日戊午、晴天、半右衛門殿へ治左衛門参、御割付写シ

申候、

一四ツ九分壹厘 田方去年ニ式分下り

一七ツ四分五厘 畑成田去年ニ式分下り

一 式ツ四分三厘 畑方去年之通

一 三ツ五分 屋敷去年之通

一 二ツ五分 兩取ならし 畑屋敷

一 壹ツ三分 新畑去年之通

一 七分取 丑改 新畑去年之通

外 一六斗式升四合 山手役

取米合百六十式石九升三合

一 御直段六斗八升かへニ申来候、十二月十四日ニ、

十二月十日己未、晴天、治左衛門妻眼病相煩候故、綾橋

岡平左衛門殿へ見而貰候と而罷越申候而泊り、針を請

申候、庄円寺重譽和尚様三嶋へ御越被成候、就夫家頼

五兵衛晩方參申候ハ、和尚様御使として今日三嶋へ急

ニ思立罷越候故御暇乞も不申候、四・五日ハ逗留仕可罷

婦候間、右様ニ思召候様ニと申来候、道具屋脇坂仁右

衛門罷登候と而次左衛門所へ寄り申候間、懸共相渡候、

十一日庚申、晴天、

十二日辛酉、晴天、彦内どの番人置不申候由承候、

十三日壬戌、晴天、

十四日癸亥、晴天、千福村宇右衛門殿屋作被致候間、家

見ニ湯山次左衛門・同銀右衛門・同半右衛門・同宮内

左衛門・西川利八、四人罷越候、ふき替といへ共、道

具大分取替候、

一松永村御陣屋御配符參候、三分一御直段六斗八升買、

去年之通三升安也、

十五日甲子、雨天、彦八郎所甲子待番ニ当り申候故皆々

寄合申候、沼田村姉者人、千福村西嶋宇右衛門殿へ家

見ニ被參候、次左衛門・銀右衛門所へ被立寄候、

十二月十六日乙丑、晴天、

十七日丙寅、晴天、三分一金納候様ニと申来候間、先金

式分相納申候、役割出来候間メ計り写シ申候、

惣メ百貳貫四百廿九文

内

壹貫貳百拾文 御檢見御扶持米被下候分引

残百壹貫貳百拾九文

此割 名主役領高卅九石三斗六升引而
残高三百四拾七石九升二割

高老石ニ付式百八十八文五分宛

一五貫三百十八文 治左衛門

一式百四拾式文 文 永

十二月十八日丁卯、晴天、晩夜ニ入雪ふり申候、沼田村

姉者人、昨晩千福ヲ銀右衛門殿迄被帰候而泊リ被申候、

石脇村名主植松五右衛門殿内方、一昨十六日ニ死去被

致候間、悔ニ次左衛門罷越候而、与四左衛門殿ヘも届

ケに寄候、

一権助ニ逢候而、豆州柏葉村伊左衛門養子貫度由申候ニ付

様子承、茶畑少々持候由、親類ハ名主安左衛門と申候、

其舍弟八郎左衛門と申候由承候、当村湯山彦四郎娘ツ

や望候、

一庄円寺六世重誓和尚様伊豆ヲ御帰リ被成、湯山次左衛

門其外皆々ヘ唯今帰リ候と而御見廻也、

十九日戊辰、晴天、沼田村に被居候姉者人被帰候、平田

村宝蔵院被參候、三嶋宮後村大村采女殿ヲ当春遣シ候

薬之代之内四百文被越候、

十二月廿日己巳、晴天、千福村普明寺御住持登国和尚親

父、江戸ニ御座候、気色悪敷御座候ニ付、普明寺江戸

御越ニ付、当村向西寺伴僧ニ參候、就夫に白心向西寺

へ留主居ニ被□參候、治左衛門足ふみ違申候、善右衛

門ニ骨つき為致候、

廿一日庚午、晴天、次左衛門足通候故岡平左衛門殿ニ打

針致而貰申候、名主半右衛門方へ參、御年貢皆濟仕

候、役米帳見候而写シ申候、

一米七斗六升 組頭米見給

一同三斗七升式合 御陣屋地代

一同式斗八升 升取給

一米米表之内年内分 御藏番給

一同三表、但四斗壹升入 定使給

ノ式石八斗四升式合

高老石ニ付八合式夕五才納究

皆濟判・御割付判、役割帳ニ判仕候、

廿二日辛未、晴天、郷御藏米三嶋へ扨申候、殘四拾俵余

者宮内左衛門御用金廿兩差上ケ申候故、其代、其外役

米等ニ半右衛門内藏へ取、御藏ハ明ケ申候、一同こほ

れ米式斗壹升有之候を新八ニ売候由、

無役

一高拾九石六斗八升

当番名主

半左衛門

一一同拾九石六斗八升

同

宮内右衛門

一三十九石三斗六升

米石

一七斗六升

組頭

彦左衛門

一一同式斗八升

升取

伊兵衛

一一同式斗

藏番

市藏

一一同壹表

上ノ原頭

半三郎

一一同三表

定使

平兵衛

一無給

百姓代

治左衛門

一同断

同

惣左衛門

一同断

同

弥左衛門

一同断

同

庄九郎

一同断

同

文左衛門

一同断

同

平八郎

一同断

同

伊兵衛

一同断

同

伝四郎

百姓代メ九人、但シ五人組頭仕候、

十二月廿三日壬申、晴天、す、はらひ仕候、沼田村ノ瀬

戸善七郎殿千福村へ被參と而被寄候、

廿四日癸酉、晴天、半右衛門殿松永村御陣屋へ參、彦内

事申上候、

廿五日甲戌、晴天、

廿六日乙亥、晴天、晩方ノ夜ニ入雨降り申候、松永村ノ

御下役田村政右衛門様御越、彦内并御袋、又々五人組

之者、名主・組頭・好身之者、宮内左衛門所へ被召寄

被仰渡候ハ、山崎市左衛門様・和田善太夫様御兩人様

ノ被仰渡候御書付御読為聞、彦内座敷籠ニ被仰付、

則宮内左衛門せどの家ニ置申候、就夫ニ親類・五人組・

組頭・名主、口上書差上ケ申候、彦内我俣者ニ而異見

も用不申候間、何分も之御仕置ニも被仰付候得共、其

外色々之文言有之候、

駿州御宿村 彦内母

正徳二年

同人從弟

次左衛門

辰ノ十二月廿六日

同人伯父

伊兵衛

同人五人組

平三郎

同断

弥平次

同断

三郎兵衛

山崎市左衛門様 同断 庄 九 郎
和田善太夫様 組頭 彦左衛門

彦内從弟 式右衛門
名主

同人從弟 半右衛門
名主

同人伯父 宮内左衛門

一 田村政右衛門殿宮内左衛門方へ被仰付候ハ、彦内六石余之田地請取、御役義御年貢御上納仕、彦内母、家頼共ニかくまい候様ニ被仰付候、政右衛門殿夜通し松永へ被帰候、廿七日丙子、晴天、彦内殿へ昼夜之番村中々勤候事相止申候、十一月九日迄廿七日上ノ原勤候、九月廿

九日迄十一月十九日迄五十四日本郷ニ而番仕候、

十二月廿八日丁丑、朝曇ル、後照ル、
(式右衛門殿 半右衛門殿 彦左衛門殿)

松永村御陣屋江彦内事ニ一昨廿六日ニ田村政右衛門殿御越御礼ながら、御歳暮ニ被參候、

廿九日戊寅、晴天、

御公儀様御入用御普請所

川除ケ亥ノ満水ニ而川押大分有之候ニ付願仕候、
(寛文十一年)

一 長土手ニケ所 内壺所ハ古堰下すいど、
壺所ハ柳渡場田ノ畔

一 是ハ先年野村彦太夫様御代官所之節御普請所ニ罷成候、
川除ケ

一 石出シ壺ケ所 古堰上之事

一 是ハ小長谷勘左衛門様御代官所之節御願仕御普請所ニ罷成、石出シ出来候、

一 悪水堀ニケ所 内壺ケ所ハ上ノ原

一 是ハ市野惣太夫様御代官所之節出来仕、御普請ニ罷成候、

一 堰中嶋松林 御宿村中分

一 是ハ小長谷勘左衛門様御代官所之節被仰付、村中々植申候ゆへ村中寄合林ニ而御座候、
上ノ林御林、天和三年迄ノ年々 豎三百間

一 松木御林三町歩 横三十間

一 是ハ稲葉美濃守様御知行所之節、大林・和田林兩所之替ニ被仰付候、御宿村中ニ而相守候、
元禄十一年寅年々

一 御蔵屋舗 高之外

一 是ハ長谷川藤兵衛様御代官所之節芝間御屋敷ニ被仰付候故、御除キ地也、

一 上ノ原新田ハ六拾六年以前正保四年亥之年ノ杉本七左衛門新田開發仕、上ノ原頭仕候、杉本〔宇平治云七郎〕迄三代頭仕候、四年以前丑ノ年伝七郎病死ゆへ当分半三郎頭役仕候、杉本七左衛門ハ元ハ金沢村之者ニ候得共、野村彦太夫様御代官之節新田願相濟、上ノ原ハ罷成候而正徳二年辰ノ年迄六十六年ニ罷成候、一 建久四年丑ノ五月、頼朝公富士の牧狩之節村名字共ニ被下候而、御宿村湯山右近と申候、是ハ御宿仕、山へ御湯持参仕候ニ付□□候、天文元年迄三百四十年、此持世式十代、

湯山家系圖

御宿村開闢より

廿一代 代々右近卜言 持世四十余年

元龜二年未ノ正月十六日ニ死去、孝譽円忠信士

右近嫡子、宮内左衛門為ニハ姉譽也
廿二代 湯山右近吉次

是ハ持世四拾壹年

慶長十六年亥ノ三月死去 十四日也

光譽明春信士

右近小舅
廿三代 湯山宮内左衛門吉正 当分預リ

慶長十六年ノ元和式年辰ノ年迄六年、内匠成人之内持添ニ仕候、

正保三年戌十月十五日ニ死去、

嚴譽庄円信士

右近養子又宮内左衛門美子也

廿四代 湯山内匠吉正後ニ元吉 前ハ次左衛門と言、

元和二年辰ノ年ノ寛文十二年子ノ歳迄持世五拾七年、

天和四子ノ正月廿六日ニ死去、

源譽道播上坐、〔庄〕昌円寺旦那

浄土宗昌円寺開起ハ嚴譽庄円任願ニ、孝子次左衛門・

半右衛門・式右衛門三人ニ而寛永三寅年取立候、

内匠養子

廿五代 湯山治左衛門吉親 前ハ源左衛門と云、内匠為ニハ次左衛門ハ小舅、同人妻ハ姪也、

寛文十二年ノ元禄八亥之年迄持世廿四年、元禄十二年

卯之六月廿九日ニ五十九ニ而死去、

諦譽聽夏信士、庄円寺旦那

次左衛門嫡子

廿六代 湯山勘左衛門吉定 前ハ平六郎と言、

元禄五申ノ歳ノ同十二年卯ノ年迄持世八年、内四年ハ

次左衛門代之内、

勤左衛門弟、次左衛門子次男
廿七代 湯山銀右衛門告忠

元禄十二年ノ同十四年巳ノ年迄持世三年

銀右衛門弟、次左衛門子三男
廿八代 湯山治左衛門廣親 前八安右衛門と云、

元禄十四年巳ノ年ノ庶子之物領ニ罷成申候、

元龜二年未ノ正月十六日

孝譽田忠信士 俗名右近

天正五年丑ノ七月十六日

月譽秋貞信女 右近妻

慶長十六年亥ノ八月十四日

心譽妙欣信女 右近妻

正保三年戌十月十五日

嚴譽庄田信士 俗名宮内左衛門

正保三年戌七月十二日

行譽智春信女 宮内左衛門妻

天和四年子ノ正月廿六日

源譽道播上坐 俗名内匠

貞享五年辰ノ六月廿七日

節譽妙忠大姉 内匠妻

元禄十二年卯ノ六月廿九日

諦譽聰夏信士 俗名次左衛門

身譽理報信女 治左衛門妻

右者湯山次左衛門廣親、先祖代々之法名如此ニ候、

庄田寺住持代々

天正十五亥ノ二月五日

是ハ仮り也、庄田寺ハ寛
永三年ノ取立申候

当寺開山 田蓮社 覺譽存秀和尚

寛永十八年ノ時分住職ニ見ヘ申候、

当寺二世 信蓮社 單譽上人

延宝五巳ノ四月一日

当寺三代 西蓮社 方譽今悦和尚

貞享元子ノ年ノ元禄七戌正月迄十年住職

当寺四代 相蓮社 実譽覺玄上人 大和尚

享保貳年酉ノ九月廿二日

元禄七年戌四・五月時分ノ五年住職也

元禄十一年寅ノ四月廿八日ニ遷化

当寺五世 先蓮社 勸譽古学上人

元禄十一年寅ノ年ノ住職

当寺六世 願蓮社 重譽□良上人

太閤秀吉公

天正十八年庚寅ノ七月十日ニ小田原之城主北条左京大夫

氏政^{氏政子}舎弟陸奥守氏照兄弟切腹被成城相渡候、氏直ハ同廿

日ニ高野山ニ相究候、是^悲太閤秀吉公段々御念比ニ候得

共、氏直御不仕合ニ而三十三歳之時痲瘡御煩終り給ふ也、

天正十八年寅ノ八月

今度御退治之国々御檢地被仰付、御知行割被成候、

御知行割之事

一 伊豆・相模・上野・下野・武藏・上総・下総七ヶ国
大納言家康卿

一 尾張并北伊勢五郡
中納言秀次卿

一 奥州十七郡
羽柴飛彈^(驛)守

一 同八郡
木村伊勢守

一 三州之内十五万石
羽柴三左衛門尉輝政

一 五万石
田中兵部大輔

一 遠江内十二万石
^(ママ)

堀尾帯刀先生吉晴

一 同五万石
山内对馬守

一 遠州内三万石
渡瀬左衛門佐

一 駿河
中村式部少輔

一 甲斐
加藤遠江守

一 信州内小室城附五万石
千石権兵衛尉

一 同小笠原郡
石河出雲守

一 同伊奈郡^(那)
羽柴河内守 元来ハ毛利也

一 同木曾二郡御藏入
御代官石川掃部助

一 同諏訪郡
日根野織部

如此各御加増領給り候、信長公ニ男北畠中将信雄卿を
も秋田江遠流せられ候、

右之通太閤記ニ見へ候、

御宿村御領・私領代々

古代不知候

応永十九年迄
一今川了後 御知行所

応永十九年カ
一今川仲秋 御知行所

仲秋カ義元迄代数不知候

天文廿年之頃
一今川義元 御知行所

永祿十一年十二月迄

一今川氏実(真) 御知行所
是ハ今川義元ノ子也

永祿十一年辰ノ十二月カ
一武田信玄 御知行所

天正元年酉ノ四月カ
一武田勝頼 御知行所
是ハ甲斐ノ信玄ノ御子也

天正拾年午ノ三月カ

一大納言家康卿様御知行所

天正十八年寅ノ八月カ
一中村式部少輔様御知行所

慶長初カ

一牧野右馬丞様御知行所
是ハ長久保村之城主

慶長七、八年迄
一井出志摩守様御代官所

慶長八、九年カ

一大窪治右衛門様御知行所

是ハ沼津之城主式万石御取被成候由承候、慥ハ不

知候、御代官小出□殿、

慶長年中ノ末カ

一今宮惣左衛門様御代官所

寛永三年寅ノ年カ

一駿河大納言様御知行所

是ハ駿府ノ城主、郡代ニ村上兵右衛門様と申有之

候由承候、

寛永九年申ノ年カ三嶋領ニ成ル

一下田与四右衛門様御代官所

是ハ豆州三嶋領之節御代官、三嶋ニ被居候、

寛永十年時分カ沼津領

一長谷川藤右衛門様御代官所

御手代藤田長右衛門殿

寛永拾九年午ノ年カ沼津領

一野村彦太夫様御代官所

延宝七年未ノ年迄三十八年御支配、沼津御手代藤

田長右衛門殿、其外大勢、

延宝七年未之暮カ同八年申ノ年カ渡ル

一稲葉美濃守様御知行所

是ハ小田原之城主、御厨領、御殿場村ニ御代官被

居候、

(マ)

貞享
一 国領半兵衛様御代官所

貞享四年卯ノ年元禄五甲ノ年迄六年
一 小長谷勘左衛門様御代官所

沼津御手代後藤冲右衛門殿
林 新右衛門殿 沼津領、

元禄五申ノ年同十年丑ノ年迄六年
一 市野惣太夫様御代官所

原宿御手代伊藤善左衛門殿
齊藤長右衛門殿 原宿領、

元禄十五ノ年意ケ年 御代官岩下金兵衛殿
一 伊丹佐京様御知行所

御知行一万石之内、御宿村

元禄十秋過6

一 当分御預り
内山七兵衛様
大草太郎左衛門様御代官所也、
野田三郎左衛門様

元禄十一寅年卯ノ六月迄二年

一 長谷川藤兵衛様御代官所

是ハ遠州(袋井)ニ被成御座候、丸子領、駿河国ま
りこ町ニ御陣屋有之候、

元禄十二卯ノ六月6巳ノ六月迄三年
一 外山五郎右衛門様御代官所

前ニハ外山小作様と申候、是者駿府御代官也、沼津
領、沼津御手代山本源八郎殿と申候、

元禄十四年巳ノ六月6戌ノ二月迄六年
一 守屋助次郎様御代官所

是ハ駿府御代官、沼津領、沼津御手代井出加野右衛
門と申候、後ニハ下村幾右衛門殿被居候、又後ニハ

天川茂兵衛殿被居候、

宝永三年戌二月1ケ年
一 能勢権兵衛様御代官所

是ハ駿府御代官、沼津領、沼津御手代天川茂兵衛殿
被居候、

宝永三年戌十一月6松永領

一 大久保長門守様御知行所

壹万千石之内、御宿村

松永村御陣屋ニ被成御座候御代官高木徳右衛門様、度
々替候、三年以前寅ノ年6御郡代山崎市左衛門様被成
御座候、

宝永三戌之年御割付ハ能勢権兵衛様6出申候、

御年貢三分二御取被成、残而三分一ハ長門守様へ御取被
遊候、是ハ御公儀様6被仰出候而、右之通御上納仕候、

牧野右馬丞様々当御地頭様大窪長門守様迄拾九代也、
其内御代官拾三代
其内御地頭六代

畑成田箱根水入用出シ古堰水懸リ

一屋敷上畑式畝五歩是ハ新川庄左衛門
是ハ新河方懸候故けし

一前中畑壹畝廿三歩 権左衛門

一前中畑壹畝廿八歩 権右衛門

一長右衛門前下畑壹七式歩 半右衛門

一屋敷上畑壹畝歩 伊兵衛

一屋敷と前上畑五畝九歩 宮内左衛門

一屋敷下田三七歩 同 人

一元屋敷上畑九畝廿七歩 半右衛門

一屋敷下畑三畝歩 同 人

一屋敷中畑式畝廿四歩 治左衛門

一屋敷上畑壹畝歩 三郎兵衛

メ三反廿三歩 此高式石三斗三升四合

内

上畑田壹反七七六歩

分米壹石三斗七升六合

中畑田六畝十五歩

分米四斗五升五合

下畑田四畝式歩

分米式斗三合

下田三畝歩

分米三斗

高合式石三升四合

御宿村名主家之覚

御宿村開關方以来代々名主右近家

湯山次左衛門

□□八幡宮祿宜宮内左衛門家

湯山半右衛門

同村代々名主久藏遺放跡受取候家

湯山宮内左衛門

是ハ宮内左衛門も分ケ家隠居

湯山伊兵衛

是者治左衛門家も分ケ家

湯山銀右衛門

是ハ宮内左衛門も分ケ家隠居

湯山彦内

是ハ伊兵衛家も分ケ家

湯山彦四郎

右之通壹家七人湯山也

元ハ代々組頭家、名主相勤候節も有ル

中川庄兵衛

是ハ庄兵衛方も分ケ家

中川平八郎

右同断

中河加平次

右同断

中河祖左衛門

右同断

中川弥十郎

右之通壹家（以下欠紙）

湯山安右衛門日記 解説

関根省治

1、御宿村と湯山家

御宿村は裾野市街の西北部、黄瀬川の東岸に立地する村落で、湯山家は代々その名主を務めた家である。

御宿村と湯山家の成立については、正徳一年日記の末尾にも略記されているが、正徳三年（一七一三）の『万留書日帳』（湯山匡秀家、通称「下湯山家」文書、以下注記のない限り引用史料は全て同家文書による）の「湯山氏系図」によれば、

湯山氏系図

一 建久四年癸丑之五月、征夷大將軍右大将頼朝公富士山御狩之御時、当所ニ而湯山右近御宿仕、其上山へ御湯持参仕候得者御機嫌ニ入、村名・字共に御改被下候、頼朝公御上意之趣ハ、宿仕候間郷名ハ御宿村、且又山江湯ヲ持参仕候間名字者湯山右近と可申由被 為仰付候、（以下略）

とある。

この記述には駿河東部から伊豆一帯にみられる源頼朝伝説の影響が強くみられ、そのまま事実としては受け入れ難いが、戦国期に葛山氏元の弟で武田氏に仕えた御宿監物が、天正八年（一五八〇）に家督を若丸に譲った譲状に御宿の名がみえることから（『御殿場市史』第八巻、中世末ごろまでには村落として成立していたことは確実である）。

御宿村に関する初見史料としては、天文三年（一五三四）の「御宿村検地帳」、元龜元年（一五七〇）の「御宿村

物百姓反別名寄帳」があるが、石高記載がみられるなど史料的には問題が多い。確実なものは慶長九年（一六〇四）の検地帳で、沼津藩主大久保忠佐の支配下で行われたこの検地によって村高百七十六石二斗一升五合が確定した。

その後若干の打出しがあったが、延宝二年（一六七四）、沼津代官野村彦太夫・駿府代官諸星庄兵衛によって行われた検地によって村高三百七十二石八斗七升六合が確定、以後近世を通じての基本村高となった。

家数・人別は、明暦三年（一六五七）の「御宿村惣百姓役高名寄帳」によれば三十二軒、寛文十一年（一六七二）の「亥之歳宗門御改之帳」では五十四軒・二百七人、寛政九年（一七九七）の「駿河国駿東郡御宿村明細村差出帳」では、七十一軒・三百二十五人となっている。深良用水の恩恵をうけ、寛文期以後は村高のみならず家数・人別とも増加した。

また、井組（水利組合）では上郷に属している。

支配の変遷については宝永七年日記、正徳二年日記ともに末尾に記述されているが、寛永十年（一六三三）以前の支配については一次史料に乏しく、さらに検討が必要である。寛永十年の長谷川藤右衛門から市野惣太夫までは沼津代官領（ただし延宝末期に一時小田原藩領）で、元禄十一年（一六九八）の地方直しによって伊丹左京勝守領となった。しかし同年九月十五日勝守は自殺したため（『寛政重修諸家譜』五―二二四）短期間で天領にもどり、宝永三年（一七〇六）からは大久保長門守教寛領（のいひろ）となった。以後幕末まで大久保氏の支配が続く。

大久保教寛は小田原藩主大久保忠朝の二男で、宝永三年にその支藩として荻野山中藩を成立させた。この藩名は、中心となる陣屋が相模国愛甲郡中荻野村（現、厚木市）に置かれたためこうよばれているが、駿河では松長村（現、沼津市）、伊豆では古奈村（現、伊豆長岡町）に陣屋が置かれており、これらの日記にも松長・古奈両陣屋へ出向く記事が多くみられる。

一方湯山家は、近世初頭以来の名主家であったが、元和期以後三家に分立した。その間の事情について寛文十年

(一六七〇)に作成された沼津代官宛の口上書によれば、

御尋ニ付差上ケ申口上書之事

一 御宿村立初リノ之名主と申ハ拙者家ニ而御座候、先年ハ名主兩人ニ而御座候、拙者養父右近相役海野久蔵と申候、此久蔵悪事仕候故御公儀様ノ御禿シ御追放被遊候、就夫ニ実父宮内左衛門ヲ相役ニ被立申候、然所ニ養父右近不意ニ病死仕候ニ付、拙者義ハ幼少ニ而身代持之義不罷成、右近分之田畑・林、諸事持添ニ仕、実父宮内左衛門一人名主ニ罷成候、其以後ハ私共も成人仕候間、養父右近□田地ヲ分ケ私相続仕候、半右衛門義ハ実父宮内左衛門勤来候神職請取申候、惣領宮内左衛門名主役受取申候、此宮内左衛門隠田仕候ニ付名主御役御公儀様へ被召上、私共三人ニ廿三年以前子ノ年名主御役被仰付候、拙者儀ハ代々名主右近跡ヲ続候故本名主ニ御座候間、御判形被遊候御水帳拙者方へ御渡し被下候而本名主ニ被仰付可被下候、半右衛門・権兵衛本名主願候而双論ニ及候得共、兩人共ニ新名主ニ御座候、此外代々之名主家脇ニ無之候間、御判形被遊候而本帳拙者方へ御渡し可被下候、右之通少も偽り不申上候間、御尋之上委細口上三可申上候、

寛文拾年戌三月

御宿村

名主

次左衛門

御代官様

とある。この内容を第一表と対応させながら要約すると、近世初頭の御宿村の名主は湯山右近と海野久蔵であったが、久蔵が「悪事」によって追放された後は次左衛門の実父である宮内左衛門（これは別史料により右近の義兄弟であることが分る）が久蔵の跡役となった。しかし慶長十六年（一六一一）に右近が急死、当時右近の養子となっていた次左衛門も幼少だったため宮内左衛門が右近家の「諸事」を「持添」にしたのである。慶長十六年から元和二年

第一表 下湯山家当主

代	名 称	持 世	備 考
21	右近 昌福	天文元～元亀 2	
22	右近 吉次	元亀 2～慶長16	初め昌春。昌福嫡子。
23	宮内左衛門(吉正)	慶長16～元和 2	初め彦十郎。吉次の小舅。 当分預。
24	内匠 吉正	元和 2～寛文12	初め次左衛門。のち元吉。 吉正の実子、吉次の養子。
25	治左衛門 吉親	寛文12～元禄 8	初め源左衛門。吉正の小舅、 吉正の養子。
26	勘左衛門 吉定	元禄 5～元禄12 (うち 4 年は吉親の代)	初め平六郎。吉親嫡子。 元禄12年出家し、宝蔵院と号す。
27	銀右衛門 吉忠	元禄12～元禄14	吉定の弟、吉親の次男。
28	治左衛門 廣親	元禄14～	初め安右衛門。吉忠の弟、 吉親の三男。

「湯山家系図」、「湯山氏系図」(正徳 3 年万留書日帳)より作成。() は「湯山家系図」ではなく、「湯山氏系図」にのみみられるもの。

(一六一六)までの間である。そして宮内左衛門の三子、すなわち惣領の宮内左衛門に宮内左衛門家の名主職を、半右衛門に神職を各々相続させ、次左衛門が右近家の名主職を継いだのである。ここに湯山三家が成立、上湯山・中湯山・下湯山と通称されるようになった。

こうした経緯のなかで作成されたこの口上書は、次左衛門こそが湯山右近家を継ぐ本名主であるという主張に貫かれており、これを根拠に検地帳の引渡しを代官に求めたのである。

ところで、この段階の下湯山家の当主は二十四代吉正であるが、二十五代吉親はその養子であり、その後二十六代より二十八代は兄弟に家督が相続されるという通常とはやや異なった相続となる(第一表)。しかし一貫して下湯山家こそが本名主家であるとの認識は強く、個別の引用は省略するが多くの史料にその主張を散見できる。

なお正徳二年日記の末尾には「湯山一家」が記されており、湯山家の同族を考える上で興味深い。

2、日記の概要

下湯山家文書には、近世前・中期の日記として、本書収録のもの以外に正徳三年・同五年・享保十三年(一七二八)の日記があるが、いずれも公用日記とは異なり、農民の生活・社会意識が具体的に記されている点で注目すべき史料である。

以下各日記の主要記事についてみてみよう。

(1) 宝永五年日記

宝永五年日記は横帳で表紙・年号を欠くが、二月十五日条にみられる横道順札の納札案書に「宝永五年子ノ二月」とあり、宝永五年のものと断定できる。この日記は一月二十六日より五月十日までの短期間分しか残っていないが、

こうした不完全な体裁にも拘らず、深良用水開削時の聴取記事と順礼記事の豊富さにおいて貴重な史料である。

すなわち、四月四日条にみられる箱根湖水番甚左衛門の話として、(1) 深良用水開削の元締として友野与右衛門・橋本源右衛門、金主として浅井佐次右衛門・橋本三入^(山友)・天が崎加右衛門・伏見仁左衛門・長濱半兵衛、幕府請負人として須川八郎兵衛・かざりや四郎五郎が存在したこと、(2) 用水工事は寛文六年(一六六六)の七月二十一・二十二日ころより始まり、同十年三月二十五日に完成したこと、(3) 六年目より畑成田(畑が通水により田になること)が成立したこと等々が記されており、開削の経過について具体的に知ることができる。

なお、甚左衛門は「半右衛門殿前地三居」る「箱根湖水掘抜之時分かせぎニ入込」んだ工事人であり、四月二十九日には江戸へ出立している。

一方順礼に関しては、駿河・伊豆両国横道三十三ヵ所の順礼記事が多くみられ、二月十日には権左衛門が甚兵衛方へ横道順礼の誘いに訪れ(日記には「よこどう」とあり、横道は「よこどう」と読んだことが理解できる)、同十三日に順礼用の御札を持えたのち同十五日には安右衛門の母ら十人が順礼に出立している。この順礼は八日間かけて行われ、同二十二日に帰郷している。これにより横道順礼の行程が具体的に理解できる。なお同史料を利用して民衆の旅を考察したものに高橋敏「民衆の旅」(『日本民衆教育史研究』所収)がある。

他に用水関係の記事が二月二日・八日・十日、三月十三日、四月四日の各条にみられ、四月十一日・二十六日条などには宝永四年(一七〇七)の富士山噴火の影響がみられる。また二月二十六日・三月四日条には花見の記事が、三月二十八日条には流行病に対する祈祷の記事がみられ、農民の娯楽・信仰の一端を窺うことができる。

(2) 宝永七年日記

宝永七年日記は横帳で、元旦より翌年正月三日までの日並記事を記し、ついで末尾には琉球人通行記録および「御宿村御代官・御地頭替」と題して御宿村支配の変遷について記述してある。一年間の記録であるため、宝永五年日記

		安右衛門娘千代、病気につき大法院に祈祷を頼む。
	22	大法院、再度祈祷。
	27	おつる、菅沼村より一色村安右衛門宅へ嫁入。
9.	1	安右衛門伯母の17回忌、庄門寺にて執行。
	6	葛山村悦道死去につき弔門。
	12	安右衛門、薬師様へ籠る。
	14	深山村隠居、三島回向の途中安右衛門宅に寄る。半右衛門家の日待に招かれる。
	17	7日待を始める。
	22	千代の祈祷、左京に依頼。
	23	7日待終了。千代死去。銀右衛門家の日待あり。
	26	安右衛門、千代の死去を悔み狂歌2首を記す。
10.	1	薬師様へ狂歌1首。
	3	狂歌1首。
	6	昨日、又右衛門と欣求、秋葉山より下向。安右衛門母、定(貞)右衛門家の日待に招かれる。
	7	定右衛門より日待祝来る。
	8	宮後村采女より三嶋大社にて千本築あるので参られたいとの伝言。
	10	西安寺へ入仏につき3日3夜あり。安右衛門妻他3名参加。
	17	安右衛門母他4名、千本築見物へ行く。伊勢御師来る。
	18	宮内左衛門娘ろく、半右衛門と結婚。仲人伊兵衛。
	19	宮内左衛門より半右衛門へ言入祝儀。安右衛門、治左衛門と改名。
	20	銀右衛門家の恵比寿講に招かれる。
	23	半右衛門宅へ「手斧立」に招かれる。
11.	18	無尽について狂歌3首。
12.	1	上ヶ田村伊左衛門の娘、御宿村彦左衛門と結婚。
	5	治左衛門他2名、半右衛門宅へ家見祝儀。
	13	治左衛門、御宿村善兵衛娘しめの鉄漿親となる。
	14	しめの祝儀として赤飯来る。善兵衛へ祝儀。元服改名の祝。
	16	煤払い。
	26	深山村へ歳暮を送る。

第二表 宝永7年日記にみられる民俗関係記事

正.	8	新八と上ノ原兵三、伊勢参宮。
	18	安右衛門妻病気につき藤七娘せん代参。下女さわも立願に派遣。
	20	銀右衛門家の恵比寿講に招かれる。
	25	新八、伊勢神宮より下向。
2.	23	23夜待。
3.	3	平田村3ヶ所より節句。
	13	開帳に参詣。
5.	19	安右衛門母、千福村観音へ参詣。
6.	15	安右衛門母他、三島回向へ出掛ける。
7.	7	愛鷹御師中野右近、来る。10日まで安右衛門宅に滞在。
	19	安右衛門妻、深山村へ33回忌の焼香に行く。
	23	23夜待。
	24	から沢で操人形始まる。
	25	銀右衛門ら操人形見物。
	26	深山村より操人形見物に来る。中野右近、銀右衛門宅に宿泊。 銀右衛門・安右衛門、操人形見物。
	28	明日風祭り遊びにと、定使来る。
	29	安右衛門、操人形見物。
8.	1	操人形終了。
	3	中野右近、安右衛門宅に立寄る。
	16	深良村へ相撲見物に行くも、18日に延期。欣求7日念仏を始め、48夜 にしたいとの申し入れ。
	17	念仏願、解決せず。
	18	深良村で相撲。
	26	宝蔵院・千勝に祈祷を頼む。
閏 8.	5	四ツ溝の相撲中止。
	6	平田村より宝蔵院祈祷札持参。
	19	安右衛門、長窪村へ勸進相撲見物。
	21	安右衛門妹れん、石脇村貞右衛門と婚約。当年金神につき方違にまず 千福村へ、ついで石脇村綾橋へ。

より豊富な内容を有するが、保存状態は悪く、表紙の一部を欠くとともに横帳の左上部にも欠損部分を持つ。

この年の十月十七日、安右衛門は治左衛門と改名する（ただし近世文書の通例として「治」は「次」とあてられる場合も多い。同様に定右衛門⇨貞右衛門である）が、宝永七年は安右衛門にとって不幸な一年だった。九月二十三日、娘千代が二歳にして死去したのである。

千代の病氣平癒を願い、安右衛門は全力を尽す。すなわち、閏八月二十一・二十二日に大法院へ祈祷を頼み、九月二日には薬師へ御籠りをする。さらに十七日には七日待の願かけを始め、二十日には施薬も行った。しかし病状に好転がみられなかったためか二十二日には左京に新たな祈禱を依頼している。

そして同月二十三日、皮肉にも心経千日百巻読経を行い七日待が終了した同日、安右衛門の願いも空しく千代は死去したのである。安右衛門の切なく口惜しい心情は次の一首に凝縮される。

南無七夜人も知たり立待の　しるしがなくハ名こそおしけれ

このようにこの日記には公文書には現われることの乏しい民衆の意識・生活などが明瞭に記されている。以下これら農民の生活史的側面を中心にこの日記を検討してみよう。

宝永七年日記にみられる民俗関係記事を抽出したのが第二表である。これより以下の諸点を指摘できよう。

信仰 日記の書出しが年徳神恵方の記述から始まることから理解できるように、陰陽道の影響が強くみられるのが大きな特色である。これに神仏への信仰が加わり豊富な行事を生むことになる。寺社参詣では伊勢参宮（正月八日・十八日・二十五日条）、開帳・観音参詣（三月十三日・五月十九日条）などがみられる。御師の来村も多く、愛鷹御師（七月七日・十日・八月三日条）や伊勢御師（十月十七日条）などが活動している。特に愛鷹御師中野右近は、安右衛門や銀右衛門の家に宿泊していることから、御宿村の有力農民とは密接な関係があったようである。

また日待も屢々行われており、安右衛門家では二月・七月に二十三夜待を行い、九月十四日には半右衛門家、同二

十三日には銀右衛門家、十月六日には定右衛門家の各日待に招かれている。

さらに、陰陽道の影響を強く受けている例として方違かたがえがあげられる。すなわち安右衛門は妹れんを石脇村貞右衛門に嫁がせるにあたり、石脇村が金神の方角にあたるとしてれんをまず千福村へ差向け、ついで石脇村へ遣わしているのである（閏八月二十一日条）。

娯楽 近世の農民は、領主の収奪や天災・飢饉に苦しめられながらも、主体的に余暇を活用することも怠らなかつた。この日記には、こうした農民の娯楽として操人形（人形浄瑠璃）・勸進相撲・恵比寿講などが記されている。

この年の操人形は七月二十四日から始まり、八月一日までの七日間行われており、安右衛門も二回程見物にでかけている。こうした操人形が毎年開催されたものかどうかは速断できないが、正徳二年日記にも八月一日・二日・五日に岩波村で行われていた操人形を見物に行く記事がみられることから、その可能性も否定できない。

また相撲も深良村（八月十八日）・長久保村（閏八月十九日）で開かれている。

習俗 湯山一族内部の交際に加え、名主家であるが故の新たな交際もみられる。前者の例として半右衛門家の「手斧立」（新築祝）招待（十月二十三日条）などがあげられ、後者の例としては同村善兵衛娘の鉄漿親となつた点（十二月十三日条）を指摘することができる。「我等義ハかんり（簡略）いたし罷有候間、親ノまねニ成而も力ニも難成候間、余人ニ而宜敷方御頼候得と申候」というのは本音ではあるまい。なぜならば、かかる擬制的血縁関係の広汎な成立が、村内における下湯山家の発言力を強めることになるからであり、この点こそ治左衛門が求めたものに外ならないからである。

また十月十七日には、三島大社において千本築（定礎儀式）が行われた。能装束の子供が棒をついて廻るこの儀式については、万延元年（一八六〇）に行われた例が報告されているが（高橋敏「幕末民衆の情報と世直し意識の形成」『静岡県史研究』第二号）、殆ど同様の儀式が既に百五十年前に行われていたことは注目されよう。

また正月二十九日に宮内左衛門が吉奈へ湯治にでかけていることは、農民の湯治として興味深いものがある。

このような民俗的記事以外のものとしては、大野原山論・琉球人通行・庄兵衛戸締事件なども注目されよう。以上みてきたように、酒造を行い（四月二十五日条）経営の拡大を図りつつ、鉄漿親などになることよって村内における発言力強化につとめた治左衛門は、神仏に対する深い信仰心を持ちつつも、数首の狂歌にみられる如き批判的精神をも有する豪農として、村内・外における自己・自家の地位確立に努力したのである。そしてその自己主張の一端を、我々はこの日記の作成に見出すことができるのである。

(3) 正徳二年日記

正徳二年日記は『万書留日帳』の表題をもつ横帳で、一年分の日並記事の他、「御公儀様御入用御普請所」・「湯山家系図」・太閤記の抜粋・「御宿村御領・私領代々」・「畑成田箱根水入用出シ古堰水懸り」・「御宿村名主家之覚」等の記述をもつ。

このうち「御宿村名主家之覚」には、湯山三家の当主の他隠居・分家など七人の名がみえ、これが「湯山一家」を形成していたことが理解できる。当時の名主は半右衛門・宮内左衛門であるが、ここでも治左衛門家こそが本名主家であるとの主張がみられる。なお湯山家に続き「元ハ代々組頭家、名主相勤候節も有ル」として中川家も記されているが、後欠なのが惜しまれる。しかし、『反別名寄覚帳』という表題を持つ元禄→宝永期の雑記帳によれば「御宿村名字」として湯山安右衛門・中川弥十郎・勝股彦左衛門ら名字を僭称する農民十四名が無名字の農民三名とともに記されており、御宿村においてはこうした本百姓と他の百姓が厳格に区別されていたことを窺うことができる。

記述内容の総体的特色としては、宝永七年日記に比して、領主への年頭挨拶・検見巡回など公用記事が増加した点をあげることができる。また初夢に始まる多くの和歌も特徴的である。八月八日には「一休咄し」の本を借りており、次左衛門は諧謔性のある文化を好んだようだ。

この年おこった最大の事件は湯山一家彦内の幽閉事件である。用水問題で向西寺と対立した彦内は（七月二十二日条）宗門人別帳の捺印を拒否（九月二十三日条）、領主の召喚にも応じなかったため手錠の処分をうけ、ついに座敷籠となった（十二月二十六日条）。この間「湯山一家」は領主と彦内の間にたち種々の説得を試みるが、ついに果せず、手錠中の監視は村の交替となったのである。

この日記には宝永七年日記同様豊富な民俗記事がみられるが、重複する部分を除き主たるものをみると、若者組による操人形実施（二月七日条）、佐野村で馬市がたったときの軽業（曲芸）見物（三月二十二日条）、流行病に対する祈祷（六月一日条）などがあげられる。六月一日は「村中遊日」で百万遍念仏が行われ、七月二十八日は風祭も行われている。

また民間医療についての記事も多く、五月二十日・二十四日には治左衛門の妻が「ちばれ」の為施薬をうけている。当時の治療法としては針治療が多く用いられたようで、治左衛門本人も眼病・足痛の治療に針をうけている（十二月十日・同二十一日条）。さらに山淑魚が薬として利用された記事（十月十三日条）もみられる。

農業関係では三月二十六日に苗代づくりが行われたが、「毛白」・「西国」という品種が使用されている。

このように豊富な内容を含むこれらの日記によって、支配文書からは理解し難い新しい農民の姿が浮びあがってくるのである。

付記

本叢書所収史料は、牧野駱・大庭景申両氏が解説されたものを菊池・関根が原本校合したものである。両氏のご尽力に感謝するとともに、本叢書の活用を願うものである。

(菊池邦彦・関根省治)

裾野市史資料叢書 1

柏木甚右衛門覚書帳
湯山安右衛門日記

平成二年三月

編集 裾野市史編さん専門委員会

発行 裾野市教育委員会市編さん室

裾野市茶畑三九九

電話 〇五五九―九三―七二七〇

印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字…裾野市長 市川 武)